

第 3 次 東 広 島 市 農 業 振 興 基 本 計 画

—活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島—



令和 2 年 3 月
東 広 島 市

はじめに



東広島市は、北部に緑豊かな中国山地が連なり、南部に陽光輝く瀬戸内海を抱える豊かな自然に恵まれ、沿岸部から山間部にわたり、稲作を基幹としながら、園芸や畜産など地域特性を活かした多彩な農業が展開されています。

農業は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない食料を生産するとともに、国土や自然環境を保全し、また、文化や民俗を伝承するなど、多面的な機能を有し、人々の暮らしに多くの恵みをもたらしています。

さらに、本市は、古代安芸国の首長墓である三ツ城古墳や国の華と謳われた安芸国分寺などの史跡が伝えるように、往古より豊かな稲作地帯であったことにより、安芸国の中心地として栄えてきました。安芸国最大の穀倉地帯という大きな脈絡の中で歴史が培われてきたことから、農業は、まさしく本市の根源的な営みであると言えます。

しかし今日、農業を取り巻く諸環境は、深刻な担い手不足をはじめ、農産物の価格低迷や耕作放棄地の増加など厳しさを増しており、本市におきましても、農業の持続的な発展を図る上で、多くの課題が生じています。

その一方で、市内各地では、若手農業者を中心とした次世代の営農が展開されており、また、農業を起点として様々なブランドが創出されるなど、これまでにない新たな活力が農業から芽生えつつあります。

このような、社会的経済的諸情勢の変化に的確に対応しつつ、本市独自の農業施策を計画的に推進していくため、このたび、第3次東広島市農業振興基本計画を策定しました。

本計画の将来像である、「活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島」を実現するためには、農業者のみならず消費者や事業者など市民の皆様が一体となり、主体的に行動いただくことが不可欠でございますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、3年間にわたり、熱心にご審議いただきました東広島市農林業振興審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係機関の方々に対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

令和2(2020)年3月

東広島市長 高垣 廣徳

目 次

序章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけと計画期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	5
第1章 東広島市農業の現状と課題	7
1 東広島市の概要	8
(1)沿革	8
(2)地勢・気象	8
(3)人口、世帯	8
(4)産業別生産及び就業者数	9
(5)交通条件	9
(6)土地利用の状況	9
(7)農業の概要	10
2 農業を取り巻く情勢	11
(1)人口減少、高齢化、労働力不足等の進展	11
(2)農産物、食品市場等の変化、グローバル化の進展	11
(3)農業構造等の変化	11
(4)食料・農業・農村政策(国の政策)	12
(5)農村環境の保全等に係る負担の増大	12
(6)「田園回帰」の動き拡大	13
(7)AI、IoT、ロボット技術の農業分野への導入拡大	13
3 東広島市農業の現状	14
(1)農家数の減少、高齢化、担い手不足の進展	14
(2)認定農業者、新規就農者の増加	14
(3)集落法人の新規設立の鈍化と新たな連携の動き	15
(4)園芸作物の生産拡大	16
(5)地産地消の取組拡大	16
(6)農業生産基盤の確保、整備	17
(7)野生鳥獣による農作物被害の深刻化	17
(8)市民、食品関連事業者等からの期待	18
4 東広島市の農業振興課題	20
(1)農業振興の課題	20
(2)課題の解決に向けた視点	21
第2章 東広島市農業の目指す方向	23
1 東広島市農業の目指す方向	24
(1)基本理念及び将来像	24
2 基本目標	26
3 施策体系	28

第3章 個別施策(基本目標を実現するための施策)	29
基本目標1 農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造	30
(1) 地産地消の推進	30
(2) 都市と農村の共生・交流の促進	32
(3) 環境にやさしい農業の推進	34
(4) 良好な農村環境の形成	36
基本目標2 生産性の高い営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進	40
(1) 営農基盤の整備	40
(2) 農地の保全、遊休化の防止	42
(3) 被災地等の復興・防災、農業用施設の保全	44
基本目標3 農業・農村を牽引し、支える担い手の育成	48
(1) 持続的な集落営農の組織づくり	48
(2) 多様な主体の農業参画の促進	50
(3) 認定農業者等次世代経営者の育成	52
基本目標4 新たな技術と地域特性を活かした生産性の高い次世代農業の展開	56
(1) 水田農業の収益性向上	56
(2) 園芸作物の産地化促進	60
(3) 畜産経営の収益性向上	68
(4) 新たな技術の活用、普及による農業の省力化、低コスト化の推進	70
基本目標5 農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化の推進	74
(1) 販路拡大と流通体制の充実	74
(2) 経営の多角化、高度化の推進	76
(3) 新たな農業ビジネスの創出	78
第4章 特長ある地域農業の振興	83
〈西条地域〉	84
〈八本松地域〉	86
〈志和地域〉	88
〈高屋地域〉	90
〈黒瀬地域〉	92
〈福富地域〉	94
〈豊栄地域〉	96
〈河内地域〉	98
〈安芸津地域〉	100

第5章 計画の実現に向けて	-----	103
1 計画実現に向けた推進体制	-----	104
(1)計画実現に向けた関係者の役割	-----	104
(2)計画の広報、啓発	-----	104
(3)計画の推進体制	-----	104
2 計画の進行管理	-----	105
(1) 計画の進行管理	-----	105
資料編		107
I 東広島市の概要	-----	108
II 全国の農業の現状	-----	109
III 東広島市の農業	-----	110
IV 用語集	-----	112
策定経過	-----	121
1 主な策定経過	-----	122
2 パブリックコメント実施結果	-----	123
3 東広島市農林業振興審議会規則	-----	124
4 東広島市農林業振興審議会委員名簿	-----	126

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

東広島市では、平成21（2009）年3月に「第2次東広島市農業振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、「市民がともに育む豊かな農業」を目指し、農業・農村の振興を図ってきました。

第2次計画では、市域の拡大に伴い多彩に展開される農業とその中でも面的な広がりをもつ水田農業の持続的な発展を促すため、集落営農組織をはじめとする多様な担い手の育成を通じて農業の収益性改善を図るとともに、農業生産活動を通じた多面的機能の発揮と地産地消の取組を起点として「農」のある豊かな暮らしを実現することを基本理念として掲げ、各種施策を講じてきました。

そうした取組によって、集落法人数はこの10年間で2倍以上に増加し、農地集積面積は1,000haを超え、農地保全とともに集落機能の維持に大きな役割を果たすこととなりました。また、園芸部門を中心に多くの新規就農者を受け入れたことにより、米の産出額が大幅に減少する中で、野菜を中心とした園芸部門の産出額は増加傾向にあります。

地産地消についても、市内の主要な農産物直売所の売上額は取組当初の4倍以上となる8億円を超え、学校給食においても地場産農産物の使用量が増加するなど、この10年間の取組によって一定の成果を上げることができました。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は以前にも増して厳しくなっており、そうした環境変化への適応が求められています。

特に、高齢化の進展や後継者不足等による農家数の減少は今後ますます顕著になっていくことが予想され、また、米の需要量減少と新たな米政策の導入を契機として米価の下落が懸念される中で、集落法人設立の動きも鈍化しており、これまでの対策だけでは今後発生する諸問題に対応することができない状況にあります。

さらに、平成30（2018）年7月に発生した豪雨災害によって被害を受けた農地、農業用施設等の復旧、復興にも着実に取り組んでいく必要があります。

国民の食生活、農産物・食品の需要や流通形態は変化し、農産物の輸入自由化に伴う価格低下、国内の農業構造の変革と産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境が目まぐるしく変わる中で、国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」[平成27(2015)年3月閣議決定]とともに「農林水産業・地域の活力創造プラン」[令和元（2019）年12月改訂]を示し、農業の競争力強化の一層の推進に向け、担い手への農地の集積、農業経営体の法人化、農業の6次産業化など経営の規模拡大や高度化・多角化などを進めることとしています。

農業・農村を取り巻く社会経済の構造が大きな転換期を迎えようとする中で、農業の収益性を改善し、新鮮で安全・安心な農産物を市民に安定供給するとともに、生活に潤いと安らぎをもたらす農業の持続的な発展に向け、施策の抜本的な見直しが求められています。このため、様々な情勢変化を踏まえながら基本理念を具体化するための農業振興の総合的な指針として「第3次東広島市農業振興基本計画」を策定します。

【第2次東広島市農業振興基本計画】

「基本理念」

- ◆ 「多様な担い手による活力ある農業の実現」
- ◆ 「『農』のある豊かな暮らしの実現」

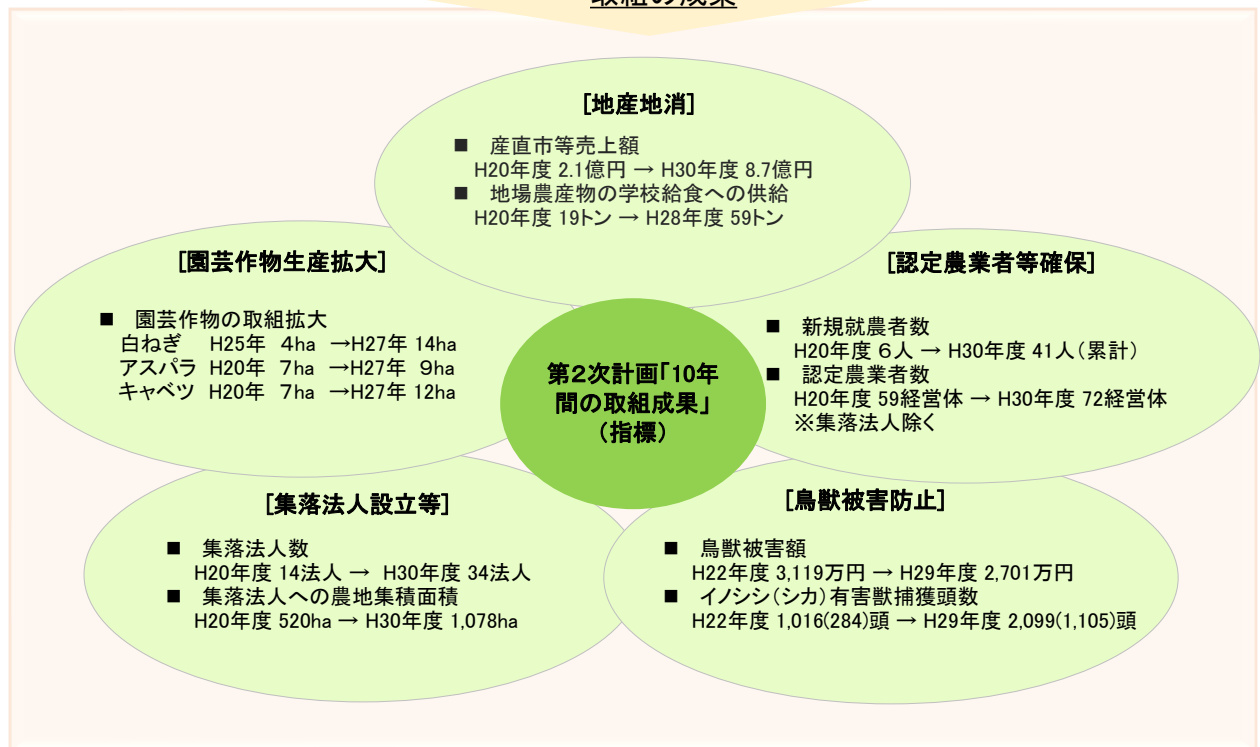
「将来像」

「市民がともに育む豊かな農業」

「基本目標」

1. 地産地消の推進
2. 地域特性を活かした元気な農業の展開
3. 多様な担い手の育成
4. 農業生産基盤の整備と農地の有効利用
5. 農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造

取組の成果



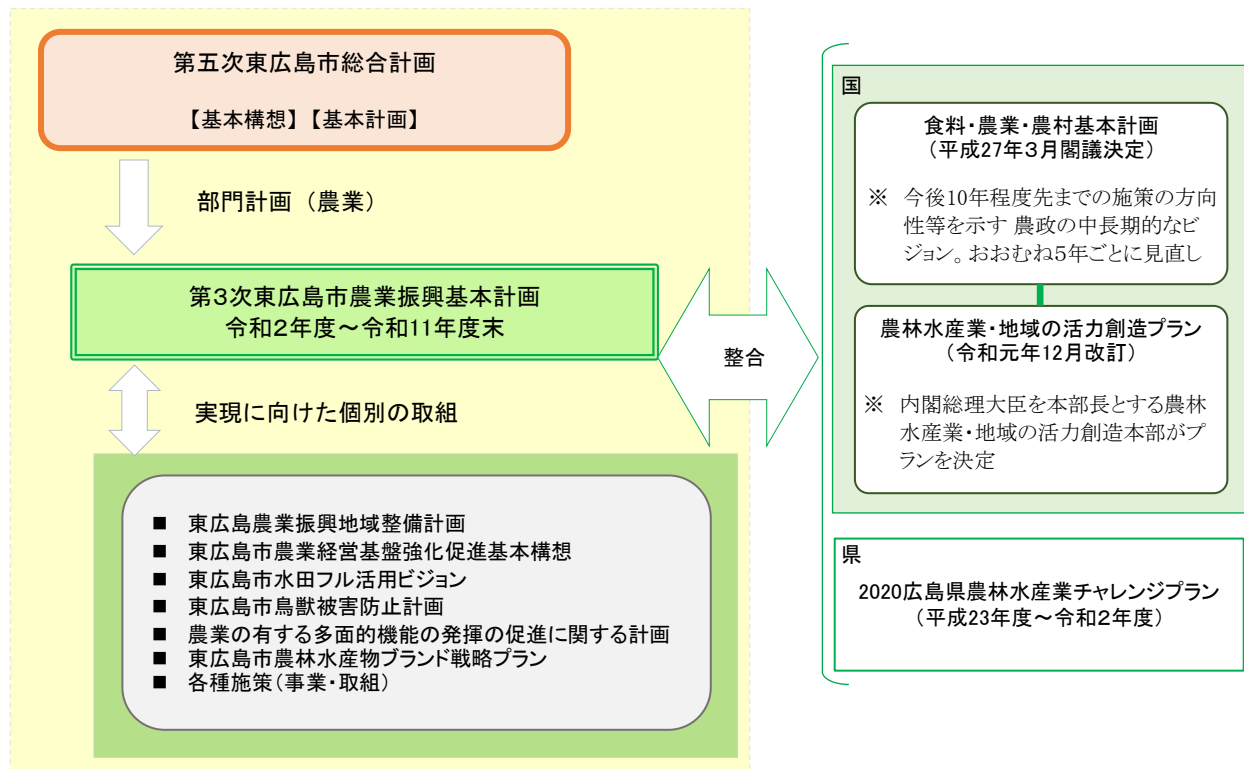
環境変化への対応、さらなる進化

第3次東広島市農業振興基本計画

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」〔平成27（2015）年3月〕、県の「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」〔平成22（2010）年12月〕の農業施策を踏まえつつ、東広島市に適した独自の農業施策を計画するもので、「第2次東広島市農業振興基本計画」〔平成21（2009）年3月〕を継承しつつ、東広島市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」〔令和2（2020）年〕における農業分野の部門計画として策定します。



(2) 計画期間

長期的視点から東広島市の農業が目指す姿とそれを実現するための施策の方向を示すこととし、計画期間は令和2（2020）年度からおおむね10年間とします。

なお、その間、社会情勢の著しい変化などによって見直しの必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	...	R10
東広島市総合計画	←	第四次計画 (H19～R2)		→	-----				第五次計画 (R2～R12)	-----		
東広島市 農業振興基本計画		第2次計画 (H21年度～H30年度)	→	-----	←	第3次計画 (R2年度～R11年度)						→
食料・農業・農村 基本計画(国)				新たな「食料・農業・農村基本計画」 (H27年3月閣議決定、10年程度先までの中長期的ビジョン、おおむね5年ごとに見直し)						→		
2020広島県農林水産業 チャレンジプラン		2020広島県農林水産業 チャレンジプラン (H23年度～R2年度)		→	←	-----			次期計画	-----		

第1章 東広島市農業の現状と課題

1 東広島市の概要

(1) 沿革

東広島市は、昭和49（1974）年4月に西条町・八本松町・志和町・高屋町の4町の合併により、広島県内で12番目に誕生した市です。

長い歴史と伝統、恵まれた自然環境を背景に「賀茂学園都市建設」および「広島中央テクノポリス建設」の2大プロジェクトを柱に、社会基盤や産業基盤の整備を進めてきました。

また、平成17（2005）年2月、黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の5町との合併を経て、内陸部の山々や瀬戸内海の多島美を望む海岸線まで市域が広がり、歴史・文化等の多くの地域資源が加わりました。

平成26（2014）年4月には、市制施行40周年を迎え、平成27（2015）年3月に全線開通した東広島・呉自動車道をはじめとした交通機能の充実・強化によって、各種都市機能の整備とともに、多くの学術研究機関の集積や企業の立地が進むなど、全国でもその成長が注目される都市となっています。

(2) 地勢・気象

東広島市の総面積は635.16km²で、東西29.42km、南北39.99kmの広がりをもっています。

地形は、周囲を標高500～900m級の山々に囲まれ、標高200～400mの間に発達する盆地状の地形が大部分を占めています。県内最大の面積をもつ西条盆地をはじめ、中部から南西部にかけては比較的平地に恵まれています。南東部は瀬戸内海に面しており、大芝島などの島しょ部も有しています。

市街地は西条町をはじめ中心部に広がり、農地は沿岸部から標高400～500mの間に分布しています。

気候は、市域が南部の沿岸部から北部の内陸部まで広範囲に及ぶため、年間降水量や平均気温、冬期の最低気温や積雪量などに南北で差異がみられますが、総じて比較的温暖な気候です。

(3) 人口、世帯

東広島市の人口と世帯数（国勢調査）については、平成27（2015）年の人口は192,907人、世帯数は84,847世帯で、平成17（2005）年からの10年間で人口は4.6%、世帯数は11.6%増加しています。

人口では、西条町及び八本松町を除く地域、世帯数では、西条町、八本松町、高屋町及び黒瀬町を除く地域においては減少傾向にあります。

平成27（2015）年の年齢別人口では、人口に対する0～14歳、15～64歳、65歳以上の割合は、それぞれ15%、63%、22%となっており、高齢化率と老年化指数は、ともに県内市町の中で最も低い状況です。

(4) 産業別生産及び就業者数

東広島市の総生産【実額】（産業別総計）は、平成18（2006）年の9,140億円をピークに大きく減少し、平成26（2014）年では7,386億円となっています。総額に占める産業別割合では、第3次産業が56.0%、第2次産業が43.4%、第1次産業が0.6%となっており、農業の割合は0.5%、額は34.6億円で、経済的な側面からみると農業の地位は低い状況です。

東広島市の就業者数は、平成17（2005）年の90,425人から平成27（2015）年では90,095人とほぼ横ばいで推移しています。第3次産業の就業者数は、平成17（2005）年の53,588人から平成27（2015）年では55,482人となり、3.4%増加しています。これに対し、農業をはじめとする第1次産業の就業者数は一貫して減り続け、平成17（2005）年の6,312人（うち農業6,099人）から平成27（2015）年では4,114人（うち農業3,883人）となり、この10年間で34.8%減少しています。

(5) 交通条件

東広島市では、東西を横断している山陽自動車道（河内IC、高屋JCT・IC、西条IC、志和IC）をはじめ、国道2号、国道185号、国道375号、国道432号、国道486号などの幹線道路交通網が整備され、主要地方道12路線、一般県道25路線が国道を補完しています。さらに、平成27（2015）年3月には、東広島・呉自動車道の全線開通により、南北方向の交通の利便性が向上しました。

公共交通機関では、JR山陽本線が市の中央部を東西に横断し、平成29（2017）年3月にJR寺家駅が開設され中心市街の新たな拠点として今後の発展が期待されます。また、沿岸部にはJR呉線が通り、JR山陽新幹線の東広島駅が設置されていることや広島空港に隣接していることなどにより、県央交通の要衝として広域的な人の移動や物流体制の充実、強化が期待されます。

(6) 土地利用の状況

東広島市では総面積（63,516ha）のうち林野は39,956ha（面積比62.9%）で最も広く、次いで農地が9,395ha（同14.8%）、住宅用地が2,237ha（同3.5%）、工業用地が767ha（同1.2%）、商業用地が269ha（同0.4%）、その他が10,892ha（同17.1%）となっており、市域の約78%を農林地が占め、自然豊かな環境を形成しています。

令和元（2019）年末における利用区分は、都市計画区域が47,134ha（同74.2%）で、このうち市街化区域は西条町を中心に八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町の一部2,979ha（同4.7%）に設定され、その周辺部をとりまく形で32,250ha（同50.8%）の市街化調整区域が設定されています。また、農業振興地域は、市街化区域や大規模森林等を除く市内全域で47,278ha（同74.2%）で、農業振興地域内の農地面積は総農地面積の9割に相当する8,563ha（同8.9%）、農用地区域には5,290ha（同8.3%）が設定されています。

人口の約4割が市街化調整区域に居住していることを踏まえると、多くの市民生活において農地及び農業は身近な存在として居住地周辺の環境を形成していることとなり、農業生産と生活空間が混在することによるトラブル発生が懸念される一方で、生活空間に安らぎ等をもたらす田園都市としての魅力も備えているといえます。

(7) 農業の概要

①県内最大の水田を抱える兼業農業地帯

東広島市の平成29（2017）年度の耕地面積は7,300haで、このうち89％に相当する6,530haを水田が占め、耕地及び水田面積ともに県内最大の広さを誇っています。

製造業をはじめ多くの事業所が立地し、広島市の通勤圏にも位置するなど他産業の就業機会に恵まれる中で、古くから稲作に特化した兼業農業地帯として発展してきました。

あわせて、西条盆地や北部地域では早くからほ場整備が進められ、機械化体系による稲作経営が広がるとともに、集落法人の設立も含め先駆的な水田農業が展開されてきました。

農業産出額が161億円と過去最高を記録した昭和60（1985）年には、米の産出額はその2/3に相当する105億円に達し、当時の水田農業は農地や集落機能の維持、保全とともに、農家所得を補完する上でも重要な意義を有していました。

これ以降、米価下落や生産調整強化等によって平成26（2014）年には米の産出額が32億円まで下がり、経済活動としての水田農業の位置づけも次第に低下している状況です。

②瀬戸内沿岸から山間部に広がる多彩な農業地帯

東広島市の農業は、平成17（2005）年の合併によって、標高200mの西条盆地を中心に、瀬戸内海沿岸部から標高500mの山間部に至るまで変化に富んだ多彩な農業が展開される地域となりました。

なかでも水田面積は県内最大で、西日本でも有数の稲作地帯を形成するほか、野菜、花き、果樹及び畜産など気候や立地に応じて多彩な農業が営まれています。

中部・北部の水田地帯においては、野菜では、白ねぎ、アスパラガス、ピーマン、れんこん、果樹では、西条柿、花きでは、トルコギキョウや切り花葉ぼたん等が生産されています。また、南部の園芸地帯では、ばれいしょとびわが県内一の産地となっており、レモンやみかん等のかんきつも生産されています。

そして市内各地域では肉用牛や酪農などの畜産経営が展開されているほか、有機農業も盛んに取り組まれています。

このように、気候や立地条件などを活かした農業が展開されていますが、地域がおかれている状況や抱えている問題とともに、農業振興に対する農家の意向もそれぞれ異なる中で、地域特性を踏まえた創意工夫が求められています。

2 農業を取り巻く情勢

(1) 人口減少、高齢化、労働力不足等の進展

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少に転じ、以降の高齢化の動きは加速することが予想されています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計〔平成29（2017）年推計、出生中位・死亡中位〕によると、総人口は令和11（2029）年に1億2,000万人を下回った後も減り続け、令和35（2053）年には1億人を割って9,924万人となり、あわせて生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢化が進み続ける中で、経済活動とともに国家財政への影響、食料や農産物の需要量低下等が懸念されます。

農村における人口推移は、昭和40（1965）年代以降、既に減少傾向にあり高齢化率も上昇の一途をたどってきましたが、これまで農業・農村を支えてきた高齢者層が今後、農業生産や地域活動の第一線から退いていく中で、農地や農業用施設とともにコミュニティの維持、継続に支障を来すことが危惧されます。

さらに、企業等では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく再雇用制度等を受け、実質的に定年延長されたことによって、地域農業を支えるための労働力不足は一層深刻な状況となっています。

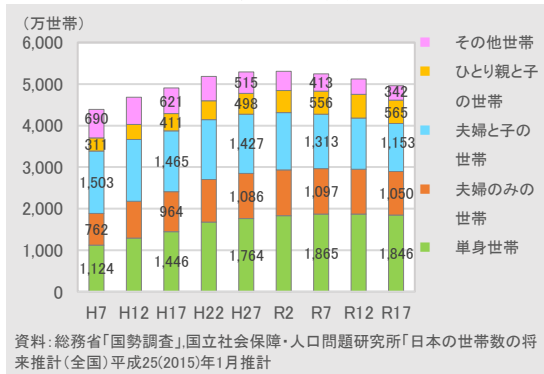
(2) 農産物、食品市場等の変化、グローバル化の進展

高齢化や人口減少の進展とともに、我が国の農産物及び食品に係る市場規模は総じて縮小に向かう一方で、女性の社会進出や単身・高齢世帯の増加などライフスタイルや世帯構成の変化等を背景として、食の外部化とともに農産物の加工・業務用需要が拡大するなど、農産物、食品市場等は時代とともに大きく変化しています。

また、経済活動のグローバル化が進み、F T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）等の締結によって、農産物輸入自由化の動きはますます活発になることで国内生産への影響も少なからず予想されます。

農産物や食品の流通、販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、国内農業をいかに維持、発展させていくかが今後の課題といえます。

図1-2-1 我が国の家族類型別世帯数の推移



(3) 農業構造等の変化

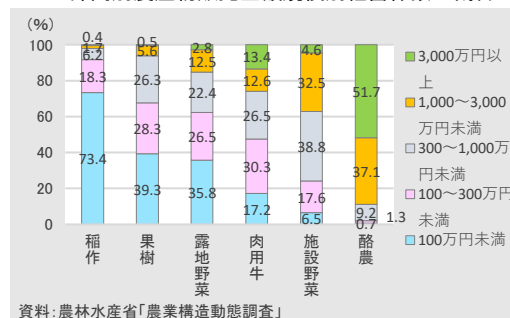
国内の農業経営体数のうち家族経営体は全体の約98%（平成27〔2015〕年）を占めていますが、この10年で約3割減少しています。その一方で、組織経営体は平成17（2005）年の2万8,000経営体から平成27（2015）年では2割増加し3万3,000経営体となっています。

また、平成17（2005）～27（2015）年までの販売金額規模別経営体数の増減は、販売金額5,000万円未満の経営体数は減少傾向にある一方で、5,000万円以上の経営体数は大幅に増えており、この10年間で国内農業の経営規模は急速に拡大しています。

米価下落や農家世帯員の高齢化によって主業農家から準主業農家や副業的農家へ、副業的農家から自給的農家へと農業経営の規模縮小またはリタイアの動きが進んだことがその要因として考えられます。また、農産物価格の低迷や農業資材価格の高止まり等による農業所得の低下に対応するため、雇用を前提とした経営規模の拡大に伴う動きとしても理解できます。

さらに、販売金額規模別経営体数の割合を経営部門別でみると、酪農経営では販売金額1,000万円以上の経営体が全体の89%を占めるのに対して、稲作経営では92%の経営体が販売金額300万円未満となっており、国では、稲作経営を含む水田農業の構造改革として経営規模の拡大とともに、経営感覚に優れた農業人材の育成に力を入れていくこととしています。

図1-2-2 部門別農産物販売金額規模別経営体数の割合



(4) 食料・農業・農村政策(国の政策)

農業を取り巻く情勢は国内外で大きく変わりつつあり、これとともに国の農業政策もめまぐるしく変化しています。国際的には、F T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）の締結とともに貿易自由化の加速化によって、今後、海外の安い農産物との競争にさらされる場面が増えていくことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、国では、農業の競争力強化、構造改革を加速化するための施策が展開されています。平成27（2015）年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業を産業として強くしていくための「産業政策」と国土保全、多面的機能を発揮するための「地域政策」を二つの柱として施策展開することとしています。

その中で、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や新たな米政策への移行など、重点的に実施する施策については「農林水産業・地域の活力創造プラン」〔令和元（2019）年12月改訂〕に位置づけて推進されるなど、今後の国の施策動向に注視していく必要があります。

(5) 農村環境の保全等に係る負担の増大

これまでの、農業生産活動や集落協働の取組によって農地や農業用施設、美しい景観を含む農村環境が保全されてきましたが、高齢化や過疎化によってこうした環境を維持していくことが難しくなっています。

全国的にも大きな問題となっている野生鳥獣による農作物被害額は、平成29（2017）年では164億円となっており、広島県においては、平成22（2010）年の8.5億円から平成27（2015）年以降は4億円前後まで減少していますが、都道府県比較では平成29(2017)年におけるイノシシ被害額が2位となるなど、全国的には被害額は上位に位置しています。

鳥獣被害が深刻化する背景としては、暖冬などによる生息環境の変化とともに、農村地域の高齢化や過疎化に起因する耕作放棄地の拡大や狩猟者の減少、森林等管理の粗放化などが考えられます。そうした中で、市町村では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を作成し、地域ぐるみによる被害防止活動に取り組まれている状況です。

また、農地についても不在地主の増加や相続未登記の農地、所有者不明の農地が拡大し、意欲ある担い手への流動化を妨げる大きな要因にもなっており、国では、こうした問題に対する法律や制度の見直しが進められています。

農村地域の高齢化や過疎化が今後さらに進むことで、個々の住民の負担は増大し、農村環境の保全に支障を来す状況が危惧されます。

(6) 「田園回帰」の動き拡大

都市に住む若者を中心に農村への関心の高まりとともに新たな生活スタイルを求めて都市と農村を行き交う「田園回帰」や、定年帰農を契機とした「農村定住」の動きがみられるようになっていきます。

内閣府が平成26（2014）年度に行った調査によると、都市住民の3割が農山漁村地域に定住してみたいと答えており、その割合は平成17（2005）年度に比べて増加しています。

また、平成28（2016）年に実施された総務省の調査結果においても、田園回帰は一時的、特定地域に限った現象ではなく、着実に全国に広がっているとされています。

東広島市においてもU・Iターン等によって農村地域に入り新たに就農する動きはこの10年間で確実に増え、あわせて、企業など異業種から農業に参入する動きも増えており、担い手不足が深刻化する中で農業・農村の持続的な発展に向けた新たな可能性を示唆しています。

また、都会から過疎地域に移住して農業・農村の活性化などに取り組む「地域おこし協力隊」が平成21（2009）年から始まって以降、隊員数と受け入れ自治体数は着実に増加しており、平成30（2018）年度の隊員数は5,359人、受け入れ自治体数は1,061となり、任期を終えた後の定住割合も6割に達するなど、農村地域への移住・定住、地域の活性化を図る上で大きな位置づけとなっています。

(7) AI、IoT、ロボット技術の農業分野への導入拡大

AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）、ロボット技術の進化とともに、様々な産業でその活用が進んでおり、農業分野においても、農作業の省力化、軽労化、農作物生産の機械化や自動化、流通・販売やサービス提供の効率化や高度化、シェアリングエコノミーの促進など、農業が直面する様々な課題を解決する新たな手段として先端技術の導入と実用化が期待されています。

国においても、こうした技術等を活用して超省力・高品質生産を可能にする新たな農業（スマート農業）の実現に向けて、企業や研究機関等と連携し推進体制の整備や関連予算の拡充等が進められています。

3 東広島市農業の現状

(1) 農家数の減少、高齢化、担い手不足の進展

東広島市の農家数は減少傾向にあり、特に、販売農家ではこの傾向が顕著で、平成17（2005）年から平成27（2015）年の10年間では、6,224戸から3,995戸へと36%減少しています。

平成29（2017）年9月に実施した「東広島市の農業振興に関するアンケート調査」（以下「平成29年度アンケート調査」という。）の結果では、「後継者がいない」又は「後継者はいるが農業は継がない」と回答した農区長の割合は57%で、今後の農業経営についても「縮小」又は「やめる」と回答した同割合が36%となっており、今後の農業経営の維持、継続が危ぶまれる状況です。

農家数や世帯員の減少、高齢化は農業の担い手不足に留まらず、農道や水路、ため池等の農業用施設の保全や集落のコミュニティを維持していく上で大きな影響を及ぼす問題といえます。

若者の都市部への流出とともに農村地域における人口減少が今後とも続き、定年延長等の社会的な環境変化によっても就農者が減っていく状況下において、担い手不足等への対応が求められています。

図1-3-1 総農家数の推移(市)

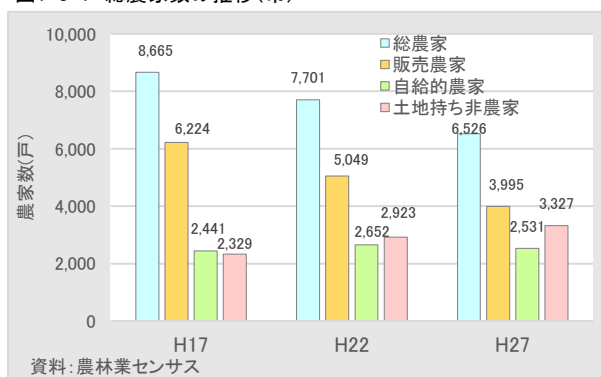
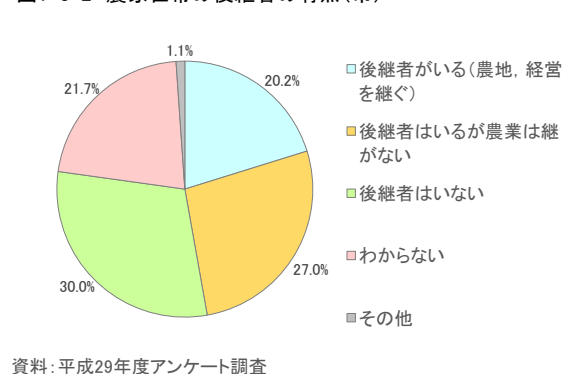


図1-3-2 農家世帯の後継者の有無(市)



(2) 認定農業者、新規就農者の増加

東広島市における新規就農者は、この10年で大幅に増加しており、平成20（2008）年度の6経営体から平成30（2018）年度では累計で41経営体となっています。また、集落法人設立の動きも含めて認定農業者数は年々増加し、平成20（2008）年度の73経営体から平成30（2018）年度には103経営体へとこの10年間で30経営体増加しました。

認定農業者数は、ここ数年の全体の伸びは鈍化していますが、新規就農者については増え続けています。新規就農者の累計41経営体のうち、21経営体は自営就農（親元以外）で最も多く、次いで、自営就農（親元）が18、雇用就農は2経営体となっています。また、7割に相当する28経営体の経営部門は野菜作で、こうした動きを反映し、市全体で野菜の生産は拡大していますが、個々の経営では、生産の安定、技術の向上とともに、労働力の確保や機械・施設導入に伴う経済的な負担に苦慮している状況もみられます。

販売金額規模別経営体数の動向を全国と比較しても東広島市における規模拡大の動きは着実に進み、これまで見られなかった就農形態が展開される中で、次代の農業を担い、^{けんいん}牽引する就農者の受け入れ方や育成方法、経営改善の目標設定や取組課題等について改めて検証する必要があります。

図1-3-3 認定農業者数の推移(市)

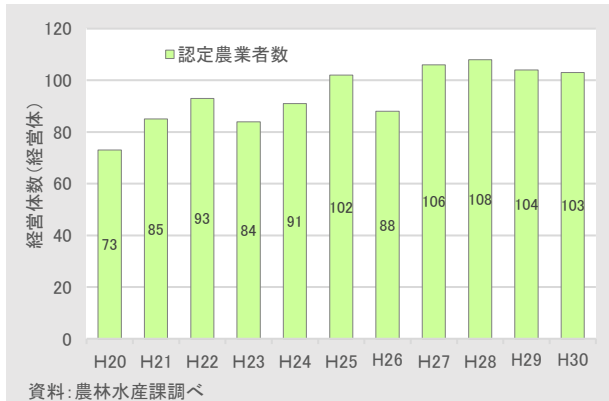
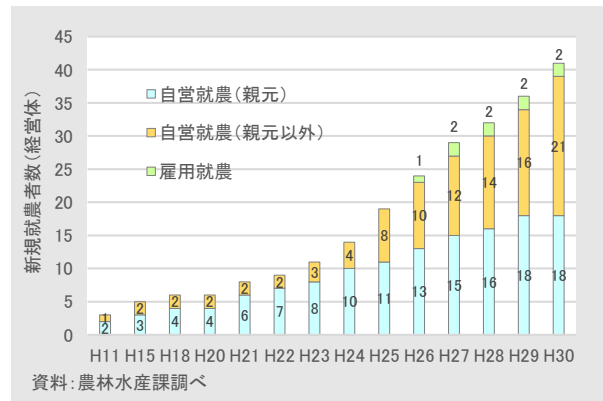


図1-3-4 新規就農者数の推移(累計)(市)



(3) 集落法人の新規設立の鈍化と新たな連携の動き

東広島市は県内でも先駆的に集落法人の設立が進められてきた地域で、安芸津町を除く全ての地域で法人が設立され、平成30(2018)年度末の法人数は34法人となっています。また、認定農業者103経営体のうち31経営体が集落法人で、認定農業者の総経営耕地面積1,444haの7割に相当する1,038haを経営しており、集落機能の維持とともに農地の面的な保全、管理に大きな役割を果たしています。

しかしながら、平成30(2018)年度から始まった新たな米政策による将来的な米価下落の恐れは、大型稲作農家も含め集落法人の経営の先行きを不安視させる要素となっているとともに、農家数の減少、高齢化の進展は水田農業の成立条件を揺るがす問題として認識される中で、ここ数年の集落法人設立の動きは鈍化している状況です。

また、東広島市の全経営耕地面積に対する集落法人の農地集積割合は約2割に留まり、多くの地域では個別経営によって水田が維持されている現状を見ると、集落営農の取り組み方等について改めて考えていく必要があります。

図1-3-5 集落法人数及び経営面積の推移(市)

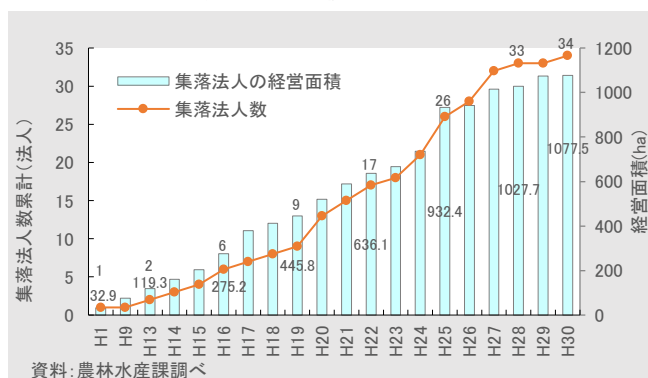
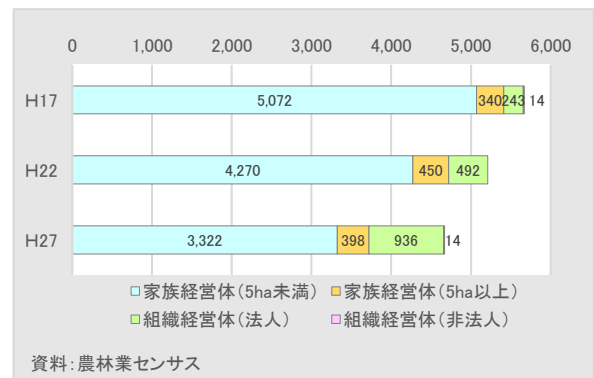


図1-3-6 経営体別経営耕地面積の推移(市)



こうした中で、法人間の連携等による作業受委託等の取組や資源管理と経営管理を分離した組織再編、住民自治組織を核とした農地の利用調整や保全等の取組など、地域の特性を活かした新しい動きが展開されています。

(4) 園芸作物の生産拡大

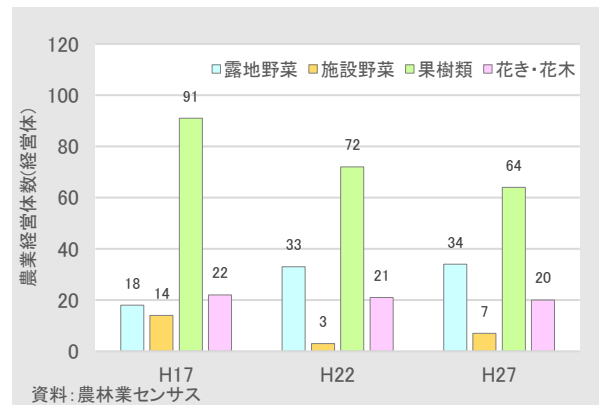
水田農業の収益性低下を背景に、野菜等の園芸作物を導入する認定農業者が年々増加しています。新規就農者の多くは野菜を主要作物として経営を展開しており、集落法人においても水稻単作から野菜を加えた複合経営に取り組む動きが増えています。

作物では、白ねぎ、アスパラガス、キャベツなどの生産面積は拡大している一方で、ばれいしょ、ピーマン、なすなど従来からの振興作物については面積とともに生産量は減少傾向にあります。

また、果樹や花きについては、農家の高齢化とともに総じて生産面積は減少傾向にあります。果樹では石地（温州みかん）やレモン、花きではトルコギキョウなど特定の品目・品種については増加の動きもみられます。

市全体としては野菜を中心とした園芸作物の生産は拡大傾向にありますが、一方で、排水対策も含め生産基盤に係る問題や適期作業を行うための労働力の確保、さらには、生産技術の蓄積と継承、有利販売に向けた効率的な流通体制の確立など園芸作物の産地化を進める上で様々な問題を抱えています。

図1-3-7 園芸作物の経営部門別農業経営体数の推移(市)



(5) 地産地消の取組拡大

東広島市は人口19万人の消費地を形成しており、家計消費での食料支出額は年間600億円以上と推定されます。また、多くの市民は、新鮮で安全・安心な地場産農産物の供給を望んでおり、こうした期待に応えるため農産物直売所や学校給食を通じた地産地消の取組を推進してきました。

これによって、市内の主要な農産物直売所の売上額は、平成20（2008）年度の2億900万円から平成30（2018）年度には4倍以上となる8億6,700万円まで拡大し、学校給食への地場産農産物の供給についても関係団体等による供給体制の整備によって主要野菜10品目の供給量は、平成20（2008）年の約20トンから平成28（2016）年には約60トンまで増加しました。

しかしながら、ここ数年は生産者の高齢化等によって農産物直売所の売上額は横ばいで推移しており、出荷者とともに農産物供給量の減少が懸念されています。

また、学校給食についても、米をはじめアスパラガスやキャベツなどの推進品目についてはこの10年で大きく増加しましたが、野菜の総使用量に対する10品目の供給割合は20%程度にとどまっており、供給量全体として十分とは言えない状況です。

図1-3-8 市内の主要な農産物直売所の売上推移(市)

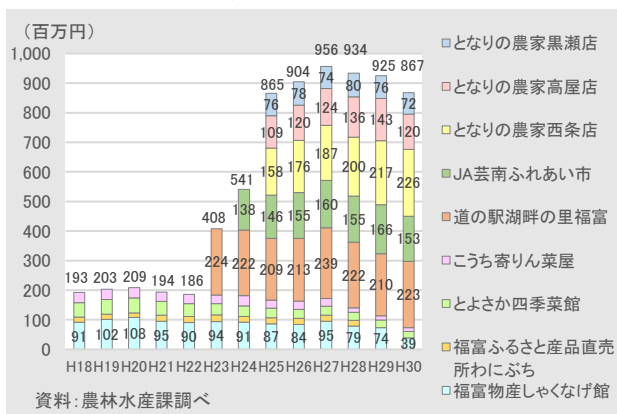
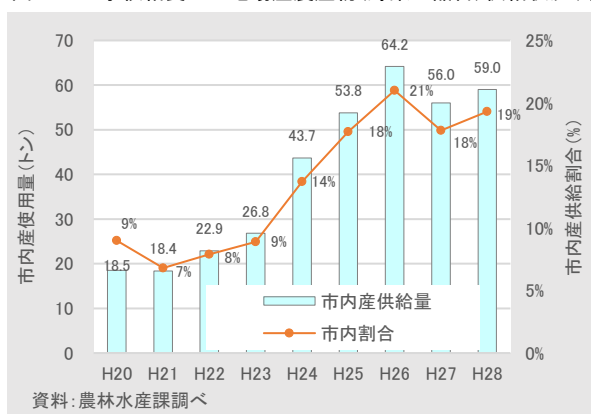


図1-3-9 学校給食への地場産農産物(野菜10品目)供給状況(市)



(6) 農業生産基盤の確保、整備

東広島市では、昭和30(1955)年代から西条盆地を中心に徐々には場整備に取り組み、昭和40(1965)年代から平成初期にかけて、大規模なほ場整備事業が多く実施されてきました。

しかしながら、黒瀬町や安芸津町では未整備のほ場も多く残っており、また、整備が完了した地域においても整備後30～40年以上経過する中で施設の老朽化や排水不良に苦慮している状況もあり、園芸作物等の生産に支障を来す例も少なくありません。

こうした中で、未整備地域については、集落営農の組織化や担い手確保対策等も含めたほ場整備の計画的な実施や、整備地区においても園芸作物の生産振興に向けた水田の排水対策や農業用水の安定確保のためのため池・水路及び営農・輸送条件を高めるための農道等の整備・改修が必要となっています。

また、平成30年7月豪雨では、農地とともに農業用施設の損壊やため池の堤体決壊等によって、人的被害を含め大きな被害をもたらしました。現在、早期の復旧、復興に向けた改修工事等に取り組んでいますが、今後は、被害の未然防止も含めた対策を講じていくことが求められています。

(7) 野生鳥獣による農作物被害の深刻化

この10年間の野生鳥獣による農作物被害額をみると、平成27(2015)年までは3,000万円から4,000万円推移していましたが、平成28(2016)年以降は3,000万円を下回り、減少の兆しも見られます。また、捕獲頭数では、イノシシが最も多い状況ですが、ここ数年はシカの捕獲頭数が増加しています。

被害額は減少傾向にありますが、「平成29年度アンケート調査」では、“農業生産を続ける上で最も困っていること”として「野生鳥獣による農作物被害」を掲げる意見が最も多い結果となっています。

高齢化や過疎化によって耕作放棄地が増えていく中で、野生鳥獣による農作物被害の拡大が営農意欲の低下とともにさらなる耕作放棄地の拡大を招くという悪循環によって、農家の実感としては出口の見えない深刻な問題として認識されています。

図1-3-10 イノシシ・シカ捕獲頭数及び農作物被害額(市)

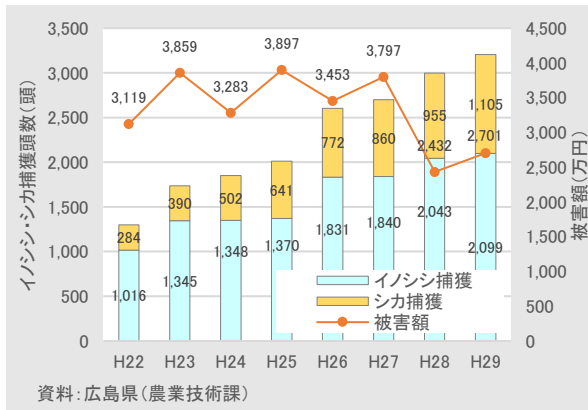
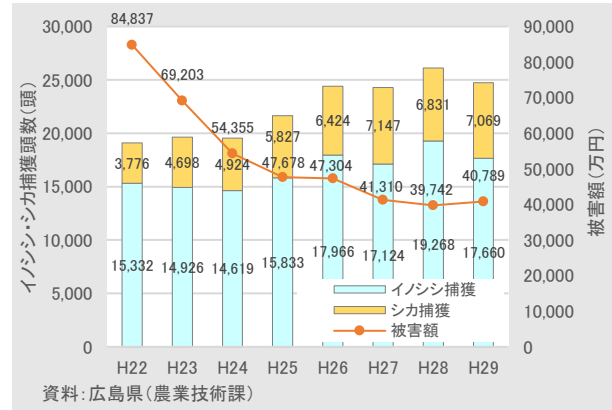


図1-3-11 イノシシ・シカ捕獲頭数及び農作物被害額(県)



(8) 市民、食品関連事業者等からの期待

東広島市の農業振興に関しては、非農家である市民や食品関連事業者等から様々な期待が寄せられています。「平成29年度アンケート調査」によると、市民からの“農業・農村に期待すること”としては、「新鮮な食料供給」と回答した割合が74%と最も高く、次いで「環境にやさしい農業」が43%、「学校給食への農産物供給」が31%、その他「都市農村交流」、「教育の場としての活用」、「就業の場」などが掲げられており、農業・農村に対する期待は多岐に及んでいることが分かりました。

また、食品関連事業者（東広島市及び近隣地域の事業者）については、米、野菜、果物、畜産物など具体的な用途を指定した取引の意向だけでなく、「農業体験ができる場」、「食物残さの堆肥化」や「農業法人等への出資」など、農産物の供給だけでなく農業・農村の多面的機能に着目した取組意向も把握されました。

今後は、こうした様々なニーズを踏まえつつ、非農家である市民や企業と関係づくりを進め、農業・農村の価値を共有しつつ積極的に活かしていくことが求められています。

東広島市の農業振興に関するアンケート調査の結果（まとめ）

- 実施期間：平成29年9月25日～10月25日（新規就農者は9月25日～11月27日）
- 実施方法：郵送による配布、回収（高校生は西条農業高校に依頼）
- 調査対象の抽出：農区長、大型農家、新規就農は全数調査。消費者は住民基本台帳から無作為抽出。食品関連企業等は東広島市、広島市、呉市に本社がある事業者を商工名鑑等から抽出。高校生は、西条農業高校の園芸科、畜産科の1～3年生全て。

大型農家等(96)

認定農業者、認定新規就農者、法人経営体

- ・個別経営(51)
- ・一般法人(13)
- ・集落法人(21)
- ・認定新規就農者(10)
- ・経営区分未回答(1)

【経営部門】

水稻(67)、野菜(66)
大豆、麦、そば(15)
飼料作物(13)
花(6)、果物(4)、畜産(12)

● 後継者の有無

「いる」「確保する」⇒58%
※個別経営の「いる」「確保する」⇒51%
※集落法人の「いる」「確保する」⇒62%
「いない」「継がない」⇒38%

● 今後の経営

「規模拡大」⇒30%
※認定新規就農者の50%が「規模拡大」
「現状維持」⇒45%
※販売額2,000万円以上の45%が拡大意向
「縮小」「やめる」⇒17%
※個別経営の「縮小」「やめる」⇒26%

● 対策の満足度

「集落法人の設立支援」⇒14%
「新規就農者の育成」⇒14%
「認定農業者の経営安定支援」⇒11%

● 農業経営の課題

「機械投資に係る負担軽減」⇒62%
「生産安定、生産技術向上」⇒58%
「販路の開拓、販売促進」⇒54%
「生産資機材コストの低減」⇒53%
※認定新規就農者の78%が「労力確保」

● 担い手間連携の意向

「農地、生産技術等情報交換」⇒35%
「機械の共同利用」⇒32%

● 農業振興施策の課題

「認定農業者、大型農家等支援」⇒64%
「鳥獣被害対策の強化」⇒60%
「農業生産基盤の整備」⇒51%

● 対策の必要性

「鳥獣被害対策」⇒53%
「認定農業者の経営安定支援」⇒48%
「地産地消の取組」⇒42%

農区長(515)

東広島市農区長

【経営部門】

水稻(392)
野菜(180)
果樹(36)

● 後継者の有無

「いる」⇒20%
「いない」「継がない」⇒57%
「わからない」⇒22%

● 今後の経営

「規模拡大」⇒3%
「現状維持」⇒37%
「縮小」「やめる」⇒36%

● 対策の満足度

「集落法人の設立支援」⇒11%
「地産地消の取組」⇒10%
「農業生産基盤整備」⇒8%

● 水田農業の課題

「機械投資負担」⇒72%
「畦畔管理」⇒72%

● 集落法人の設立

「設立してほしい」⇒29%
「必要ない」⇒17%

● 農業振興施策の課題

「水田農業の担い手対策」⇒57%
「鳥獣被害対策の強化」⇒54%

● 対策の必要性

「鳥獣被害対策」⇒45%
「地産地消の取組」⇒33%
「水田農業の生産向上支援」⇒32%

消費者(205)

東広島市民(非農家)

● 農村地域で体験してみたいこと

「直売所等で農産物購入」⇒68%
「農村の景色、飲食を楽しむ」⇒48%
「芋掘りなどの体験」⇒29%

● 農業、農村に期待すること

「新鮮な食料供給」⇒74%
「環境にやさしい農業」⇒43%
「学校給食への農産物供給」⇒31%
※50代の男性では「就業の場」⇒45%

食品関連事業者(70)

東広島市、呉市、広島市に事業所を置く食品関連事業者

● 市内産、県内産の仕入れ意向

「増やしたい」⇒77%

● 農畜産物の仕入れで重視すること

「定量、定品質」⇒55%
「食味のよいもの」⇒45%

● 生産者との連携で期待すること

「契約栽培による安定供給」⇒56%
「農業体験ができる場」⇒12%
「食物残さの堆肥化」⇒11%
「農業法人等への出資」⇒7%

高校生(233)

西条農業高校(園芸・畜産科)の生徒1～3年生

● 将来の職業としての農業への意向

「高校卒業後就農」⇒17人
※男5人、女12人
※園芸科9人、畜産科8人
「大学卒業後就農」⇒26人

● 具体的な就農方法の意向

「実家の農業経営を継ぐ」⇒9人
「自営就農」⇒10人
「農業法人に就職」⇒4人

()内の数値は回答者数。経営部門は複数回答のため、合計は一致しない。

4 東広島市の農業振興課題

農業・農村を取り巻く環境変化に対応し、社会的にも経済的にも農業・農村の持続的な発展を実現するため、特に対応すべき課題と解決に向けた視点を掲げます。

(1) 農業振興の課題

①農業による地域保全

農業は、新鮮で安全・安心な食物を供給するとともに、生態系の保全、防災、歴史・民俗文化の伝承など人々の生活に欠かすことができない多面的な機能を有しており、農業の基盤となる農村環境や景観は、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらしています。

東広島市では、県内一の水田地帯で展開される稲作を基幹とし、農村集落の協働活動を主体とした農業が営まれており、集落法人等の集落営農組織を中心に集落機能の維持と農地の面的な保全が図られてきました。

しかしながら、高齢化の進展や後継者不足により、農家数が減少し、集落コミュニティの機能が低下しており、さらに耕作放棄地の増加や農業用施設の老朽化の進行とともに、集落機能を維持することが困難になっています。

一方で、東広島市は人口19万人の消費地が形成され、市街地と農村地域が共存する中で、食の安全・安心や環境問題に対する意識の高まりとともに、地産地消の拡大や「田園回帰」の動き、都市と農村の交流の活性化など、農業に対する市民の期待は多様化しています。

さらに、国内の農業構造が変化する中で、地域農業に対しては、産業的な農業に限らず、環境、観光、福祉など、様々な分野との緊密な連携も必要になっています。

このような中で、東広島市において、今後とも、農業・農村の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、集落機能を維持し、地域特性を活かした農業により、良好な生活環境と地域社会を保全する新たな仕組みづくりをいかに実現するかが課題となっています。

②農業の高収益化

農家数の減少や高齢化の進展による担い手不足が深刻化する中、東広島市では、これからの農業を支える担い手として、認定農業者や認定新規就農者の育成を図ってきました。

しかしながら、食料需給の変化やニーズの多様化により、産地の淘汰と再編が進む中、農業の担い手が、農業経営を維持、発展させていくためには、生産規模の大型化や多角化とともに、時代の変化に対応しつつ、新たな経営戦略を構築していくことが必要とされています。

こうした中、認定農業者等については、生産の安定化や労働力の確保、施設導入に伴う経済的な負担等に苦慮している状況がみられます。

また、地域資源を活かした事業として、多様な形態で6次産業化に取り組んできましたが、商品等の販売不振や高コスト化、経営ノウハウの不足等によって農業経営を圧迫する状況も見られ、収益確保の難しさが指摘されています。

このような中で、農業経営の安定と持続的な発展を促進するためには、農作業の省力化等により生産性の向上を図るとともに、農業の魅力や吸引力を高めることで、新たな人材の参画を促進する必要があり、戦略的な経営が実践できる条件整備も含め、いかに農業の高収益化を図っていくかが課題となっています。

(2) 課題の解決に向けた視点

①農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

多くの市民が、様々な角度から農業・農村に期待を寄せている中で、今後も、健全な食生活と良好な生活環境を支える多面的機能の維持・発揮を図るためには、地産地消の推進や、都市と農村の交流の活性化により、市民の農業に対する理解を促進するとともに、良好な農村環境の維持・形成が求められています。

②生産基盤の保全

農業用施設の老朽化や鳥獣被害の深刻化等を原因とする耕作放棄地の増加は、農業生産基盤の荒廃化のみならず、市民の生活環境や景観にも悪影響を及ぼしています。

農地や農業用施設を良好に保全するため、農地の流動化等とともに、地域の実情に即した農地の有効利用と農業用施設等の適正な保全が求められています。

③多様な担い手の育成・確保

高齢化の進展や農村地域の人口減少等により、農業の担い手不足が一層深刻化しています。

このため、水田農業の中核を担い、農地を広く保全する集落法人の育成と運営の安定化を推進する必要があります。また、これからの農業を担い、活力を牽引する認定農業者の育成を図るとともに、多様な主体の幅広い参画が求められています。

④農業経営の安定化と生産性向上

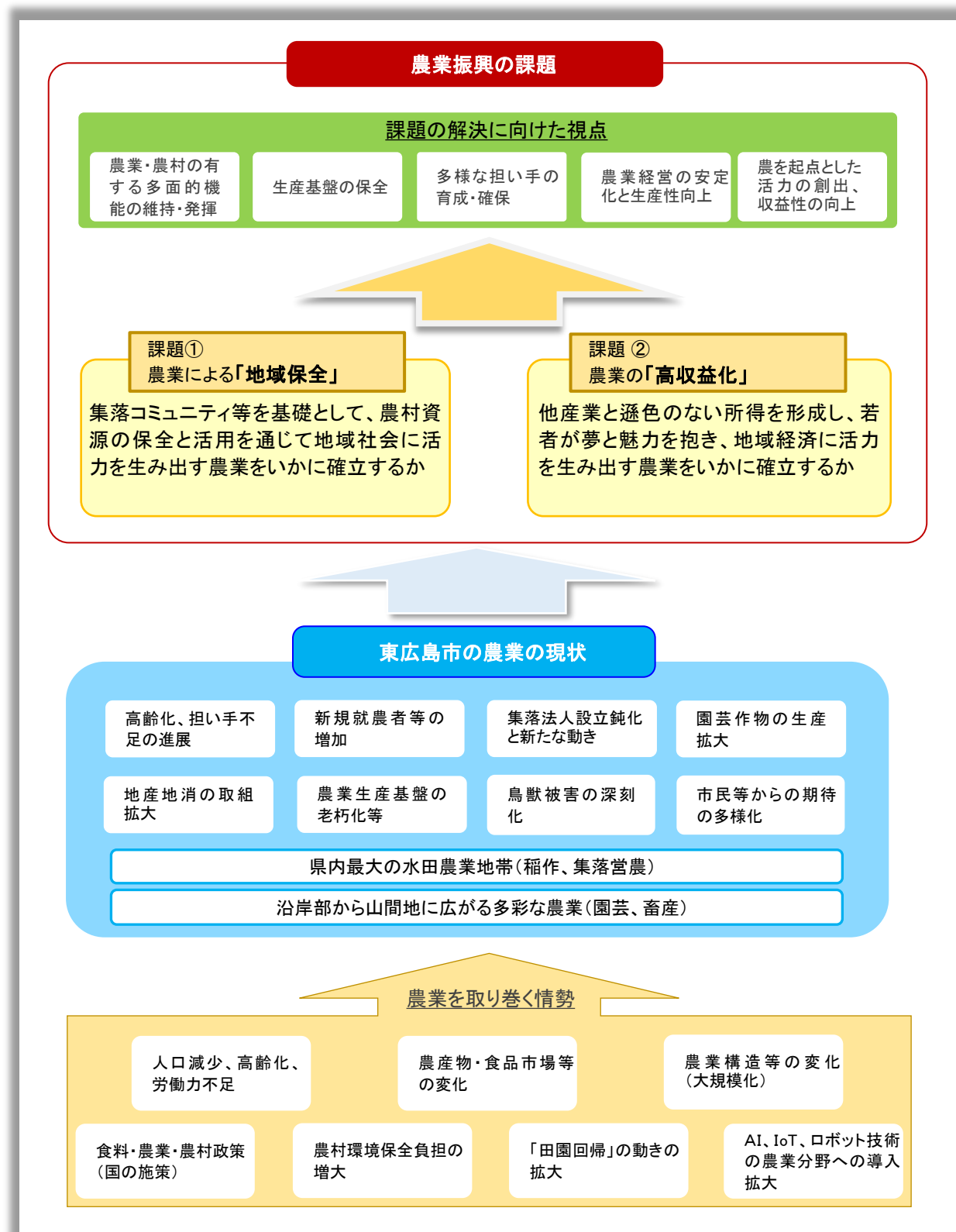
担い手不足が進む中、農業経営を維持していくためには、園芸作物の導入による複合化等により農業経営の安定化を図るとともに、スマート農業など新たな技術の活用により、農作業の省力化と効率化を図るなど、生産性向上に向けた取組が求められています。

⑤農業を起点とした活力の創出、収益性の向上

後継者不足の深刻化により農業の持続性に対する懸念が高まる中で、新たな担い手の確保を図るためには、農業の魅力と吸引力を高める必要があります。

このため、需要に即した販売・流通体制の構築や、ブランド化・6次産業化等による農業経営の多角化を図るとともに、多様な連携による農を起点としたビジネスの創出など、農業経営の収益性を向上させ、地域に活力を生み出す取組が求められています。

【農業振興課題のイメージ図】



第2章 東広島市農業の目指す方向

1 東広島市農業の目指す方向

(1) 基本理念及び将来像

自然環境や地域との深い結びつきの中で営まれる農業と、その基盤である農村は、新鮮で安全・安心な食物を供給するとともに、良好な生活環境を保全し、農村空間は、人々に潤いと安らぎをもたらしてきました。

これら農業・農村の有する多面的機能は、集落コミュニティを基礎とする健全な営農活動や協働活動を通じて維持・発揮されてきましたが、農村集落の機能や活力が低下する中で、今後も、良好な生活環境と地域社会を次世代に継承していくためには、農村集落機能の維持を図るとともに、担い手のあり方や集落営農の仕組みを見直し、より広い視野と創意工夫によって農村資源の保全と活用を促進し、農業の振興を図っていく必要があります。

また、経営面と労力面で農業の人材不足が深刻化する中、今後も活力ある農業を持続していくためには、農業を担う次世代の若者が魅力を感じ、意欲的に取り組むことのできる農業を形づくっていくことが重要であり、そのためには、収益性の向上を図り、他産業と遜色のない所得を確保できる自立した産業としての農業を確立していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、これからの東広島市における農業振興の基本的な方針として、基本理念と将来像を次のとおり掲げ、各種施策を展開することとします。

[基本理念]

「農村資源の保全を通じて、地域社会と良好な生活環境を持続させる農業の実現」

集落コミュニティの醸成や農村への定住を基礎とし、農村資源の活用と保全、ライフスタイルに応じた生産活動を通じて、地域社会と良好な生活環境を持続させる農業の実現を目指します。

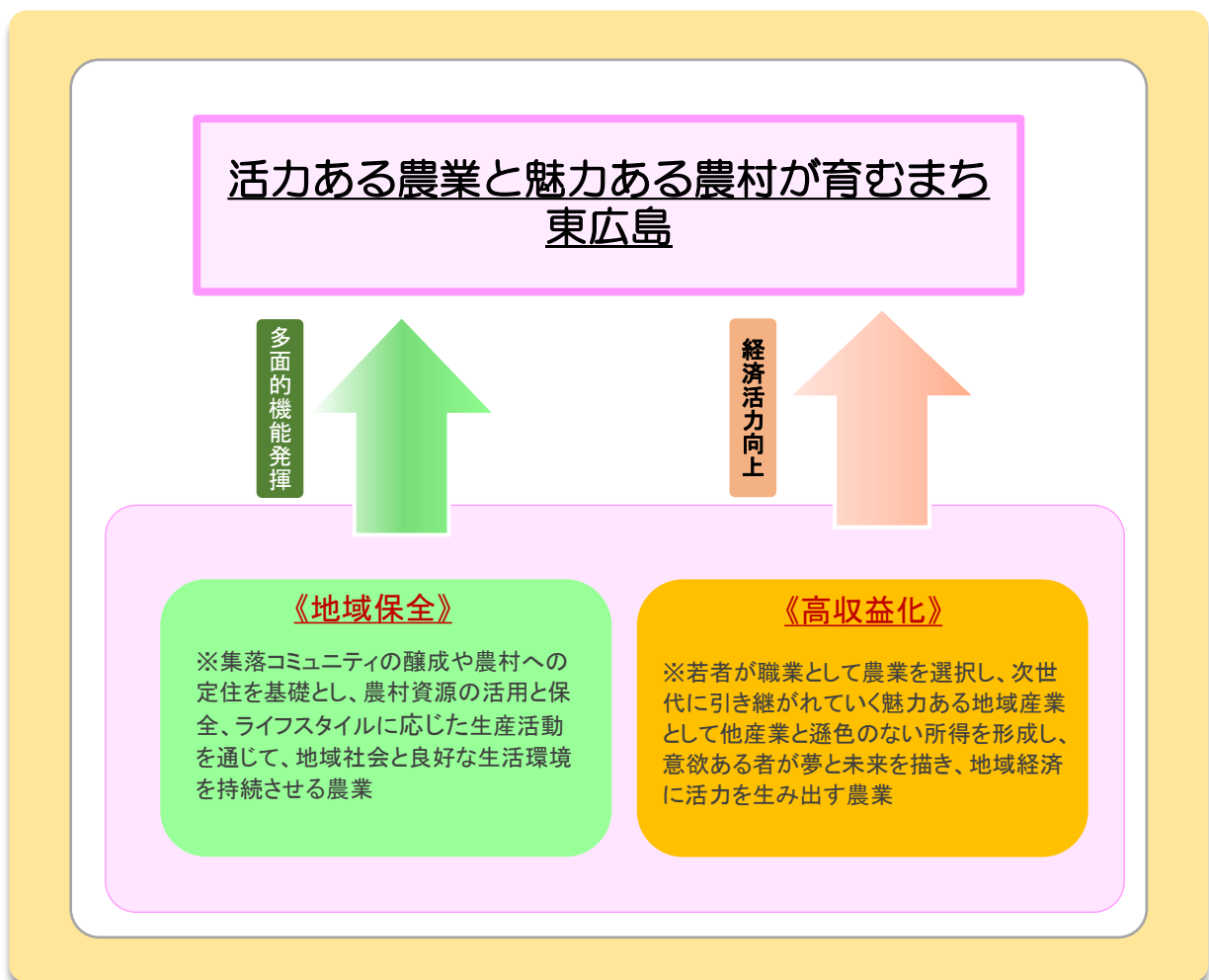
「意欲ある者が夢と未来を描き、地域経済に活力を生み出す農業の実現」

若者が職業として農業を選択し、次世代に引き継がれていく魅力ある地域産業として、他産業と遜色のない所得を形成し、地域経済に活力を生み出す農業の実現を目指します。

[将来像]

『活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島』

良好な生活環境と地域社会を持続させる農業と、意欲のある者が夢と未来を描ける農業の二つを基本理念として掲げ、農業を通じた「地域保全」と農業の「高収益化」に係る施策を車の両輪として展開する中で、多くの市民に対して豊かで潤いのある生活を提供することとし、「活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島」を将来像として取り組んでいきます。



2 基本目標

基本理念と将来像を踏まえつつ、農業振興課題の解決に向けた五つの視点である「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮」「生産基盤の保全」「多様な担い手の育成・確保」「農業経営の安定化と生産性向上」「農を起点とした活力の創出、収益性の向上」に基づき、以下の五つの基本目標を設定し、これに沿って具体的な施策を展開していきます。

基本目標1 農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造

地域に根差した食生活の実現に向け、多様な流通や販路を通じてより多くの市民に対して安全・安心な農産物を生産し、供給するとともに、消費者と生産者との信頼関係の構築を目指します。

また、多くの市民が農業・農村の有する多面的機能がもたらす恩恵を身近に感じ、農業・農村への理解を深めることができるよう、農業と触れ合う機会を拡大するとともに、環境にやさしい農業に取り組むことで、良好な生活環境の形成と豊かな市民生活の創出を目指します。

基本目標2 生産性の高い営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進

収益性の高い農業を実現する上でその基礎となる生産性の高い営農基盤を確保するとともに、農村や都市の生活空間を面的に構成している農地を良好に維持するため、遊休農地の拡大防止も含めた農地利用の最適化を目指します。

あわせて、野生鳥獣による農作物被害の防止対策や道路、水路、ため池等の農業用施設を良好に保全、管理するための取組を推進するとともに、平成30年7月豪雨によって被災した農地及び農業用施設の早期の復旧及び復興を目指します。

基本目標3 農業・農村を牽引し、支える担い手の育成

農業・農村資源の保全に大きな役割を果たす集落営農組織や、収益性の高い農業を目指す認定農業者をはじめとする農業経営体を育成するとともに、次世代の農業を牽引していく経営者の育成及び確保を目指します。

また、他産業に従事しつつ集落のコミュニティを支える小規模農家による少量多品目農産物の生産、障害者等の社会参画、企業の農業参入などを含め、多様な担い手の確保を目指します。

基本目標4 新たな技術と地域特性を活かした生産性の高い次世代農業の展開

生産技術の向上及び生産コストの低減を図るとともに、効率的な生産基盤の確保を図り、地域特性を活かし、時代にあった農業経営の展開を目指します。

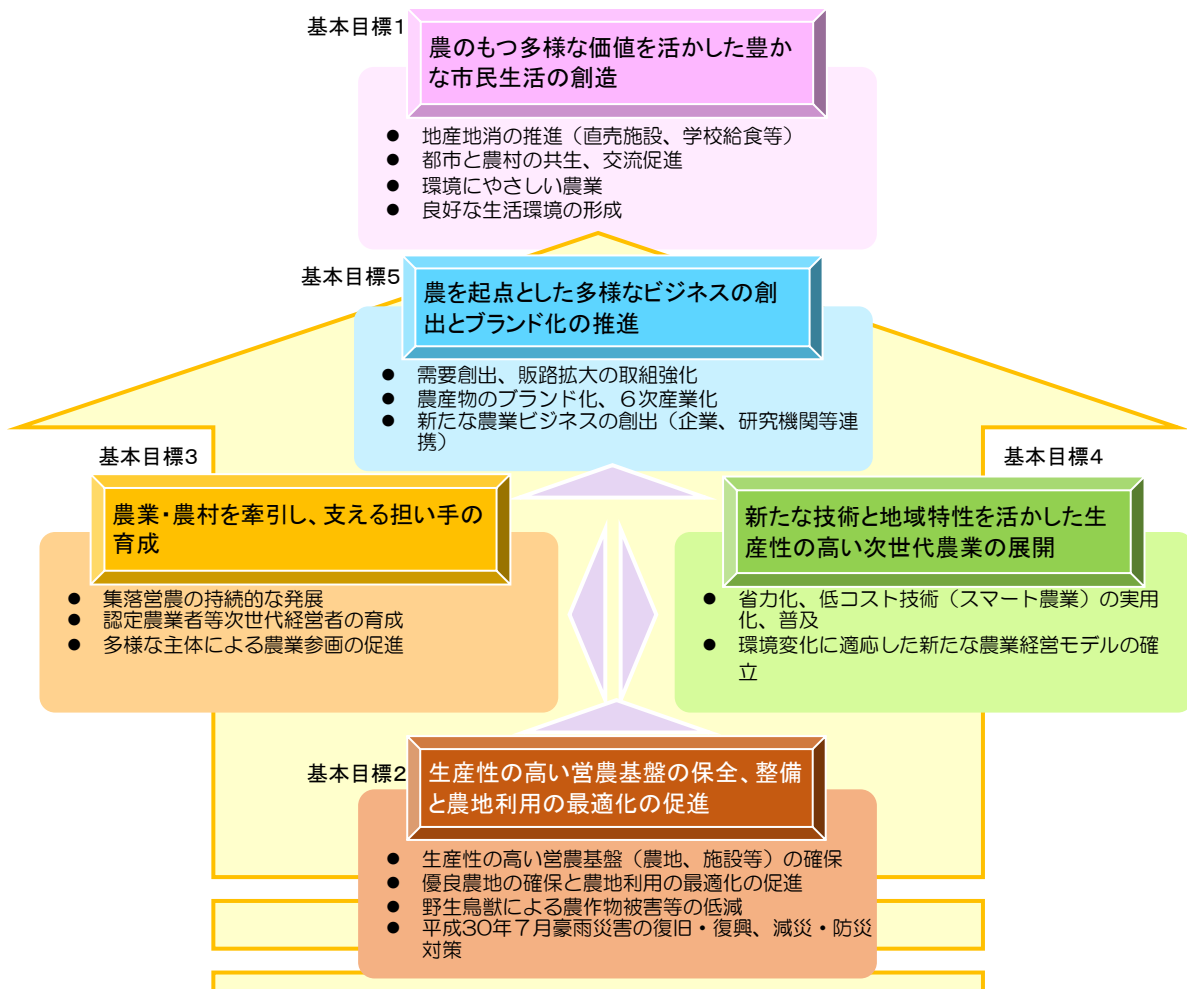
水田農業においては、土地利用型作物等の生産振興並びに集落営農を中心とした省力化及び低コスト化に、園芸農業においては、営農基盤の確保及び経営モデルの確立に、畜産経営においては、収益性の高い品種の導入及び衛生管理の適正化に取り組み、生産性の高い農業の実現を目指します。

基本目標5 農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化の推進

農業経営の高収益化を図るため、マーケットインに基づく需要の掘り起こしや販路拡大の取組を強化するとともに、地域産品のブランド化や6次産業化による経営の多角化を図ります。

また、大学、企業、研究機関等の多様な主体との連携により、地域特性を活かした取組を推進し、農を起点とした多様なビジネスや地域産業の創出を目指します。

【基本目標のイメージ図】



3 施策体系

東広島市の目指すべき農業振興の方向性を示す基本的な目標を実現するため、以下のとおり施策と施策の方向性を定めます。

将来像	基本理念	基本目標	施策	施策の方向性
活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島	農村資源の保全を通じて地域社会と良好な生活環境を持続させる農業の実現	1. 農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造	(1)地産地消の推進	①安全・安心な農産物等の生産、流通の促進 ②消費者への地場産農産物の供給拡大と食育の推進、啓発
			(2)都市と農村の共生・交流の促進	①多様な交流の促進、農村関係人口の拡大 ②農村への移住、定住の促進
			(3)環境にやさしい農業の推進	①環境保全型農業の推進 ②バイオマス資源等の活用促進
			(4)良好な農村環境の形成	①農村の生活環境の整備 ②農業・農村の多面的機能の維持、発揮 ③土地利用の適正化と田園都市としての魅力向上
		2. 生産性の高い営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進	(1)営農基盤の整備	①生産性の高い土地基盤と施設整備の促進 ②生産、流通、加工施設の整備と利用促進
			(2)農地の保全、遊休化の防止	①農地利用の最適化の促進と優良農地の確保 ②鳥獣被害対策の強化
			(3)被災地等の復興・防災、農業用施設の保全	①平成30年7月豪雨災害の復旧、復興と未来を見据えた減災・防災対策 ②農業用施設の計画的な整備と集落ぐるみによる保全、管理
		3. 農業・農村を牽引し、支える担い手の育成	(1)持続的な集落営農の組織づくり	①地域特性を踏まえた集落営農の組織化と安定化の推進 ②集落営農組織の広域連携等促進
			(2)多様な主体の農業参画の促進	①農業・農村を支える多様な担い手の確保、促進
			(3)認定農業者等次世代経営者の育成	①次世代を担う新規就農者の確保、育成 ②次世代経営者の育成
	意欲ある者が夢と未来を描き、地域経済に活力を生み出す農業の実現	4. 新たな技術と地域特性を活かした生産性の高い次世代農業の展開	(1)水田農業の収益性向上	①売れる米づくりの推進 ②適地適作による土地利用型作物等の生産振興
			(2)園芸作物の産地化促進	①野菜振興作物の産地育成 ②果樹産地の再構築 ③花き産地の育成 ④多様な担い手による少量多品目農産物の生産振興
			(3)畜産経営の収益性向上	①多様な連携による収益性の高い畜産経営 ②飼養衛生管理の適正化による安定した営農基盤の確保
			(4)新たな技術の活用、普及による農業の省力化、低コスト化の推進	①新たな技術の活用、普及による農業の省力化、低コスト化の推進
		5. 農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化の推進	(1)販路拡大と流通体制の充実	①多様な需要の掘り起こしと販路拡大 ②需要に即した流通体制の構築
			(2)経営の多角化、高度化の推進	①農産物の付加価値向上とブランド化の推進 ②多様な需要を踏まえた6次産業化の促進
			(3)新たな農業ビジネスの創出	①地域資源の活用促進、地域特性を活かした農業ビジネスの創出 ②スマート農業の活用等による次世代農業の確立

第3章 個別施策(基本目標を実現するための施策)

基本目標 1 農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造

(1) 地産地消の推進

■現状と課題

東広島市は、水稻を基幹とし、園芸、畜産、花き等多彩な農産物が産出される生産地である一方で、人口19万人の消費地が形成されており、生産地と消費地が近接し、地産地消の条件に恵まれています。

東広島市では、農産物直売所や学校給食を通じて、多くの市民や児童・生徒に対して地場産農産物の供給拡大を図ってきました。直売所の売上はこの10年間で4倍以上に増加し、学校給食における主要野菜の供給量も約3倍となり、農業者における重要な販路の一つに成長しました。

「平成29年度アンケート調査」においても、市民が“農業・農村に期待すること”として、「新鮮な食料供給」と回答した割合が最も高くなるなど、市民から、一層の地場産農産物の供給が期待されていますが、一方で、生産者の高齢化等により出荷者数は減少傾向にあります。

また、地産地消応援店認定制度により、市内の飲食店等を通じた農産物等の供給に取り組み、協力店舗の拡大を図ってきましたが、市民の認知度は低く、情報発信力の点では十分とは言えない状況もあります。

今後とも新鮮で安全・安心な地場産農産物を市民に供給していくため、生産や出荷を支える多様な担い手を確保するとともに、消費者理解の促進や購入機会の多様化に向けた取組を強化していく必要があります。

■施策の目標

新鮮で安全・安心な農産物の生産、流通を推進するとともに、食品表示制度等の適正運用を促進し、食の安全と信頼の確保を図ります。

また、食育等の取組や購入機会の多様化を推進し、消費者理解の促進と地場産農産物の販路拡大を図ります。



【道の駅湖畔の里福富】



【食育の推進】

■施策の方向

①安全・安心な農産物等の生産、流通の促進

○安全・安心な農産物等の生産の促進、啓発

- ・ 肥料農薬の適正使用、農薬の適正管理や飛散防止等のための技術指導等に取り組みます。
- ・ 生産履歴の記帳の徹底、GAP（農業生産工程管理）認証取得の啓発、農産物や加工品の食品表示制度等の周知と適正運用を推進します。
- ・ 県等関係機関や家畜診療所等と連携し、家畜疾病の予防対策や口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の防止及び危機管理対策等の強化を図ります。
- ・ 多様な担い手による農業生産を促進するとともに、安全性確保に向けた取組を効率的に行うため、講習会やパンフレットの配布などによる普及・啓発活動に取り組みます。

○食品表示制度等の消費者理解の促進

- ・ 生産者等に対して、農産物生鮮品や加工品の表示適正化に向けた制度周知の徹底を図るとともに、消費者には、特別栽培農産物（安心！広島ブランド認証）や有機野菜等の高付加価値農産物の周知と食品表示制度等への理解を促進します。
- ・ ICT（情報通信技術）による生産情報の効率的な管理と活用により、産地情報や生産者等の情報提供を通じて、地域産品の振興やブランド化を推進します。

○多様な担い手による少量多品目農産物の生産、出荷の促進

- ・ 高齢者や小規模農家等による少量多品目農産物の生産、出荷を促進するため、野菜等の栽培技術指導の体制充実とともに、出荷者や商品コードの整理、統一化など農産物直売所等のネットワーク化を図り、巡回集荷体制の構築を推進します。

②消費者への地場産農産物の供給拡大と食育の推進、啓発

○学校給食への地場産農産物の供給拡大と食育の推進

- ・ 学校給食への地場産農産物の供給品目及び供給量の拡大を図るため、JAや関係者の連携を強化し、産地の実態と連動した給食作りや献立を踏まえた生産振興を推進します。
- ・ 健全な食生活の実践を推進するとともに、子供たちが、地域農業や伝統的な食文化に触れ、食品ロスに伴う環境への影響なども含め、食と農の大切さを広く学ぶ機会の創出を図ります。

○市民等の地場産農産物の購入機会の拡大

- ・ 農産物直売所、生産者と関係団体等が開催するマルシェなど食や農業をテーマとしたイベント開催等を支援します。
- ・ 生産者、JA、市場、流通事業者による連携体制の強化により、市内の飲食店やスーパーマーケット等小売を通じて地場産農産物の供給拡大を図ります。
- ・ 飲食や医療・福祉等の小口需要に対する供給を拡大するため、農産物直売所等の集出荷や販売機能の充実を図り、カット野菜等の加工や予冷保存、電子商取引機能の導入等、多機能拠点としての利活用を検討します。
- ・ 東広島市農林水産物ブランド戦略プランに基づく施策を推進し、流通、販売等事業者による地場産農産物の取扱いの拡大を図ります。

(2) 都市と農村の共生・交流の促進

■現状と課題

東広島市には、豊かな自然環境や伝統的な美しい農村景観があり、広島市などの都市圏と近接し、高速道路や鉄道等の交通機能も充実していることから、近隣の都市住民のレクリエーションや交流の場として、恵まれた条件を有しています。

また、市内の世帯数約8万5,000世帯のうち農家世帯（総農家＋土地持ち非農家）を除く、約7万5,000世帯が消費世帯数と推定され、農村地域との共生や交流が活発化する素地を有しているといえます。

「平成29年度アンケート調査」（図3-1-1）では、“農村地域で体験してみたいこと”として「農村の景色、飲食を楽しむ」や「芋掘りなどの体験」と回答した割合が高く、農産物の供給に限らず、幅広い分野で農業・農村に関心を寄せていることが分かります。

東広島市では、春の園芸まつりやマルシェなどのイベントや、市や集落法人によって運営されている市民農園等を通じて多くの市民が農業・農村に触れ合う機会が提供されてきました。

また、「田園回帰」の動きが全国的な広がりを見せる中、東広島市においては、U・Iターン等によって農村地域に移住した新規就農者が増加しており、平成21（2009）年から始まった「地域おこし協力隊」は、東広島市においても、農村地域への移住、定住とともに地域の活性化を図る上で大きな役割を担うようになっていきます。

さらに近年では、余暇・レクリエーション活動として農村を訪れるだけでなく、地域の歴史や文化、農業関連産業に関心をもち、その伝承活動等に参加したり、農地・森林の不在所有者として地域に関わるなど、「観光・交流」や「本格的な定住」以外にも様々な目的で、農村地域の維持、活性化に寄与する人々が増えつつある中で、これを「関係人口」として捉える動きもあります。

このように、農業・農村の魅力や価値の捉え方が変化していく中で、今後は、地域の潜在的な価値を引き出し、新たな交流や、移住、定住のニーズに対応し、受入れを促進することによって地域の活性化を図っていく必要があります。

図3-1-1 農村地域で体験してみたいこと、興味のあること

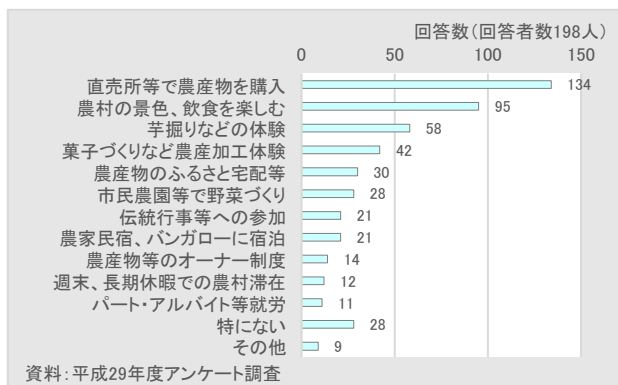
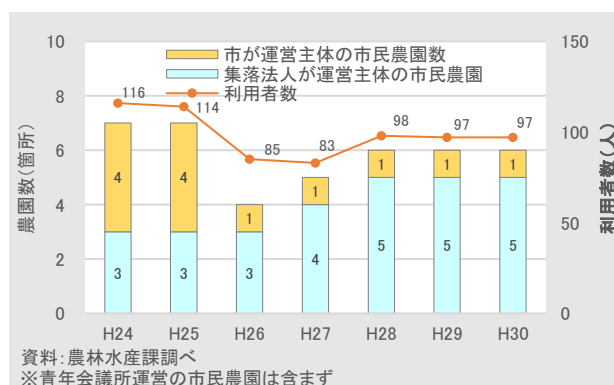


図3-1-2 市民農園の設置数、利用者数の推移



■施策の目標

地域の美しい景観や食文化に触れたり、農作業を体験したりするなど、農業・農村の資源や機能を活かした都市と農村の多様な交流を促進し、農村への移住、定住や農村関係人口の拡大による地域の活性化を図ります。

■施策の方向

①多様な交流の促進、農村関係人口の拡大

- ・ 園芸センターや道の駅、農産物直売所等で開催されるイベントや、農業者等が開催するマルシェなど多彩な交流機会の創出を促進します。
- ・ 農作業の体験機会や参加機会の拡大等を図るため、市民農園や体験農園の利活用を促進するとともに、果樹や棚田のオーナー制度や援農ボランティア等の取組を推進します。
- ・ 農を活かした観光振興の取組として、特産品や伝統的な農村景観等地域資源を活用した新たな交流コンテンツの創出等を促進します。
- ・ 農家民宿等での宿泊体験や農業体験ツアーの受け入れ体制を支援するとともに、市外や県外、訪日外国人旅行者の来訪も視野に入れた農観連携等の取組を推進します。
- ・ 子供たちが農村の自然や農業に触れながら豊かな感性や社会性等を育むため、農業体験の場や歴史民俗資料館等を活用し、農村文化等を学ぶ機会を創出します。
- ・ 都市と農村の交流機会の拡大や移住、定住へと結び付けていくため、農村関係人口の状況把握に取り組みます。

②農村への移住、定住の促進

- ・ 就農に伴う移住、半農半X等「農」のあるライフスタイルを志向する定住など、農村への移住・定住の促進に向け、積極的な情報発信を行うとともに、農地付空き家のあっせん、空き家等を活用した移住体験、就農と移住の総合的な相談対応など、受け入れ体制の充実を図ります。
- ・ 農村関係人口の拡大や農村への移住、定住を段階的に促進するため、「お試し」居住ができる仕組みづくりや地域の慣習を知る機会を提供するなど、きめ細かな相談対応と受け入れ体制の構築を推進します。
- ・ 就農に伴う移住者や地域おこし協力隊等への各種地元団体等との仲介や、受け入れ体制とサポート体制の強化に取り組みます。
- ・ 先に移住・定住した人が新たな移住・定住希望者の相談相手として助言等ができるよう、SNSやホームページ等を活用した都市住民への情報発信や相談対応等に対する支援、新たな移住者のサポート体制の整備、支援等に取り組みます。
- ・ 住民自治協議会等による受け入れ体制の構築や調整活動等を支援します。

(3) 環境にやさしい農業の推進

■現状と課題

農業は、生物の生息環境の形成など生物多様性に貢献する一方で、化学肥料、化学合成農薬の過度な使用や農業施設の整備に伴う自然環境への干渉等により、貴重な動植物の生態系を脅かす危険性も有しています。

また、近年では、主に園芸作物の生産で使用される農業用ポリオレフィンフィルムや塩化ビニール、ポット・トレイ等による環境への影響も危惧されています。

「平成29年度アンケート調査」においても、東広島市の“農業・農村に期待すること”として「新鮮な食料の供給」に次いで、「環境にやさしい農業」と回答した割合が高くなっており（図3-1-3）、市民が、農業と環境との関係を重視していることが分かります。

こうした中、東広島市では、環境保全型農業直接支払制度等の関連施策を通じて化学肥料や化学合成農薬の使用低減を図るとともに、緑肥の作付けや堆肥の施用による土づくりを基本とした環境にやさしい農業を推進してきましたが、近年は、取り組む農家が固定化し、面積拡大の動きも鈍化つつあります。

また、平成29（2017）年に策定した東広島市バイオマス産業都市構想（以下「バイオマス産業都市構想」という。）に基づき、木質バイオマス等の未利用資源の活用に向けた調査や関係機関及び民間企業との連携、サポート体制の構築等の取組も進められています。

こうしたことから、今後は、環境負荷を低減した生産方式等の一層の普及拡大を促進するとともに、バイオマス等未利用資源の利活用も含め、環境にやさしい農業を推進し、有機・特別栽培農産物等の販売促進とあわせた総合的な取組を進めていく必要があります。

■施策の目標

環境負荷を低減し土づくりを基本とした持続性の高い農業や、木質バイオマス等未利用資源の利活用を推進するとともに、環境にやさしい農業によって生産された農産物の有利販売を促進し、良好な生活環境と生態系の保全を図ります。

図3-1-3 東広島市の農業、農村に期待すること

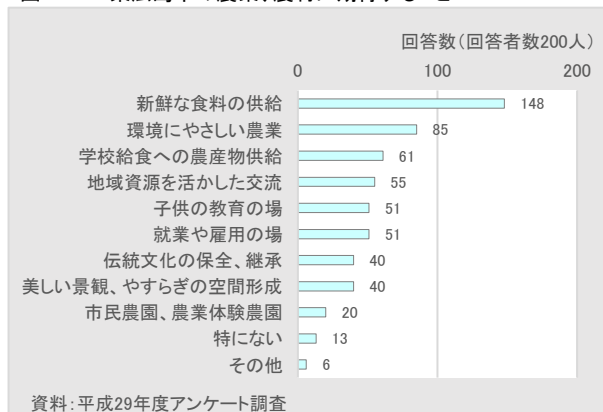
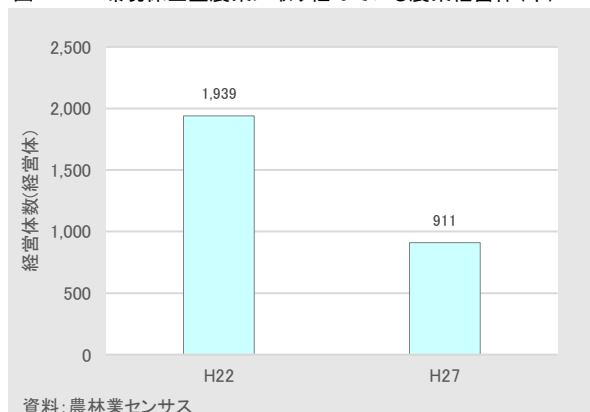


図3-1-4 環境保全型農業に取り組んでいる農業経営体(市)



■施策の方向

①環境保全型農業の推進

○生態系の保全、生物多様性、生態系に配慮した農業の推進

- ・ J Aや関係機関等と連携し、堆肥の施用等による土づくりを基本に、土壌診断に基づく栽培管理と、化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えた栽培技術等の普及に取り組みます。
- ・ 生物多様性の保全や地球温暖化の防止に向け、環境保全型農業直接支払制度の活用を促進するとともに、減農薬・減化学肥料栽培や堆肥施用、水田の冬季湛水^{たんすい}などの取組を推進します。
- ・ 特別栽培農産物（安心！広島ブランド認証制度）やG A P（農業生産工程管理）、エコファーマー制度の認証、認定に向けた取組を支援します。
- ・ 環境負荷の低減を図るため、物材費の低減とともに廃プラスチック等農業系廃棄物の適正処理を推進するとともに、栽培技術の改善や生分解性資材の使用を促進します。
- ・ ほ場整備等に際しては、水田と水路の連続性を確保するための水系ネットワークの維持や水田魚道の整備など生態系や自然環境に配慮した取組を検討します。
- ・ 子供たちが、農業・農村と生物多様性の関係を学ぶ場として、農作業の体験や水路等で多種多様な生物に触れる機会の創出を図ります。
- ・ 多面的機能支払等、農村環境を保全する制度の活用を促進するとともに、住民自治協議会等が主体となった環境保全活動を支援します。

○環境保全型農業による農産物の有利販売支援

- ・ 環境保全型農業によって生産された農産物の有利販売を促進するため、有機J A Sや特別栽培農産物表示（安心！広島ブランド認証制度）、エコファーマー認定表示など、消費者に対して各種表示等を分かり易く伝えるとともに、東広島ブランド推奨マークの奨励等により地場産農産物のP Rに取り組みます。
- ・ 有機農産物等のロット拡大を図るため、生産者間連携を促進するとともに、有利販売や販路拡大に向けた商談会や農産物のP R等に取り組みます。

②バイオマス資源等の活用促進

- ・ バイオマス産業都市構想に基づき、関係機関・団体等の連携体制を構築するとともに、きのこ廃菌床や食品残さ、家畜排せつ物等の堆肥化を推進し、農業生産への積極的な利用に向けた普及啓発に取り組みます。
- ・ 下水汚泥の堆肥化等未利用資源の有効活用を推進します。
- ・ バイオマス等を活用した堆肥の利用を促進するため、堆肥散布等の体制整備を推進します。
- ・ 賀茂バイオマスセンターで生産されるチップや薪等の木質バイオマスを農業用ハウスを加温するための燃料として利用を促進し、園芸作物の生産振興を図ります。

(4) 良好な農村環境の形成

■現状と課題

農村は農作物の生産の場であるとともに、自然環境や生態系の保全、景観の形成や文化の伝承など、市民生活を支える上で重要な役割を果たす多面的機能を有しています。これらの機能が維持・発揮されるためには、地域活動と農業が持続的に営まれ、農村環境が良好に保全される必要があります。

東広島市においては、市街地の周辺にまとまった農地が多く展開しており、人口の約4割が居住する市街化調整区域には、全体の7割弱に相当する約5,660haの農地が広がり、農業生産と生活空間の混在化が進展しています。

特に混在化が進んだ地域においては、営農環境の面からは、ほ場の分断や灌漑施設への生活排水等の流入による水質悪化等が指摘されており、生活環境の面からは、住宅周辺での農薬の飛散や耕作放棄地発生に伴う景観の悪化、害虫の発生などが指摘されています。

一方、農村地域においては、農業生産活動の縮小とともに遊休農地の拡大や農村景観の悪化、集落機能の低下が危惧されています。

こうした中、東広島市では、各種土地利用計画に基づく適正な土地利用を推進するとともに、日本型直接支払制度等による集落協働の取組によって農地や農村環境の保全、維持管理に取り組んできました。

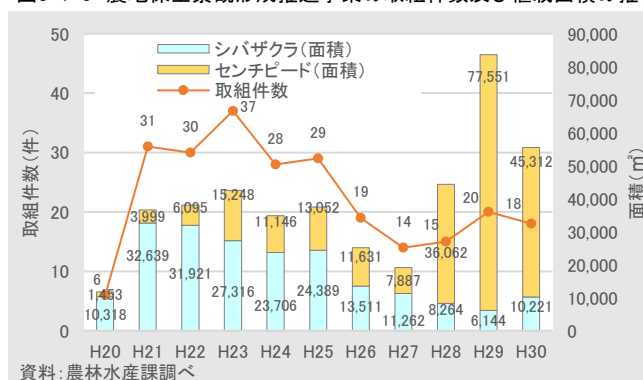
今後とも、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、適正な土地利用に基づく良好な生活環境と生産環境の維持・形成に向けた取組を進めるとともに、高齢化と過疎化が進む農村地域においては、生活の利便性の確保やコミュニティの維持、醸成を図ることが必要とされています。

■施策の目標

非農家を含めた多くの住民に協働活動への参画を促進し、農業・農村資源の保全による多面的機能の維持・発揮を図るとともに、生活の利便性確保やコミュニティの維持、醸成による良好な農村環境の形成を図ります。

また、良好で利便性の高い生活環境を維持・形成するため、農業振興地域整備計画等各種計画に基づく適正な土地利用を推進し、田園都市としての魅力向上を図ります。

図3-1-5 農地保全景観形成推進事業の取組件数及び植栽面積の推移



■施策の方向

①農村の生活環境の整備

- 生活環境や農業用水の水質保全を図るため、合併浄化槽の設置を推進するとともに、農業用排水施設や農業集落排水処理施設の適正管理を推進し、公衆衛生の向上に取り組みます。
- 農村地域における生活の利便性向上を図るため、地域における拠点への生活サービス機能等の集約に向けた取組を推進します。
- 地域資源を活かした交流事業や都市部からの移住・定住等の受け入れ、6次産業化など地域の活性化に向けた取組を推進します。
- これらの取組を効果的に進めるため、住民自治協議会を中心とした、自治組織の加入促進やコミュニティの醸成を図る活動等を支援します。

②農業・農村の多面的機能の維持、発揮

- 景観形成、緑化、防災、環境保全等、農業・農村の有する多面的機能の実態把握と市民の認知度向上に取り組みます。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度等関連制度の活用を促進するとともに、集落協働による取組を推進します。
- 伝統的行事や食文化の伝承、民俗文化財等の保護、自然景観や生態系の保全などに向けた、市民が主体となった取組を促進します。
- 非農家や他出後継者等に対して集落協働活動への参画を促進し、都市住民に対しては行事やイベントへの参加を呼びかけるなど、都市と農村の交流とともに関係人口の拡大を図る取組を推進します。

③土地利用の適正化と田園都市としての魅力向上

- 農地と宅地の混在化を防止し、適正な土地利用を通じた良好な生活環境の維持・形成を図るため、農業振興地域整備計画等の関係制度や各種土地利用計画等の適正な運用を推進します。
- 農業・農村に対する市民の理解を促進し、新鮮で安全・安心な農産物の購入や農村を身近に感じることでできる機会の創出を図るため、農産物直売所や農村公園等の利活用の促進と適正管理に取り組みます。
- 子供たちの農業体験の場など市民が農業に身近に触れる機会を提供するため、市街地の農地や小区画、狭小な農地を市民農園等として有効利用が図られるよう、所有者等への啓発等に取り組みます。



【（農）重兼農場が考案したセンチピードグラス播種】



【畑地の景観（安芸津地域）】

基本目標1 農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造 (概要図)

現状・課題

市民への地場産農産物の供給拡大（地産地消）

【地産地消等】

- ◆ 農産物直売所や学校給食を通じた地場産農産物の供給拡大
- ◆ 市民からの期待の高まり

【取組課題】

- 安全・安心な地場産農産物のさらなる供給拡大
- 少量多品目農産物の生産、出荷を支える多様な担い手確保
- 市民の購入機会の多様化、拡大に向けた取組強化

農業・農村の多面的な価値を実感、役割への期待

【都市農村交流】

- ◆ 交流イベント等開催、市民農園開設等
- ◆ 農業・農村への関心の高まり

【環境への影響配慮】

- ◆ 環境保全型農業の取組鈍化
- ◆ 東広島市バイオマス産業都市構想の策定

【農村環境の保全、形成】

- ◆ 生産・生活空間が隣接・混在化
- ◆ 集落ぐるみによる農村資源保全活動の推進

【取組課題】

- 移住・定住のニーズ対応、受け入れ体制の強化
- 環境保全型農業の収益性向上
- バイオマス等未利用資源の活用
- 生活の利便性確保、コミュニティの維持、醸成

施策の方向

〔基本目標2〕

(2) 農地の保全、遊休化の防止

〔基本目標3〕

(1) 持続的な集落営農
(2) 多様な主体の農業参画

※ 少量多品目農産物の生産による農地利用促進

(1) 地産地消の推進

① 安全・安心な農産物等の生産、流通の促進

- 安全・安心な農産物等の生産
 - ・ 技術指導、講習会等開催
 - 食品表示制度等の理解促進
 - ・ 食品表示制度等周知活動
 - ・ 産地PR、消費者理解等啓発
- 少量多品目農産物の生産、出荷
 - ・ 巡回集荷体制の構築等

② 消費者への地場産農産物の供給拡大と食育の推進、啓発

- 学校給食へ供給拡大と食育推進
 - ・ 利用を踏まえた生産振興
 - ・ 食農教育の機会創出
- 地場産農産物の購入機会拡大
 - ・ イベント開催等支援
 - ・ JA・市場等の連携強化
 - ・ 販売機能の強化(道の駅等)

※ 安全・安心な農産物、農業理解の促進

〔基本目標5〕

(1) 販路拡大と流通体制の充実
(2) 経営の多角化、高度化の促進

(4) 良好な農村環境の形成

① 農村の生活環境の整備

- ・ 生活サービス機能等集約
- ・ 自治組織の活動支援

② 農業・農村の多面的機能の維持、発揮

- ・ 農業用施設等適正管理
- ・ 集落協働活動等参画啓発

③ 土地利用の適正化と田園都市としての魅力向上

- ・ 土地利用計画等の適正運用
- ・ 小区域農地等の利活用

(3) 環境にやさしい農業の推進

① 環境保全型農業の推進

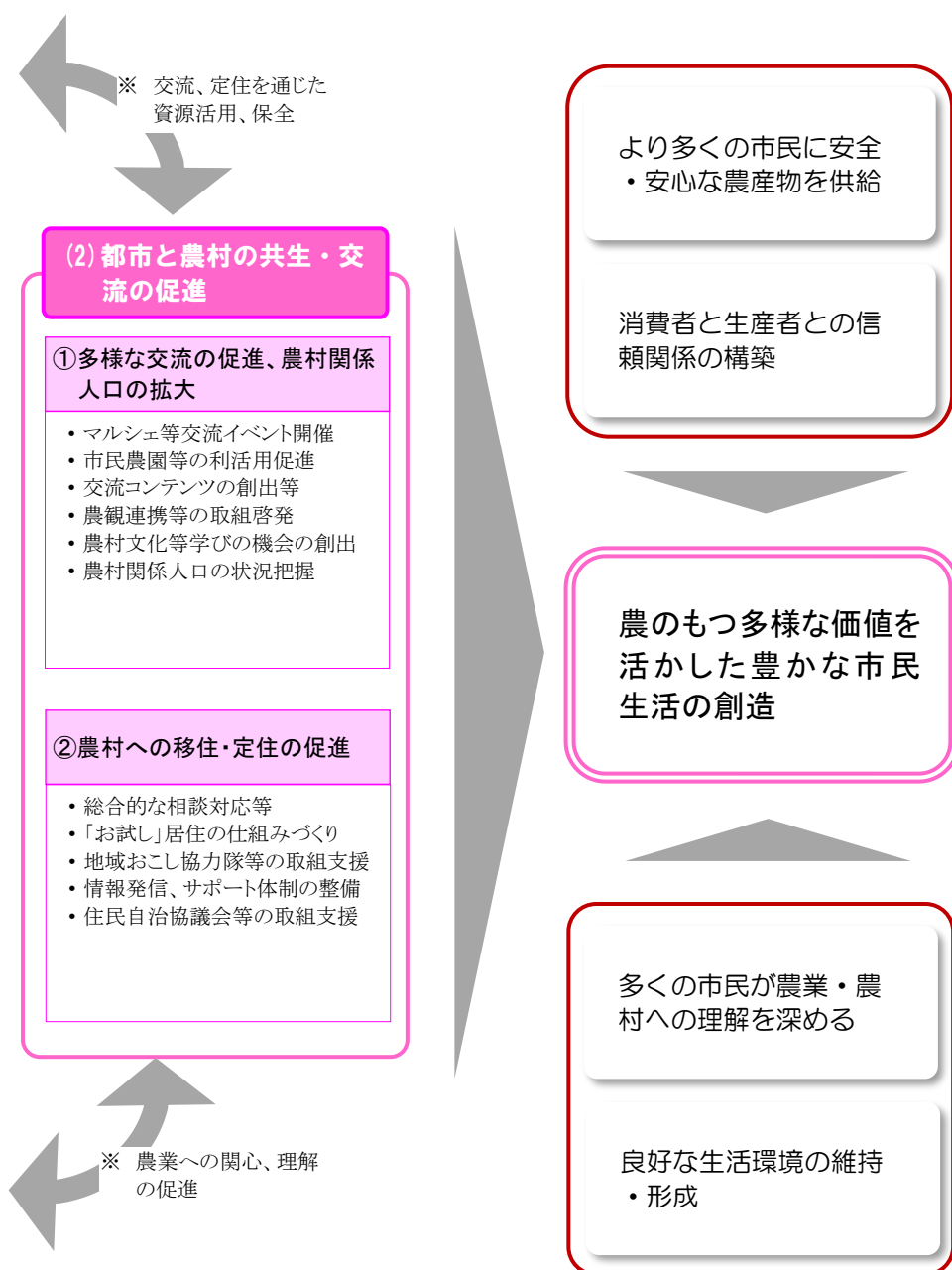
- 生態系に配慮した農業の推進
 - ・ 農薬等の使用低減
 - ・ 環境保全型農業の取組支援
 - ・ 生物に触れる機会等の創出
- 農産物の有利販売支援
 - ・ 各種表示の理解促進
 - ・ 有機農産物等のPR

② バイオマス資源等の活用促進

- ・ バイオマス資源の利用拡大(堆肥化、燃料等)

施策の方向

目標



基本目標2 生産性の高い営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進

(1) 営農基盤の整備

■現状と課題

東広島市では、昭和30(1955)年代から西条盆地を中心に徐々にほ場整備に取り組み、昭和40(1965)年代から平成初期にかけて、大規模なほ場整備事業が多く実施されてきました。早くから取り組んできた中部・北部地域の整備はおおむね完了し、農業施設等の整備についても計画的に進めてきましたが、黒瀬地域や安芸津地域では未整備のほ場も多く残っており、また、整備後のほ場においても経年劣化による農業用施設の老朽化やほ場の排水不良に苦慮する状況もあります。

「平成29年度アンケート調査」の結果では、総じて「用排水路の整備」と「水田の排水対策」を求める意見が多い状況ですが、経営部門や地域によって必要とされる整備内容は異なっており、地域の実情や担い手の営農意向等を踏まえた対応が求められています。

また、米価の低迷によって水田農業の収益性が低下する中で、高収益作物として園芸作物の生産振興を推進していますが、そのための営農基盤の整備はこれからの大きな課題と言えます。

このような野菜や果樹、花き等の園芸作物の生産振興を図っていく上では、土地基盤の整備だけでなく、需要に応じた生産や収益性の高い農業を実現する上で必要となる生産施設等の整備も重要となります。

今後は、地域の特性や経営実態に応じた生産性の高い営農基盤の整備を推進しつつ、これまで整備した土地基盤の保全管理や流通・加工施設等の有効活用に取り組んでいく必要があります。

■施策の目標

区画整理や排水対策など生産性の高い営農基盤の整備を推進するとともに既設の生産・流通・加工等諸施設の利活用を促進し、収益性の高い農産物の生産・流通体制の構築と次世代への良好な農地・農業用施設の確保、継承を図ります。

図3-2-1 必要な生産基盤整備

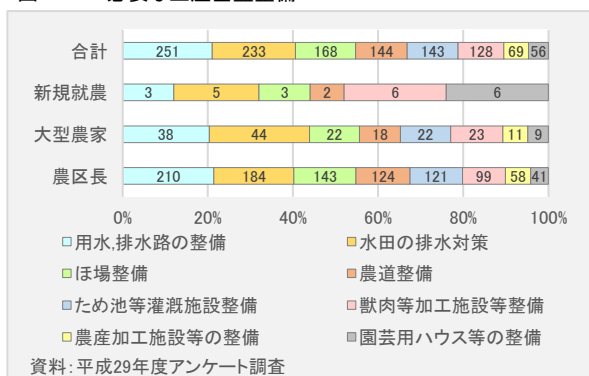
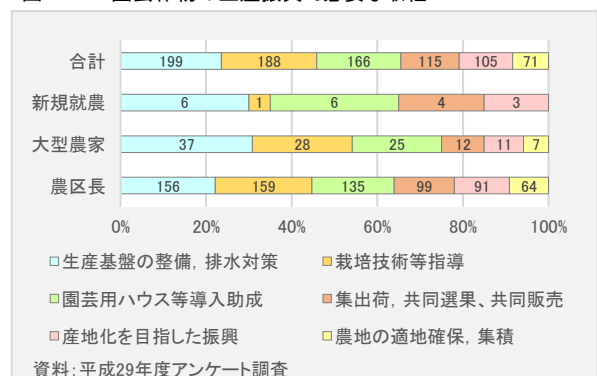


図3-2-2 園芸作物の生産振興に必要な取組



■施策の方向

①生産性の高い土地基盤と施設整備の促進

- ・ 生産効率の改善と収益性向上を図るため、担い手への農地集積や集約化を推進するとともに、ほ場整備など土地基盤の整備を支援します。
- ・ 高収益作物の導入、転換に際しては、関係機関、団体と連携し、生産技術体系等を含めた導入作物の検討、経営確立に向けた指導等体制の構築を図ります。
- ・ 農作業の効率化を図るとともに自然災害等の発生防止対策として、農道やため池、水路等の適切な保全管理を推進します。
- ・ 園芸作物等の生産性向上を図るため、暗渠排水等による土層改良や畦畔除去等による区画の拡大など生産基盤の整備を支援するとともに、灌漑施設や園芸用ハウス等の整備を支援します。
- ・ 農産物の出荷、農業用機械、農業資材等の効率的な輸送を図るため、道路・水路等の保全管理を支援します。
- ・ 生産性の高い果樹経営と産地強化を図るため、新規就農者の育成や確保に取り組むとともに、かんきつ等樹園地の整備を推進します。

②生産、流通、加工施設の整備と利用促進

- ・ 野菜、果樹、花き等の生産振興、産地化の推進に際しては、施設栽培での初期投資の軽減や出荷期間拡大のための園芸用ハウスや低コスト耐候性ハウス等の整備を促進します。
- ・ 流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設や付加価値及び商品化率の向上を図るための加工施設等の利活用を促進します。
- ・ 地産地消の推進とともに地域内需要を掘り起こし、販路を拡大するため、農産物直売所等へのカット、冷凍、貯蔵機能等の導入を検討します。
- ・ 環境保全型農業等に取り組む上で必要となる堆肥投入の負担軽減、作業の効率化を図るための機械導入等を推進します。
- ・ 認定農業者等の高収益農業モデルの確立を図るとともに園芸作物の産地化や経営体の育成を推進するため、有利販売の促進に向けた選果・出荷・貯蔵に係る条件整備等に段階的に取り組みます。
- ・ 家畜排せつ物の適正管理とバイオマス資源としての有効利用を促進するため、堆肥調整・保管施設など家畜排せつ物管理施設の整備を推進します



【園芸用ビニールハウス】



【水路の泥上げ】

(2) 農地の保全、遊休化の防止

■現状と課題

東広島市の平成27（2015）年の耕地面積は7,380haで平成17（2005）年から約500ha減少していますが、同年の経営耕地面積（耕地面積から、自給的農家や土地持ち非農家が耕作する農地及び一部耕作放棄地等を除いた面積）は4,664haで、この10年間で約1,000ha減少しています。家族経営体（5ha未満）の経営耕地面積が1,752ha減少した一方で、組織経営体（法人）では約700ha増加しており、一定の規模で農業に携わってきた販売農家が大幅に減少する中で、一部は集落法人等の組織経営体に農地の管理主体が移行しています。

上記以外の約1,000haの農地については、自給的農家や土地持ち非農家等（一部耕作放棄地）によって管理されている状況ですが、集落法人等不在の地域では、高齢化のさらなる進展によって、担い手不在の農地が拡大していくことが懸念されます。

こうした一方で、新規就農者や規模拡大を志向する認定農業者は、園芸作物等の生産に適した優良農地の確保を課題として抱えており、今後は、遊休農地の抑制を図るとともに優良農地の活用促進を踏まえた農地利用の最適化のあり方を検討していく必要があります。

また、鳥獣被害については、イノシシの捕獲頭数が平成22（2010）年の1,016頭から平成29（2017）年では2,099頭、シカの捕獲頭数は平成22（2010）年の284頭から平成29（2017）年には1,105頭とそれぞれ増加しています。被害額は3,000万円から4,000万円の間で推移する中で、平成29（2017）年は約2,700万円まで減少していますが、「平成29年度アンケート調査」の結果では、“農業生産で困っていること”としては「鳥獣被害」と回答した割合が最も多く、営農意欲の低下による離農者の増加や生活環境の悪化など、農産物の被害額では測りきれない悪影響も発生しています。

こうしたことから、今後は、侵入防止対策や狩猟免許取得者の増員等捕獲対策に加え、集落の環境整備の推進など、より重層的で効果的な取組が求められています。

■施策の目標

意欲的な担い手への優良農地の集積や人・農地プランの実質化等を通じて、農地利用の最適化を促進するとともに、集落ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、地域の合意形成に基づいた農地の有効利用と遊休化防止を図ります。

図3-2-3 東広島市の耕地面積の推移

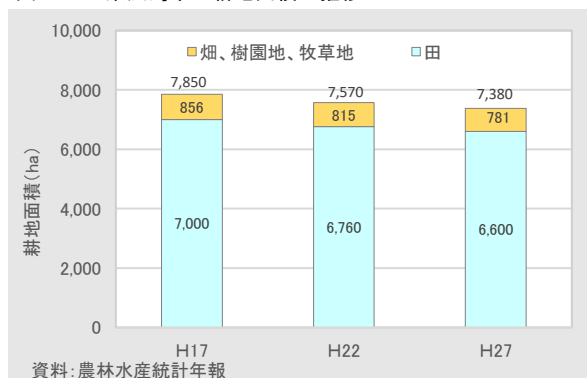
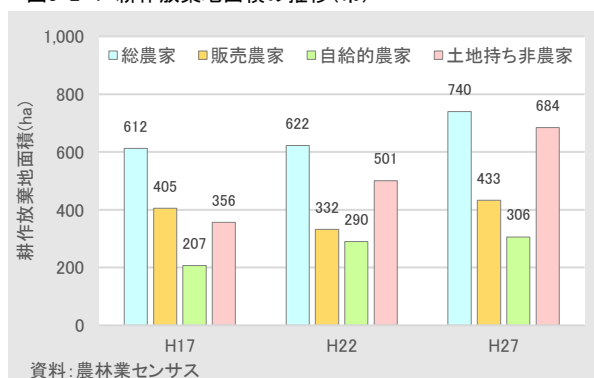


図3-2-4 耕作放棄地面積の推移(市)



■施策の方向

①農地利用の最適化の促進と優良農地の確保

- ・ 農地中間管理機構等を通じた利用権設定や農作業受委託等を含め担い手への農地の集積、集約化を進めるとともに、耕作放棄地の発生を抑制するため、農業委員会による農地所有者の意向把握や、人・農地プランの実質化に向けた集落の話し合い等を推進します。
- ・ 農業委員会が実施する農地パトロールによって利用状況を把握し、地図データとして整理することで農地の利用調整、あっせん等活動における活用を図ります。
- ・ 不作付け地であっても一団の農地については、新規就農者や規模拡大意向のある担い手等にあっせんするなど、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに関係機関等との連携によって農地利用の最適化を推進します。
- ・ 農地の遊休化防止や農業機械の過剰投資を抑制するため、担い手不在の農地や小規模農家の農地等については、集落営農の拡大による集積や農作業受委託の活用を推進します。
- ・ 小規模農地や耕作条件不利地等については、少量多品目農産物の生産振興や、市民農園や福祉を目的とした利用等、多様な活用を促進します。

②鳥獣被害対策の強化

- ・ 野生鳥獣による被害防止に向け、捕獲わな設置等による個体数の調整や防護柵の設置等による侵入防止、緩衝地帯の整備による野生鳥獣が出現しづらい環境づくりなど、総合的な対策の構築を図ります。
- ・ 鳥獣被害防止対策の効果的な実践を促進するため、集落ぐるみの取組の推進と併せてリーダー・指導者養成、狩猟者等担い手確保のための狩猟免許取得の啓発等に取り組みます。
- ・ モデル地区の取組成果の普及と人材育成を促進するため、セミナーや講習会等の開催に取り組みます。
- ・ 緩衝地帯や農地への牛の放牧や集落ぐるみでの農産物残さの除去活動など、地域の実情に応じた被害防止対策を推進します。
- ・ 捕獲獣等の処理に係る負担を軽減するため、有害獣処理加工施設等の利活用を推進します。
- ・ 鳥獣被害の防止対策の効率化と捕獲技術の高度化等を図るため、センサーカメラやＩＣＴ機器の活用を推進します。



【農地集積に向けた話し合い】



【防護柵の設置】

(3) 被災地等の復興・防災、農業用施設の保全

■現状と課題

平成30（2018）年7月5日から8日にかけて、西日本を中心に広範囲で発生した記録的な豪雨により、東広島市では12名もの尊い命が奪われたほか、未だ1名の方が行方不明となっており、これまでに経験のない人的被害や建物・インフラなどの物的被害が発生しました。

農業部門では、土砂の流入や河川の氾濫等に伴い、298haの農地が被災したほか、農業用施設、機械など109件の被害報告がありました。農地については、畦畔の崩壊や土石流の流入等による619箇所の甚大な被害が発生し、農業用施設では、農道71箇所、用排水路136箇所、ため池149箇所、頭首工52箇所の被害が発生するなど、今後の農業経営に大きな打撃となっています。

こうした中、東広島市では、計画的な復旧・復興に向けた基本的な方針として、平成30（2018）年10月に「平成30年7月豪雨災害復旧・復興プラン」（以下「災害復旧・復興プラン」という。）を策定し、暮らしの再生、産業基盤の再生、インフラの再生を復旧の柱に位置付けるととともに、災害に強いまちづくりに取り組んでおり、農地・農業用施設等の復旧の着実な推進と、防災・減災に向けた取組により、安全・安心な営農環境の構築が求められています。

また、農地や農業用施設等については、市内全域で集落協働の活動によって、維持管理と機能保全に取り組まれています。高齡化や過疎化が進む中で、保全活動への参加労働力の確保や関連制度の経理事務等に従事する人材確保が危惧され、活動の持続性が深刻な課題となっています。

■施策の目標

「災害復旧・復興プラン」に基づき、農業者の早期の経営再建に向け農地・農業用施設の復旧に取り組むとともに、防災・減災につながる体制の構築と未来を見据えた復興を着実に推進します。

また、集落ぐるみの活動による農地・農業用施設の保全管理を推進し、持続的な活動による適切な維持管理と長寿命化を図ります。

■施策の方向

①平成30年7月豪雨災害の復旧、復興と未来を見据えた減災・防災対策

○災害復旧・復興プランに基づく着実な復旧・復興支援

- ・ 災害復旧・復興プランに基づき、決壊や土砂の埋塞により危険な状態となっているため池や、農業の基盤となる農地・農業用施設等の着実な復旧に取り組みます。

○災害等を未然に防ぎ、被害を抑えるための対策（防災・減災対策）

- ・ 平成30年7月豪雨による被害状況の把握、分析結果を踏まえ、将来の豪雨等災害への備えを強化し、災害を未然に防ぐ防災、被害を最小限に抑える減災対策に取り組めます。
- ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、ため池の所有者や管理状況等について関係機関との連携を通じて把握するとともに、維持管理体制に基づく適正な管理に努めます。
- ・ 都市化とともに不要になったため池については、危険防止や災害防止の措置を講じるとともに

に、計画的な廃止と跡地の有効的な利活用に取り組みます。

- 局地的な豪雨等による土砂災害や浸水の危険性が高い箇所が存在していることから、自然災害を未然に防ぐため、荒廃した林地の復旧や、豪雨等によるがけ崩れ災害の予防に努め、治山や砂防、河川改修や急傾斜地の崩壊対策に努めます。

②農業用施設の計画的な整備と集落ぐるみによる保全、管理

- 農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、集落の景観形成等について、日本型直接支払制度等の活用を推進するとともに、活用促進に向けた事務の簡素化、事務支援等に取り組みます。
- 非農家や不在地主等の地域活動への参画を図るため、集落ぐるみによる地域資源の保全管理に向けた話合いの開催等を推進します。
- 農地や農業用施設等の保全管理の省力化を図るため、先端技術の導入や機械化等の取組を推進します。

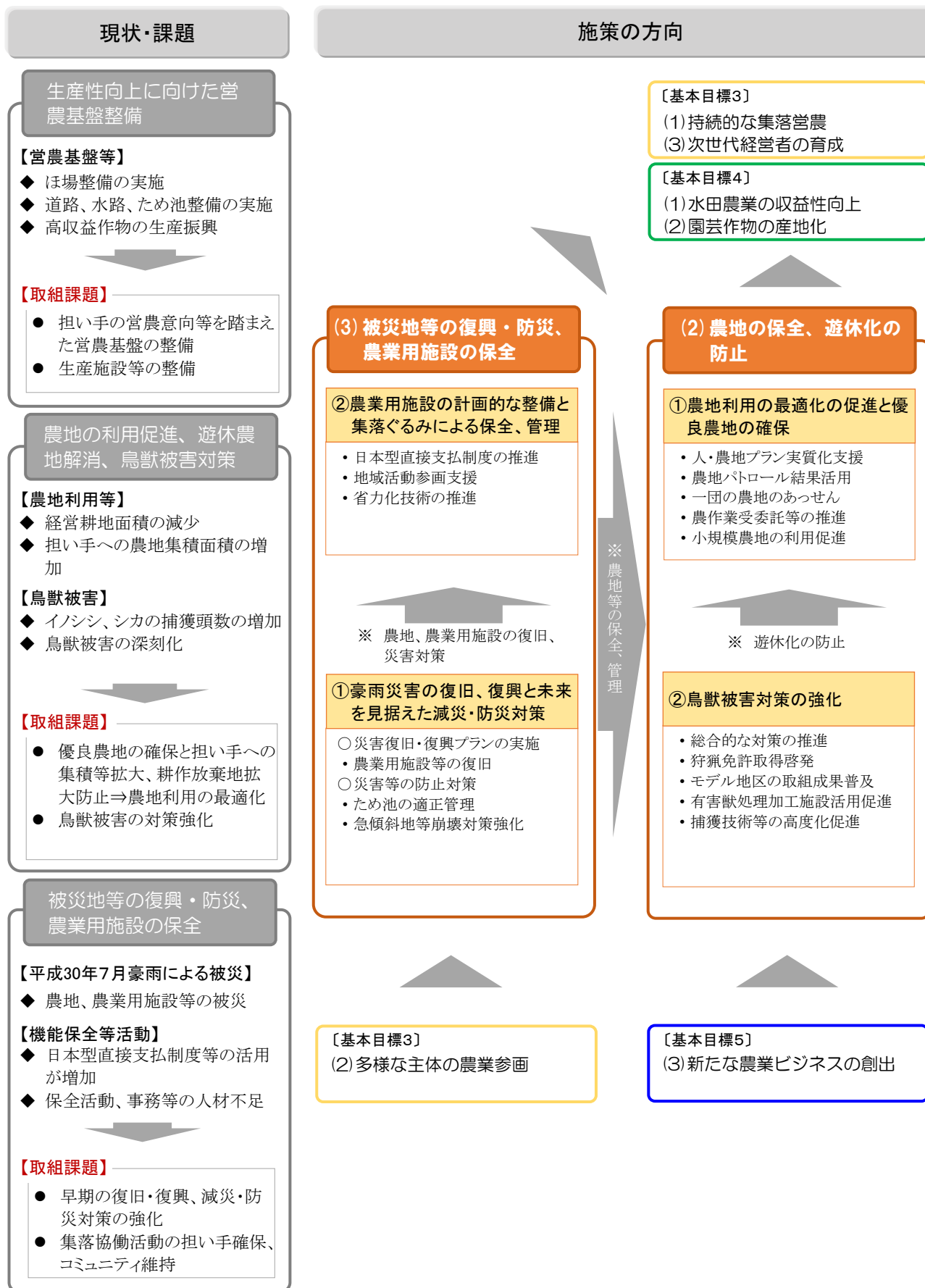


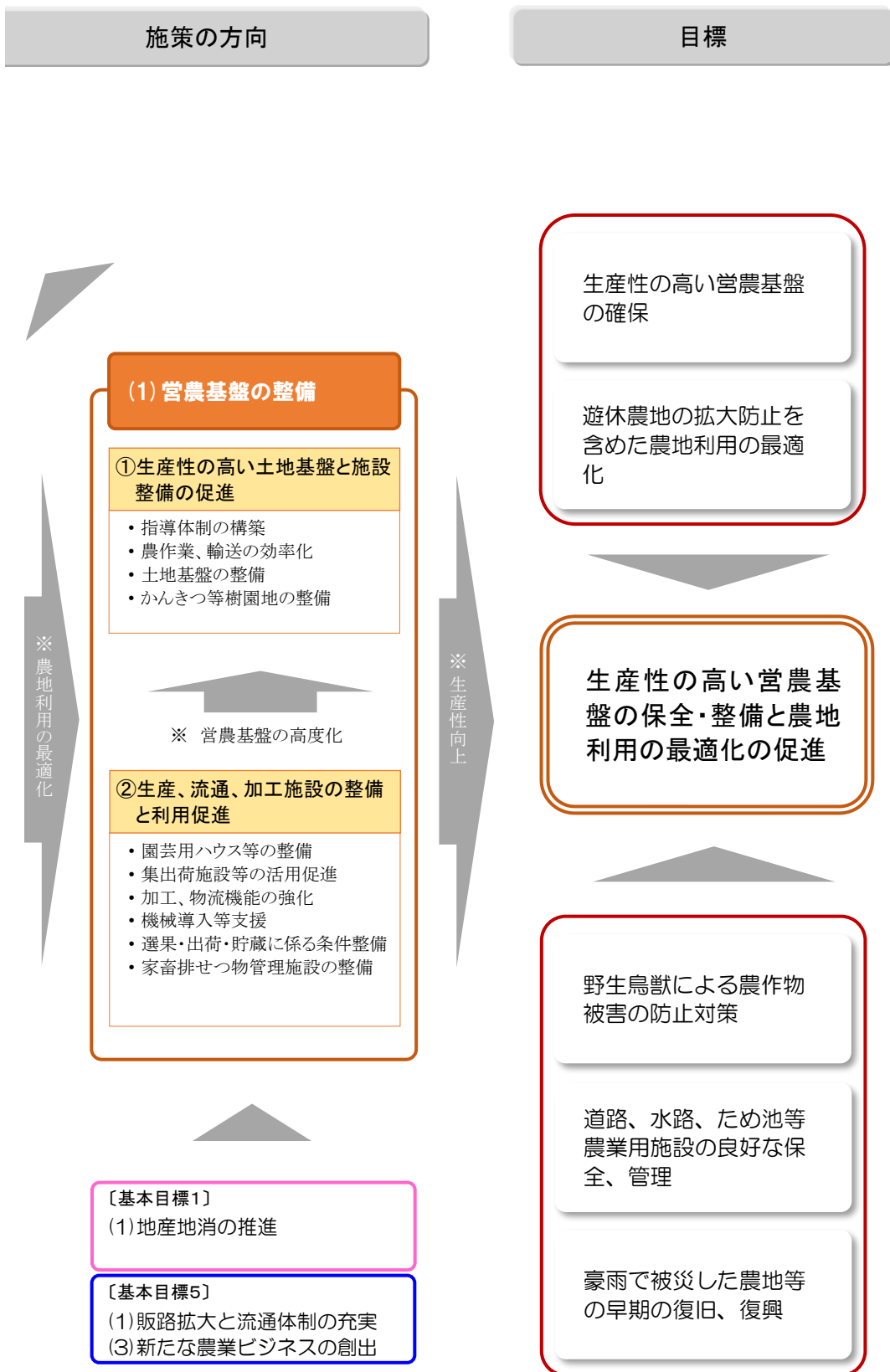
【復旧した農地】



【協働作業による農業用施設の復旧】

基本目標2 生産性の高い営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進 (概要図)





基本目標3 農業・農村を牽引し、支える担い手の育成

(1) 持続的な集落営農の組織づくり

■現状と課題

広島県においては、水田農業の構造改革と担い手育成を図るため、集落法人の育成と経営高度化に向けた取組が進められ、平成31（2019）年3月末における県全体の設立法人数は275となっています。

高齢化の進展による後継者不足や米価下落による稲作経営の収益低下が進む中で、機械設備等の過剰投資を抑えつつ、兼業農家の労働力を活かした組織形態として、また、道水路等農業用施設とともに農地を健全に維持する取組として、集落法人の設立は大きな効果をもたらしました。

東広島市においては、集落法人は、平成元（1989）年に県内で最初に設立された農事組合法人重兼農場をモデルとして平成10年代の半ばから徐々に設立され、県、市町、関係機関及び団体等による推進体制と普及啓発により、生産基盤や役員・オペレータ等の人材確保などの条件が整っている中部・北部を中心に設立が進み、平成30（2018）年度末の法人数は34法人となり、このうち31法人が認定農業者になっています。

しかしながら、経理従事者や組織運営を中心的に支えるリーダーなど人材育成の問題をはじめ、労働力や安定した販路の確保など集落法人が抱える課題が高度化し、組織の持続性に対する懸念が深刻化しつつあり、新たな法人設立の動きも鈍化しています。

一方で、次世代の法人経営を担う若い人材を外部から確保したり、法人間連携や法人合併、2階建て方式の運営体制構築により経営を効率化するなどの先進的な取組もみられます。

今後は、地域の特性や実情を踏まえた集落営農の組織化を推進しつつ、時代の変化に対応し、集落営農を安定的に持続させるため、既存の集落営農組織の経営安定化と高度化をいかに確立するかが重要な課題になります。

■施策の目標

農村地域を面的に支える中心経営体として、地域の特性や実情に応じた、集落営農の組織化を推進するとともに、多様な連携の促進や人材育成の支援等により、既設の集落法人の経営安定化と高度化を推進し、時代の変化に対応できる集落営農の確立と持続的な発展を図ります。

図3-3-1 認定農業者（経営形態別）数の推移

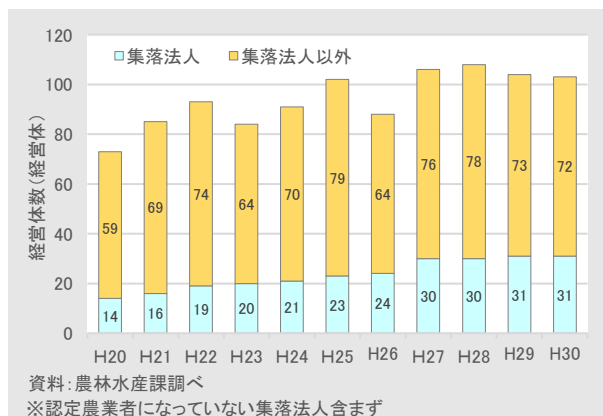
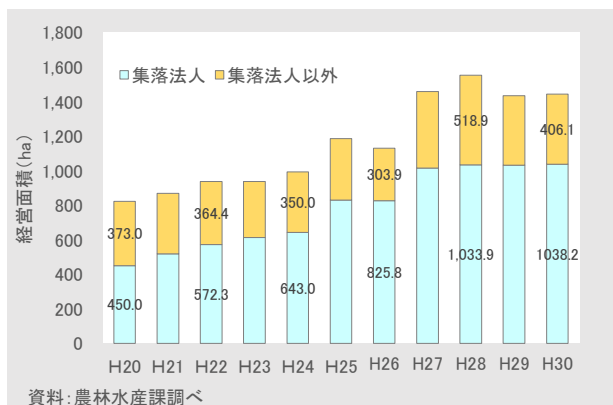


図3-3-2 認定農業者（組織形態別）の経営面積の推移



■施策の方向

①地域特性を踏まえた集落営農の組織化と安定化の推進

○集落営農の組織化推進

- ・ 農地利用の促進や後継者確保等の課題に対し、集落の合意形成に基づく取組を進めるため、人・農地プランの策定や実質化を支援し、持続的な農業の実現を図ります。
- ・ 集落営農の組織化に向けた合意形成の体制構築を促進するため、多面的機能支払い制度等集落ぐるみによる農業用施設等の保安全管理活動を推進します。
- ・ 集落営農等の組織化に際しては、組織化に向けた啓発活動とともに、営農計画等策定の支援、農地等の条件整備、リーダー養成研修の開催等に取り組みます。
- ・ 集落ぐるみ型法人、担い手型法人、住民自治協議会等を中心とした協働活動など、地域の特性や実情を踏まえた組織形態による集落営農を推進します。

○集落営農の経営安定支援

- ・ 集落営農の経営安定を図るため、高収益野菜等の導入や効率的な生産のための農業用機械・施設等の導入を支援するとともに、集落営農組織の広域連携、規模拡大の取組を促進します。
- ・ 集落法人支援員を配置し、集落法人の経営状況を分析するとともに、経営の安定化及び高度化に向けた指導・助言等を行います。

②集落営農組織の広域連携等促進

○集落営農等組織間連携の促進

- ・ 集落営農の組織化とともに既設法人等が抱える経営課題を解決し、持続性の高い集落営農を図るため、集落営農組織間の連携、規模拡大等の取組を促進します。
- ・ 組織間連携については、集落法人の統合や資源管理組織と経営組織の役割を区分した2階建方式など地域の農地等賦存状況、労働力や機械・施設等経営資源の保有状況等に応じて、地域の実情に即した取組を推進し、広域連携後の営農計画の検討や必要となる施設・機械等の導入について支援します。
- ・ 新たな販路の展開や人材確保による経営の安定化と高度化を図るため、個人農家や農産物加工・食品関連企業等との多様な連携を促進します。

○集落営農等未整備集落による農作業受委託等の取組支援

- ・ 集落営農等組織化が困難な地域については、機械の共同利用や農作業受委託等の取組を促進し、農地の永続的な管理を推進します。
- ・ J A広島中央等による農作業受委託の取組を先進的なモデルとし、市内各地域への普及、啓発等に取り組みます。

○集落営農の広域化・経営高度化、人材育成

- ・ 集落営農組織の広域化や規模拡大を推進し、生産コストの低減と人材の確保を図るとともに、スマート農業など新技術の導入や農産物の有利販売、加工等の取組など経営の高度化に向けた取組を支援します。
- ・ 人材育成研修の開催等により、経営の高度化や多角化に対応し、次代の経営を担う人材の育成を支援します。

(2) 多様な主体の農業参画の促進

■現状と課題

農村地域においては、農業後継者の都市部への流出等により、農地の保全や地域の協働活動の維持が困難になっており、東広島市においても、高齢化の進展等による販売農家と経営耕地面積の大幅な減少が顕在化しています。

また、新規就農の初期段階では財務等を含めた経営基盤が弱い弱なため、通年雇用による規模拡大等が困難となり、農繁期における労働力確保が課題となっている状況も多くみられます。

このよう中で、地域における新たな担い手として、定年退職者の就農や地域活動への参画を積極的に推進する必要があります。また、女性や高齢者には、生産だけではなく、加工・販売、知識や技術の継承など地域農業を支える多様な担い手としての役割が求められています。さらに、直売所等への出荷者が減少する中で、小規模農家による少量多品目農産物の生産は、地産地消を広く支える重要な取組であり、農地の遊休化を防止する観点からも、その育成と促進が求められています。

さらに近年は、障害者による農業就労を通じて、農業生産では人手不足を解消し、障害者福祉の視点では障害者の社会参画の場として、また工賃向上の手段として両者のメリットを引き出す取組として「農福連携」が注目されています。農業への障害者就労が各地で展開される中で、作業の仕組みを工夫することで、障害者が多くの生産工程に対応できることが判り、農家や産地からの受け入れ希望が拡大しつつあります。

こうしたことに加え、農業外企業が食品関連企業などと連携を図り、売り先を確保しつつ計画的に農業に参入し、農地の活用や地域経済の活性化に寄与する事例もみられます。

今後も、良好な農村環境を保全し、持続性の高い地域農業を展開していくためには、様々な能力や特性を活かした多様な主体の参画や、産地を支える新たな労働力確保の取組、さらに企業的な経営によって地域の活力向上に寄与する取組など、多様な主体の参画と幅広い連携を通じて担い手の確保に取り組んでいく必要があります。

■施策の目標

女性や高齢者をはじめ、農福連携による障害者就労の取組など、幅広い主体が多様な能力を発揮する農業参画を推進するとともに、少量多品目農産物の生産や自家消費の農産物を生産する農家の生産・出荷を促進し、農業と農村資源を維持し、持続的な発展を広く支える多様な担い手の確保を図ります。

■施策の方向

①農業・農村を支える多様な担い手の確保、促進

○女性・高齢者の多様な能力の発揮

- ・ 先進事例の紹介や講習会の開催等により、農産物の栽培、販売、加工等における女性の能力を活かした取組を推進するとともに、集落法人連絡協議会の活動を通じ、集落法人の運営への女性の積極的な活動参画を促進します。

- ・ 女性の能力を発揮できる環境づくりとして、農業委員や各種審議会等委員への登用に向けた普及・啓発に取り組みます。
- ・ 高齢者が培ってきた栽培技術、知識、技能を次世代の担い手に継承するため、生産組織内の連携活動を促進するとともに、体験農園等の活動を促進します。

○都市住民等の農業参画と農業外企業の農業参入支援

- ・ 農地の有効利用の一環として、都市住民による小規模生産を促進するため、収穫体験や市民農園、農業体験農園や援農ボランティア、農園でのアルバイトなど、様々な意向に応じて農業に携わる機会を創出します。
- ・ 就農意向を持つ都市住民に対しては、栽培技術等を学ぶ機会を提供し、少量多品目農産物の生産や出荷に取り組む新たな担い手となるよう啓発を図ります。
- ・ 農業への参入を希望する企業等に対しては、地域と企業との連携・調整を図るとともに、新規就農者等と同様に、農地のあっせん・集積や生産基盤の整備等を支援します。

○農福連携の推進

- ・ 障害者の特性に応じた働く場の確保や社会参加を促進するとともに、工賃向上や農業者の労力不足の解消などを目的として、社会福祉法人における障害者の施設外就労の場として農業との連携を推進します。
- ・ 農業への障害者就労に向けて、パンフレット等を作成し、取組を啓発するとともに、休憩所やトイレの整備等安心して作業が行える環境の整備を推進します。
- ・ 農業関係団体や関係機関等と連携し、農家からの要請と障害者福祉施設とのマッチングをコーディネートする人材養成やマッチングの仕組みづくりに取り組みます。

○定年帰農者の確保

- ・ 集落法人等の後継者への経営継承や少量多品目農産物の振興に向け、定年帰農者の確保を図り、関係機関と連携し、就農に向けた普及・啓発に取り組みます。
- ・ 就農相談や園芸作物の栽培技術研修、就農後の営農相談等、支援体制の充実を図ります。

○多様な担い手による少量多品目農産物の生産、出荷の促進

- ・ 高齢者や小規模農家等による少量多品目農産物の生産、出荷を促進するため、野菜等の栽培技術指導の体制充実を図るとともに、出荷者や商品コードの整理、統一化など直売施設等のネットワーク化を図り、巡回集荷体制の構築を推進します。



【集落法人連絡協議会女性交流会の視察】



【野菜生産講座】

(3)認定農業者等次世代経営者の育成

■現状と課題

東広島市における認定農業者と認定新規就農者の数は、この10年間で大幅に増加しており、認定農業者については、集落法人をはじめ、個別経営体や企業による法人経営体が増加し、認定新規就農者については、野菜作りに取り組む若手農業者を中心に増加が続いています。

こうした中で、東広島市では、園芸センターの研修事業や就農に伴う優良農地のあっせん、園芸用ハウスの整備助成等を通じて野菜作等に取り組む新規就農者を支援するとともに、経営改善計画の作成と各種補助制度等によって認定農業者の支援を図ってきました。

しかしながら、「平成29年度アンケート調査」では、認定新規就農者からは、優良農地の確保とは場の排水対策や労働力確保に苦慮し、当面の経営安定に向けた対策を課題と考えている回答が多くあり、また、認定農業者からは、経営安定に向けて生産基盤の拡充等を課題とする回答が多くあるなど、個々の経営では、生産の安定や労働力の確保、機械・施設導入に伴う経済的な負担等に苦慮している状況がみられます。

今後は、認定新規就農者等の目標となるモデル経営の確立を図りつつ、認定農業者間の連携を促進し、農地や機械施設、技術・ノウハウ等、様々な経営資源の相互利用を促進することで、経営の安定化を図り、収益性の高い経営の展開により、次世代の東広島市の農業を牽引する担い手を育成していくことが必要とされています。

■施策の目標

J A等関係機関等と連携し、就農相談や研修、就農及び早期経営安定に向けた支援等に計画的に取り組み、東広島市の農業者の目標となる高収益農業モデルの確立を図るとともに、担い手間の連携を通じ、次世代をリードし地域農業の中核を担う農業経営体の育成を推進します。

図3-3-3 経営部門別認定農業者数[平成30(2018)年時点]

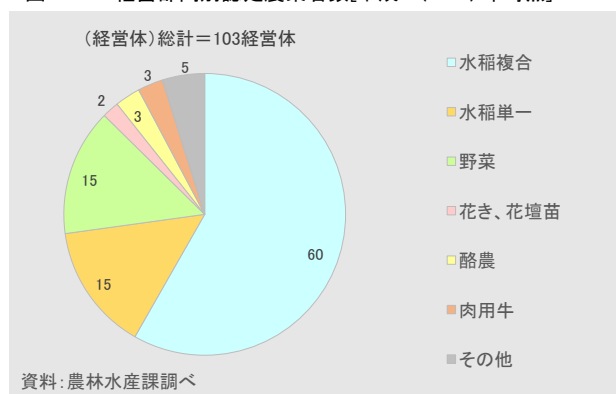
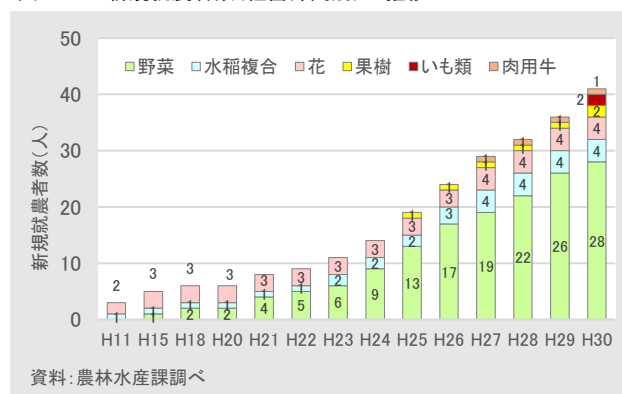


図3-3-4 新規就農者数(経営部門別)の推移



■施策の方向

①次世代を担う新規就農者の確保、育成

- 市内の新規就農者、認定農業者等の経営状況等を把握、分析し、気候、土地基盤、労働力確保や販売などを加味した産地化の可能性を考慮しつつ、高収益農業モデル（候補）を選定し、それぞれの経営について、生産から流通、販売に至る諸課題の整理、解決に向けた支援等にも取り組みながら、東広島市において高収益を実現できる経営モデルを提示し、その実現に向けた育成手法等について検討します。
- 就農希望者等に対しては、就農前の準備や就農後の早期の経営安定に向けた研修や初期投資等の負担軽減のための支援を行います。
- 認定農業者制度の周知を図るとともに、制度資金や補助事業等各種助成制度の活用を推進します。

②次世代経営者の育成

- 新規就農者等の栽培技術の安定、向上等に向けた栽培指導体制、先輩農業者による新規就農者への支援等に取り組みます。
- 規模拡大、生産性向上に向けた優良農地の確保、集積、排水対策や区画整理等の土地基盤の条件整備、園芸用ハウスや灌漑施設等の導入、支援に取り組みます。
- スマート農業など先進技術を取り入れ、企業的経営を展開していく上で求められる経営管理能力向上のための研修、指導等を通じて人材育成を図ります。
- 経営規模の拡大とともに経営高度化に向けた法人設立、経営管理能力向上のための研修、労働力確保のための外国人材の活用その他、経営高度化に向けた支援等に取り組みます。
- 資本力を活かした大規模経営等に取り組む意向のある企業等による農業参入について、農地の集積、確保、地元調整などを含め総合的に支援していきます。
- 担い手が保有する多様な経営資源を、生産だけでなく6次産業化等も含めた様々な経営の展開に活かすための仕組みづくりとして、意見交換会の開催等に取り組みます。
- 担い手間の連携を促進するため、人材、機械設備、販売等に係る情報の一元化やコーディネート機能を含めたプラットフォームの構築を推進します。



【新規就農者の研修】



【地域農業リーダー養成講座】

基本目標3 (概要図)

農業・農村を牽引し、支える担い手の育成

現状・課題

認定農業者、新規就農者

【認定農業者等の動向】

- ◆ 新規就農者数の増加
- ◆ 認定農業者数の増加

【取組課題】

- 新規就農者の早期の経営安定
- 認定農業者の経営高度化、収益性向上

集落営農の組織化

【集落法人設立等】

- ◆ 法人数の増加
- ◆ 法人への農地集積面積の増加
- ◆ 設立の動きの鈍化

【取組課題】

- 集落営農の組織化拡大
- 集落営農の持続的な経営の仕組みづくり

地域を支える多様な担い手

【農家数、耕作放棄地等の動向】

- ◆ 総農家の減少
- ◆ 土地持ち非農家の増加
- ◆ 耕作放棄地の増加

【法制度改正に伴う人材不足】

- ◆ 高齢者等雇用安定法に基づく再雇用制度等による定年延長

【取組課題】

- 農業の持続的な発展を支える担い手の確保

施策の方向

(3) 認定農業者等次世代経営者の育成

①次世代を担う新規就農者の確保、育成

- ・ 高収益農業モデルの確立
- ・ 研修会(早期経営安定)の開催
- ・ 初期投資負担軽減支援
- ・ 各種助成制度等の活用推進

②次世代経営者の育成

- ・ 先輩農業者による支援体制整備
- ・ 土地基盤の条件整備
- ・ 研修・指導等人材育成支援
- ・ 園芸用ハウス等導入支援
- ・ 企業参入への総合的な支援
- ・ 意見交換会の開催
- ・ プラットフォームの構築推進

連携、支援

産地、経営を支える労働力、収益性の高い農業を先導する農業経営

(1) 持続的な集落営農の組織づくり

①地域特性を踏まえた集落営農の組織化と安定化の推進

- 集落営農の組織化推進
 - ・ 人・農地プラン実質化支援
 - ・ 農業用施設等の管理促進
 - ・ リーダー養成講座の開催
 - ・ 地域事情に即した組織化推進
- 集落営農の経営安定支援
 - ・ 広域連携、規模拡大促進
 - ・ 集落法人支援員による支援

②集落営農組織の広域連携等促進

- 組織間連携の促進
 - ・ 営農計画作成等支援
 - ・ 食品事業者等との連携促進
- 農作業受委託等の取組支援
 - ・ 作業受委託先進モデルの普及
- 集落営農の広域化等支援
 - ・ 新技術導入支援
 - ・ 人材育成研修会の開催

連携、支援

集落コミュニティを基礎とし、農村資源の活用と保全、良好な生活環境を持続させる農業経営

※ 集落のコミュニティを支え、農道・水路等農村資源を管理

小規模、個別農家

補完

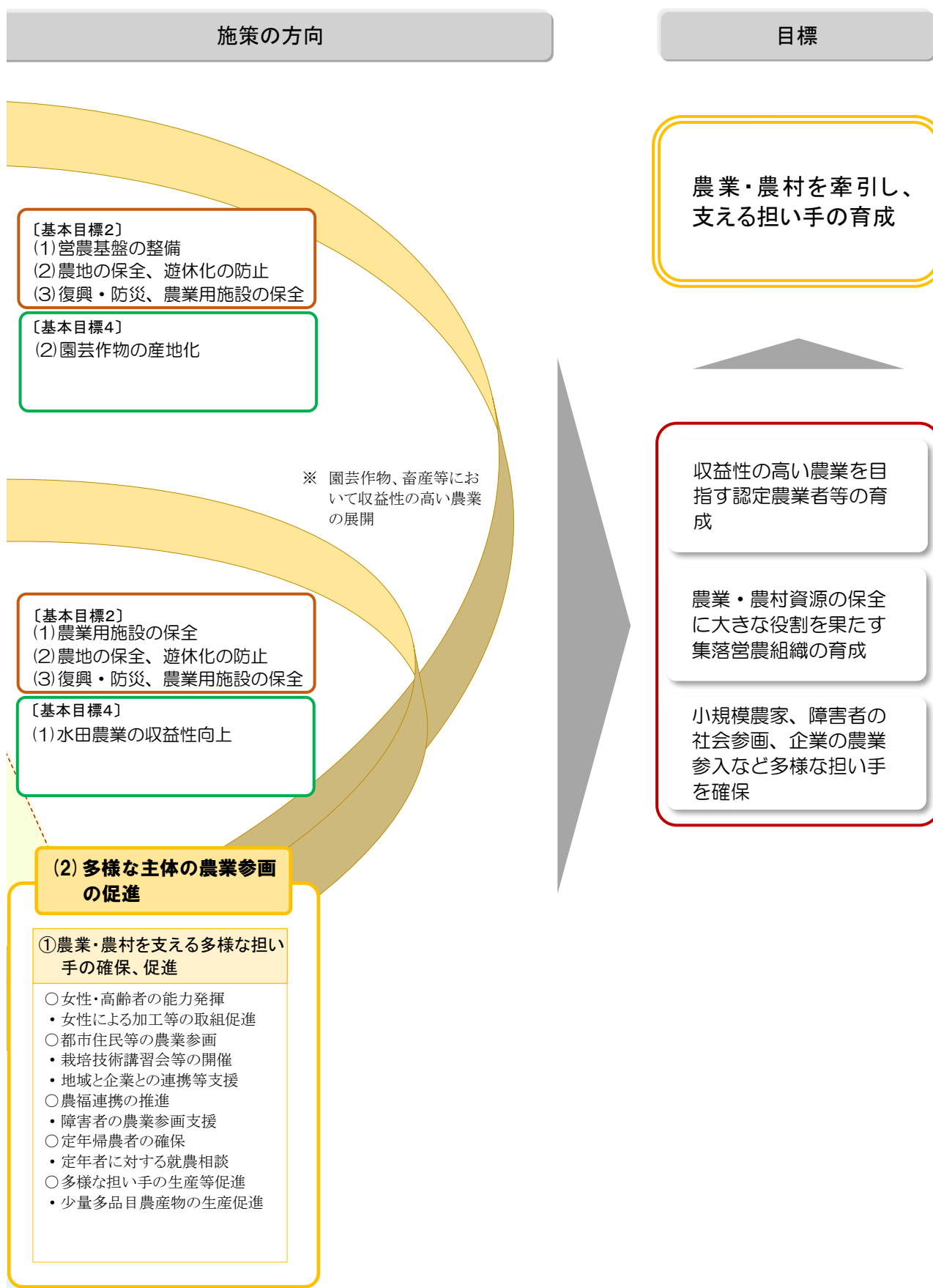
【基本目標1】

- (1) 地産地消の推進
- (2) 都市と農村の共生・交流
- (4) 良好な生活環境の形成

【基本目標5】

- (1) 販路拡大と流通体制の充実
- (2) 経営の多角化、高度化の推進
- (3) 新たな農業ビジネスの創出

水田農業等を通じて農地を維持保全し、面的な環境の形成を担う農業経営



基本目標4 新たな技術と地域特性を活かした生産性の高い次世代農業の展開

(1) 水田農業の収益性向上

■現状と課題

東広島市の水田面積は県内でも最大規模を有しており、総耕地面積7,380haの約9割に相当する6,600haを田が占める中で、多くは水稻を主とした土地利用型農業が営まれています。

また、集落法人等による低コスト化、省力化の推進やブランド米の取組、酒米の生産や白ねぎやアスパラガス等の水田環境を活用した園芸作物の導入、生産振興が進められています。

一方で、全国的な米の需要量の減少により、稲作経営の収益性は低下しています。近年は、飼料用米等の生産拡大や高齢化による主食用水稻の作付面積の減少によって米価は比較的安定して推移していますが、平成30（2018）年以降の新たな米政策を契機として、今後の米産地の動向や業務用多収米の生産拡大等によって更なる米価下落が危惧され、稲作経営の改善とともに水田農業の一層の構造改革が求められている状況です。

〔主食用米（酒米を含む）〕

東広島市的水稻は、作付面積が約3,600ha〔平成28（2016）年産〕、収穫量が約19,700トン（〃）で県内最大の産地であり、収穫量は中国地方で4位、西日本でも9位に位置づけられる西日本有数の稲作地帯となっています。また、市内では集落法人等の大規模経営体を中心に特長的な米づくりに取り組んでおり、賀茂台地の冷涼な気候を活かし、銘醸地西条にちなんだブランド米として特別栽培米「賀茂八十八」の生産や、市内の蔵元との連携による酒造好適米山田錦の契約栽培に取り組まれるなど、地域特性を活かした米づくりが進められています。さらに、米価低迷の中で水稻生産の収益確保を図るため、多収米品種の導入や田植・防除、畦畔管理等の省力化に向けた取組も進められています。

今後は、県内最大の米産地として、集落法人による効率的な経営を活かした収益性の高い米づくりを進めていく必要があります。

〔水田活用による麦、大豆、新規需要米等〕

麦、大豆は、生産調整の主要作物として作付面積が100～130haで推移していましたが、新規需要米の拡大によってやや減少傾向となっています。WCS用イネについては、従来から耕畜連携の取組を通じて、生産は拡大傾向にありましたが、特に、平成27（2015）年度以降では水田活用の直接支払交付金等関連施策の後押しによって飼料用米の作付けが急拡大しました。

こうした動きとともに、そばの生産面積は10年前と比べると半減しています。また、福富町などで栽培されているえごまは、健康志向に対応した特産品として需要が高まる中で、増加傾向で推移しています。

麦、大豆、新規需要米等の生産調整に係る作物の生産は、国・県の施策動向に影響を受ける状況の中で、今後も施策動向を注視していく必要があるとともに、土地利用型作物の生産を有利に展開していくためには、独自の販路、需要先等をいかに確保していくかが重要です。

図3-4-1 水稲(販売目的)の作付推移

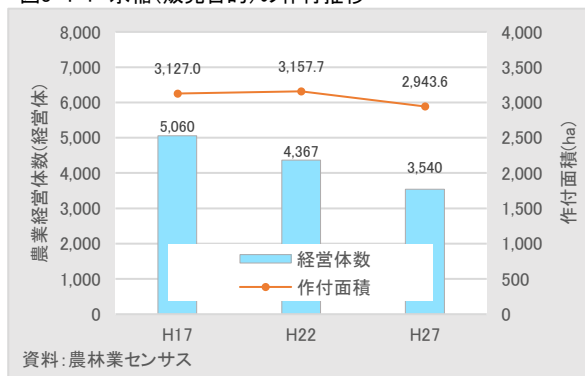


図3-4-2 米の主要品種別作付面積の推移

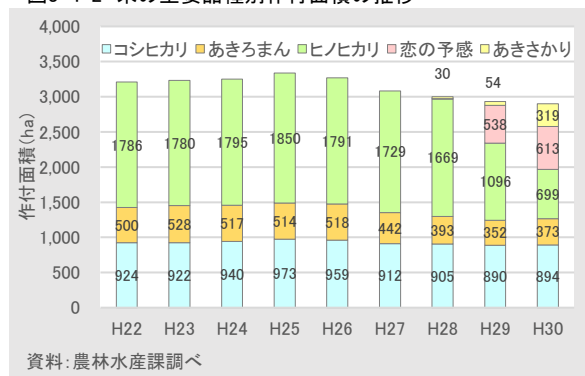


図3-4-3 特別栽培米の作付推移

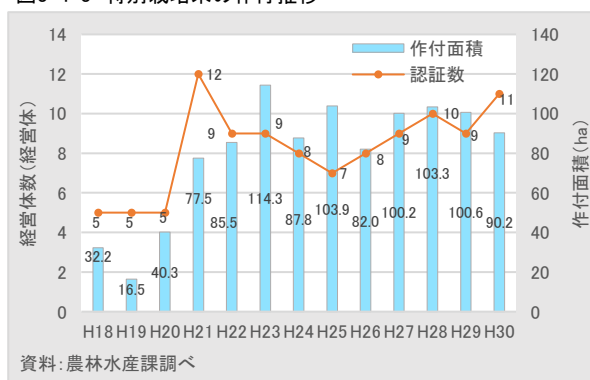


図3-4-4 酒造好適米の作付推移

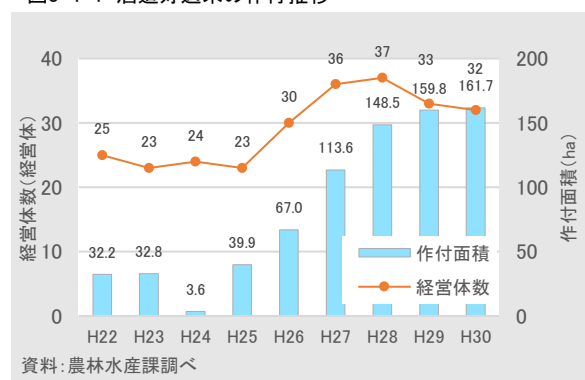


図3-4-5 新規需要米(WCS用イネ)の作付推移

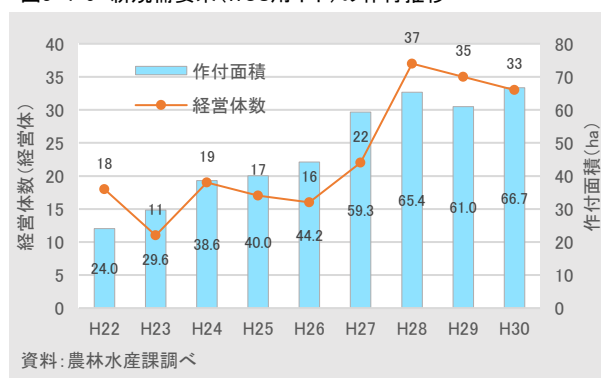


図3-4-6 新規需要米(飼料用米)の作付推移

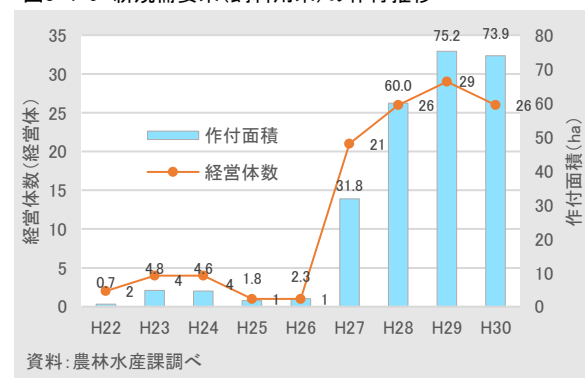


図3-4-7 大豆の作付経営体数、作付面積の推移

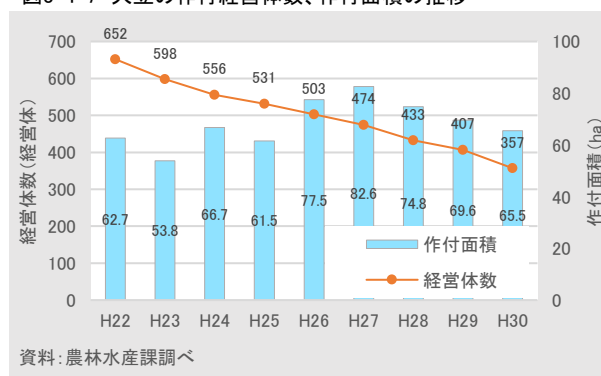
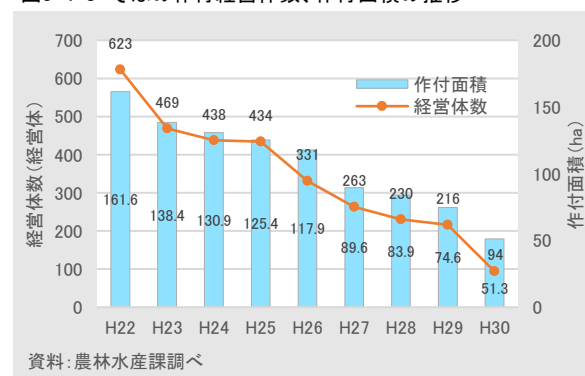


図3-4-8 そばの作付経営体数、作付面積の推移



〔水田活用による園芸作物〕

水田を活用した野菜等園芸作物の生産では、集落法人を中心としたアスパラガスの栽培や、個人農家も含めた白ねぎの栽培等に取り組んでおり、野菜振興作物の産地育成として、土壤改良や園芸用ハウスの整備支援等に取り組んできました。

また、J A広島中央が実施する機械レンタル事業（機械導入補助）や病虫害対策等を支援することで野菜の生産振興を図ってきましたが、排水不良や栽培技術の問題や労働力不足等によって収益確保に苦慮している生産者も多い状況です。

今後は、栽培技術の向上とともに、園芸用ハウス等施設整備や土壤改良等を含めた生産基盤の確保対策が課題となっています。

■施策の目標

県内最大規模の面積を有する良好な水田環境の強みを活かし、集落営農を中心とした高付加価値米の生産振興や多様な連携の促進による米づくりの所得向上を推進するとともに、適地適作による転作作物や野菜等園芸作物の振興など水田の高度利用化を促進し、収益性の高い水田農業の確立を図ります。

■施策の方向

①売れる米づくりの推進

- ・ 農家所得の向上に結び付く米づくりを推進するため、夏の高温対策などを踏まえた品種選定や、適正な施肥・水管理、防除・刈取の適期作業の励行等により、一等米比率や食味等の品質向上と収量増に取り組めます。
- ・ 特別栽培米等の生産性向上を図るため、土壤診断に基づく施肥設計や堆肥投入による土づくりを推進します。
- ・ 米のブランド力向上を図るため、安心！広島ブランドの認証取得や有機農業の取組拡大を推進するとともに、有利販売に向けた需要の掘り起こしやPR等に取り組めます。
- ・ 集落法人等による独自ブランド米の販売等、付加価値の高い米づくりを推進します。
- ・ 東広島市地域農業再生協議会を中心に水田農業の構造改革に取り組み、作付誘導品種の生産振興を基本とした米の安定生産を推進します。
- ・ 酒米については、市内の蔵元との連携による契約栽培等の取組を強化するとともに、良好な生産基盤の保全や知名度向上の取組を推進し、地域特性を活かした産地振興を図ります。
- ・ 新たな需要の掘り起こしや飲食店等に向けたブランド米の生産に取り組むため、業務用多収米や特徴的な用途米の開発に向け、関係機関や民間企業、西条農業高校等との連携によるブランド品種の開発や調理・加工特性の調査研究等に取り組めます。
- ・ 栽培の高精度化や高付加価値化を図るため、AIやIoT等先端技術の利活用を促進します。

②適地適作による土地利用型作物等の生産振興

○土地利用型作物の生産振興

- 麦、大豆、WCS用イネ、飼料用米等の需要動向や立地条件等を踏まえ、適地適作による転作作物の生産振興を図るため、東広島市地域農業再生協議会を通じた産地交付金による支援に取り組むとともに、需要に応じた品種選定や排水対策等による生産性向上や農作業受委託の推進による労力の負担軽減を図ります。
- WCS用イネや飼料用米については、品質の確保とコストの低減を図るため、畜産農家やTMRセンター等の需要に応じた生産管理等の技術向上と併せて、機械の共同利用等を含めた耕畜連携による生産体制の強化を促進します。
- 地域の実情に即して有利に生産できる土地利用型作物を確保するため、農商工連携による加工原料等を含めた需要先確保の取組を推進します。
- 水稲や土地利用型作物の生産コストの低減や労力不足の緩和・解消を図るため、集落法人間の連携、集落法人や大型稲作農家と周辺農家との作業受委託を促進します。
- 機械投資に係るコスト縮減と農作業の省力化を図るため、機械・施設の共同利用や共同防除などシェアリングエコノミーの取組を促進します。

○収益性の高い野菜等園芸作物の生産振興

- 水田農業の収益性向上と常時雇用の確保等を図るため、高収益作物として野菜等園芸作物の生産を振興し、生産性向上のための園芸用ハウスや灌漑施設等の導入、排水対策や水田の畑地化等生産基盤の整備を推進します。



【WCS用イネの収穫】



【中山間地域の水田】



【えごまと加工品】

(2) 園芸作物の産地化促進

■現状と課題

東広島市では、沿岸部から山間部にわたる農業地帯において、気候や立地など地域の特徴を活かし、野菜、果樹、花き等多彩な園芸作物が生産されています。

中部・北部の水田地帯では、野菜では、白ねぎ、アスパラガス、ピーマン、れんこん、果樹では、西条柿、花きでは、トルコギキョウや切り花葉ぼたん等が生産されています。南部の園芸地帯では、ばれいしょとびわが県内一の産地となっており、かんきつ等も生産されています。

高齢化の進展によって従来からの振興作物の生産は総じて減少傾向にありますが、ここ数年では、新規就農者や集落法人を含めた担い手による野菜の生産は拡大傾向にあり、アスパラガスや白ねぎ、キャベツなどの品目は増加しています。また、かんきつについても全体では減少傾向ですが、石地（温州みかん）やレモンなど収益性の高い品目では拡大の動きがみられます。

これまでは、技術指導や園芸用ハウスをはじめとする施設等導入を支援してきましたが、一方で、流通・出荷体制、生産性の高い土地基盤の確保等に問題を抱え、経営が安定しない担い手も少なくありません。

また、地球温暖化による気温上昇、天候不順など気候変動の影響によって、作物の生育障害、不作、品質低下が頻発する状況もあります。

こうした中で、魅力ある産業として若者が農業を選択し、小面積であっても所得形成を実現できる農業として振興していくためには、園芸作物の生産による農業の高収益化を確立していく必要があります、そのための産地育成、強化をいかに進めていくかが課題です。

図3-4-9 白ねぎの作付面積、戸数、販売量等の推移

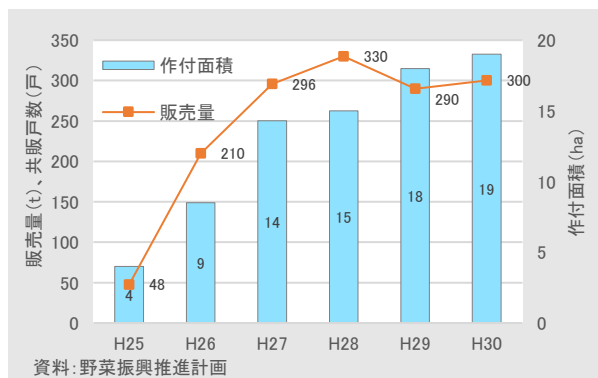
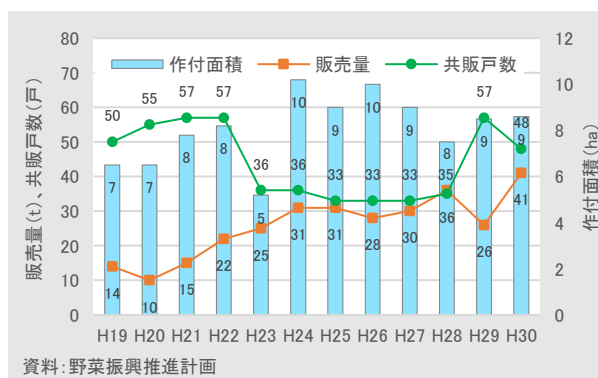


図3-4-10 アスパラガスの作付面積、戸数、販売量等の推移



〔 野 菜 〕

野菜については、現在、白ねぎ、アスパラガス、ばれいしょを重点振興作物として、生産拡大とともに産地強化に向けた取組を進めています。

白ねぎは、稲刈り後に収穫できる冬季の特産品として、アスパラガスは、水田を活用した高収益作物として、生産拡大とともに産地化を進めており、排水対策や堆肥投入による土づくり、病虫害対策等の徹底を図るとともに、JAによる出荷、販売体制の強化等によって作付面積と販売額は増加傾向にあります。

また、安芸津地域特有の土壌や気候を活かしたばれいしょは、食味の良さから“マル赤”ブランドとして高値で取引されていますが、ほ場が狭小で傾斜地にあるため作業性が悪く、高齢化の進展によって作付面積は減少傾向にあります。こうした中で、作業負担を軽減するための機械収穫やドローンを使った防除など、省力化、低コスト化技術の実用化が進められています。

これら以外にも、なすやピーマン等従来からの振興品目の生産や、最近ではミニはくさいなどの新たな作物の導入にも取り組んでいます。

こうした中で、今後は、水田農業における収益確保のための生産や施設野菜を中心に高収益化した自立経営を目指す担い手など、経営形態や目的に応じた作型とともに生産から流通、販売に至る効率的な生産出荷体制の整備、有利販売に向けたブランド化が課題となっています。

図3-4-11 ばれいしょの作付面積、経営体数の推移(安芸津町)

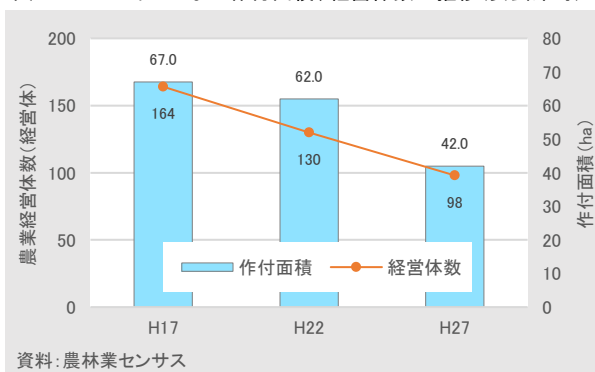
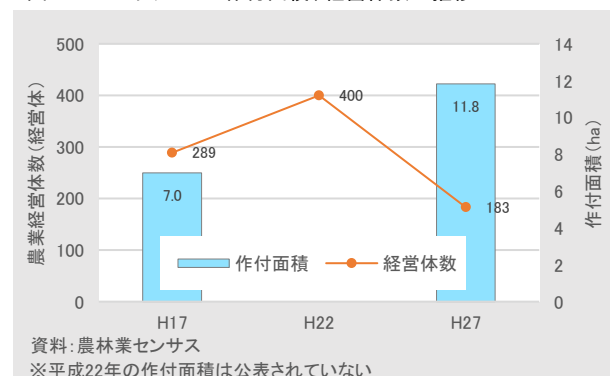


図3-4-12 キャベツの作付面積、経営体数の推移



〔果 樹〕

果樹では、安芸津地域のかんきつ、びわ、西条地域を中心とした西条柿が古くからの産地として知られていますが、西条柿とびわの栽培面積は減少傾向にあります。

かんきつのうち、温州みかんの栽培状況はおおむね横ばいですが、取引価格が堅調に推移していることもあり、石地（温州みかん）とレモンは増加傾向にあります。また近年では、Iターンによる新規就農者を受け入れ、水稻・野菜を含めたかんきつの複合経営にも取り組んでおり、新規就農者の新たな経営モデルとして期待されています。

東広島市が発祥地とされる西条柿は、ブランド化の確立に向け、生産者と大学や企業等が参加して「東広島市原産西条柿活用研究会」を発足し、西条柿を使った商品開発等に取り組むとともに、販売力の強化が図られています。

果樹は、天候不順等による深刻な不作が懸念されており、温州みかんでは夏場の高温による浮き皮の発生、レモンでは寒波による枝枯れ、びわでは着花時期の寒波や春先の遅霜による収量低下、西条柿では4月の遅霜による新芽の枯死や夏場の猛暑、台風等による落果などが問題となっています。

また、果樹経営の多くは、急傾斜地に点在する樹園地での作業が伴うため、高齢化が進展する中で製枝・剪定や施肥、収穫作業などの作業負荷も大きな課題となっています。

今後は、天候不順等によるリスクと生産者の高齢化が進む中で、産地の維持を図りつつ、新規就農者が意欲的に取り組むことのできる収益性の高い果樹経営をいかに確立していくかが課題といえます。

図3-4-13 柿の栽培面積及び経営体数

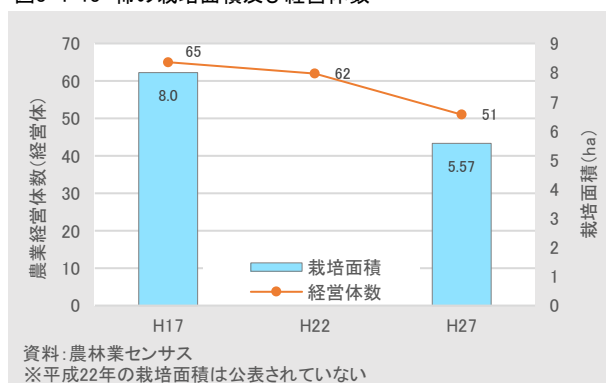


図3-4-14 びわの栽培面積及び出荷量

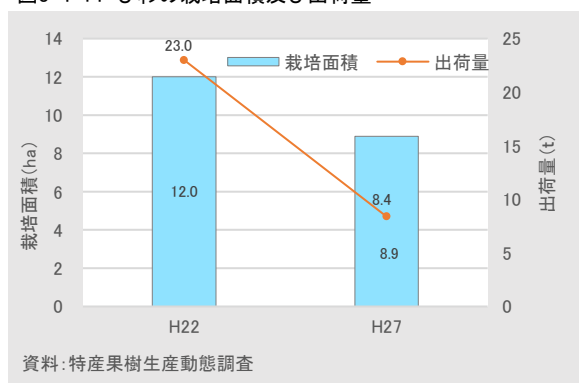


図3-4-15 温州みかん栽培面積(JA振興品目)

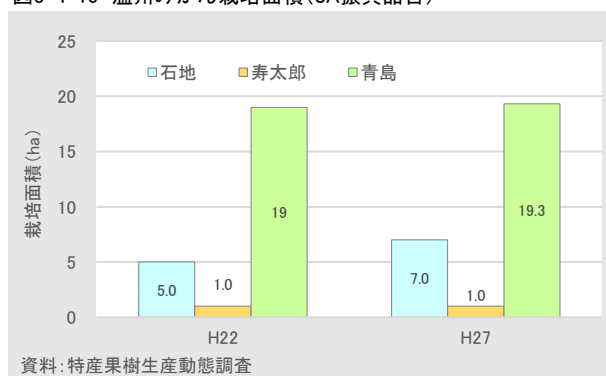
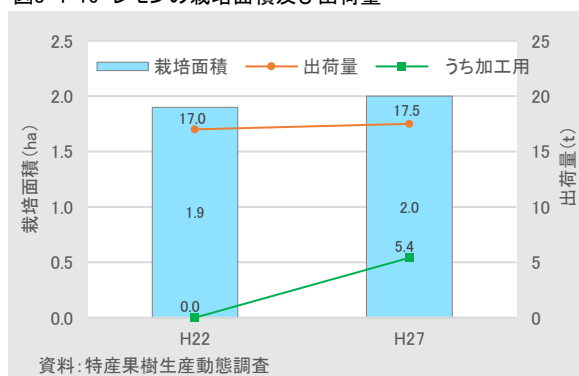


図3-4-16 レモンの栽培面積及び出荷量



〔花き〕

花き生産については、燃料等資材の高止まりに加え、高齢化の進展等によって切り花類を中心にこの5年間で経営体数は大きく減少しています。

トルコギキョウは、一般消費や冠婚葬祭等の業務用需要も比較的安定している中で、生産農家数は横ばいで推移し、ここ数年の価格上昇に伴い生産面積は増加傾向です。

また、八本松地域や黒瀬地域では、安定した需要に支えられ切り花葉ばたんも生産されています。

この10年間で園芸作物への新規参入者は着実に増加している中で、花きについては、ほとんど増えておらず、花き園芸をリードする企業の経営体の育成、そのための経営モデルの構築が求められます。

一方で、地産地消の取組として産直市における切り花需要は堅調で、売れ筋商品として人気があることから、今後とも、定年帰農等による生産者の確保等に努めて行く必要があります。

図3-4-17 花きの品目別農業経営体数の推移

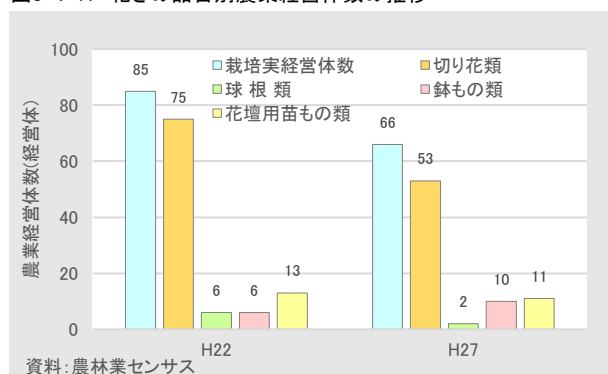
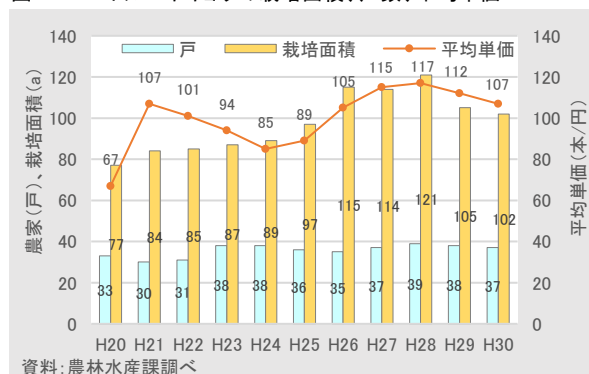


図3-4-18 トルコギキョウの栽培面積、戸数、平均単価



■施策の目標

地域特性を活かした園芸作物の生産を振興するとともに、経営形態や所得形成の意向等に応じた生産を促進するため、営農基盤等の確保や栽培技術の向上、専用機械の共同利用、流通・販売体制の改善などを通じて、収益性の高い園芸農業の確立と普及を図ります。

■施策の方向

①野菜振興作物の産地育成

野菜については、振興作物の生産を促進するとともに、排水対策や園芸用ハウスの導入等生産基盤の整備を支援し、収益性の高い農業経営を目指すための経営モデルの確立と普及を図ります。

○振興品目の生産促進

- ・ 南部では、ばれいしょ、中部・北部では白ねぎ、アスパラガス、キャベツ、ピーマン、なす、れんこんなど、地域特性を活かした野菜の生産を促進します。
- ・ 「マル赤」ブランドで定着しているばれいしょは、今後とも系統出荷向けのロットや品質を確保するため、生産組織の強化とともに、収穫作業の省力化に向けた機械化技術の導入等を推進します。
- ・ 中部・北部の振興作物については、経験豊富な生産者が栽培管理等について助言する営農アドバイザー制度を通じて産地全体での技術向上を図るとともに、高品質・安定生産を実現するための水田の排水対策や土壌改良のための堆肥投入に向けた体制整備、園芸用ハウスなど生産基盤の整備等を支援します。
- ・ 集落法人による野菜生産を促進するため、野菜専用機械の共同利用や労力の補完など担い手間による連携を促進します。
- ・ 選果・選別の徹底、保冷施設等の整備も含めた出荷、流通体制の確保による品質の安定、向上等に向けた取組を推進します。
- ・ 適正な施肥管理や適期防除・収穫作業の励行などにより、栽培技術の安定化と高位平準化を促進します。
- ・ 持続性の高い農業を推進するため、化学肥料や化学合成農薬の使用低減などの特別栽培農産物（安心！広島ブランド認証制度）やエコファーマーの認証取得に向けた栽培技術の確立と普及を図ります。
- ・ 収益性の高い施設園芸の確立に向けて、一層の生産性向上と低コスト化、省力化を図る観点から、畦畔除去等による区画形状の修正や畑地化、高生産性ハウスの導入や灌水施設の整備を支援します。
- ・ 木質バイオマス等の地域資源を活用するためのエネルギー供給施設、種苗生産施設、高度な環境制御が可能な大規模ハウス等生産性向上のための施設整備を推進します。
- ・ 農地の有効利用、作業負担の軽減、労働の平準化を図るための抑制・促成栽培等による作型の改善や地域間でのリレー出荷等を含めた出荷期間の拡大による販路、需要先の開拓などの取組を通じて、野菜生産による収益性向上を推進します。

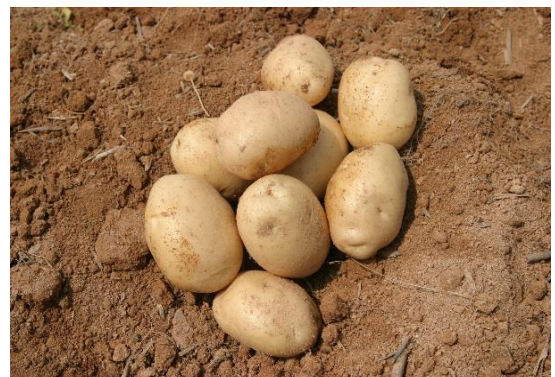
-
- 産地化の推進、生産拡大に向け、出荷調整施設等の集約化によって生産から調整、出荷に係るコスト削減や高品質な農産物の周年安定供給を実現するとともに、需要先への出荷、流通、販売も加味した総合的な経営収支を踏まえ、生産及び産地振興を図ります。

○野菜経営モデルの確立、普及

- 自立経営を目指す若者や企業、水田農業の収益確保を目指す集落法人など、東広島市の農業を牽引する中心経営体による野菜生産のモデル経営を確立、普及していきます。
- 野菜経営の実情を踏まえつつ育成すべき経営体を選定し、農地の集積、排水対策や土壌改良、園芸用ハウス等導入を含む営農基盤の整備を図り、モデル経営体の育成を推進します。
- 生産出荷規模に応じて販路確保、出荷体制等を整備し、有利販売に向けた体制整備を支援します。
- 栽培管理、環境制御技術の導入による省力化、高品質、高収量の実現など、新たな技術を導入した経営モデルの実証に取り組みます。



【アスパラガス】



【ばれいしょ】

②果樹産地の再構築

果樹については、安芸津地域のかんきつ、びわ、西条地域を中心とする西条柿について、生産基盤の確保、整備、栽培技術の改善、流通販売等見直しによるブランド化とともに、新たな担い手の確保も含め産地強化を図ります。

- かんきつについては、レモン、はるみ・石地（温州みかん）などの優良品種への更新に向け、改植や高接を進めるとともに、需要と価格が安定したレモンの生産強化に向け、灌水施設や防風ネットなどの施設設置や苗の供給を促進し、寒さに強い土づくりとともに栽培技術の指導体制の強化を図ります。
- びわは、低木化による省力化や大苗による早期盛園化、苗木の共同育苗等によって、生産性の一層の向上を図ります。
- 安定した収量・品質の確保と贈答需要に役立てていくため、導入品種を見直すとともに、需給バランスを考慮した長期出荷に向けた貯蔵出荷体制等の構築を推進します。
- 西条柿については、品質とともに生産性向上を図るため、低木化の取組を推進するとともに、「原産西条柿」としての希少性や話題性を活かし、また、東広島市原産西条柿活用研究会等による加工品開発、販売促進の取組の強化とともに、ブランド化に取り組み、付加価値を高めた販売を促進します。
- 農薬飛散防止対策の推進等により安全・安心で高品質な果樹生産に取り組むとともに、生産性の高い果樹経営と産地強化を図るため、新規就農者の育成と併せてかんきつ等樹園地整備を推進します。
- 急傾斜地における農作業の負担軽減や省力化を図るため、アシストスーツの導入や土壌センサーと自動灌水装置による灌水作業の実用化などスマート農業の導入を推進します。
- 生産性の向上を図るため、研究機関等と連携し、新品種や新たな技術の導入を推進します。



【西条柿】



【びわ】

③花き産地の育成

花きについては、生産基盤の確保等により振興作物の生産を振興するとともに、販路の拡大を推進し、担い手の確保と育成に向けた経営モデルの確立を図ります。

- 生産基盤の確保に当たっては、農地流動化を促進するとともに、水田の排水対策や土壌改良などの整備を支援します。
- 生産者、市場、販売業者、種苗業者等と連携し、流通、需要動向などに係る情報の収集・提供を行うとともに、栽培技術の高位平準化や出荷規格の管理の徹底による有利販売を促進します。
- 少量多品目の花きは、日持ちの良さなど製品の魅力を積極的に発信することで、販売促進とともに生産者の拡大を図ります。



【トルコギキョウ】

④多様な担い手による少量多品目農産物の生産振興

少量多品目農産物の生産については、小規模農地や条件不利地等の利用を促進するとともに、栽培技術の普及や販路の確保、出荷を促進するための取組等を支援し、多様な担い手の確保を図ります。

- 少量多品目農産物の生産を通じて、農地を健全に利用し、地産地消を支えるため、小規模農家による野菜の生産・出荷等を促進します。
- 道の駅をはじめとする市内の主要な農産物直売所への出荷とともに、市内の飲食店、その他の需要に対して地域の特色ある農産物や加工品を供給できる体制の整備を図ります。
- 新たに取り組む担い手として小規模農家や定年帰農者に対する栽培技術の指導や研修等を通じて少量多品目農産物の生産拡大を図ります。
- 野菜振興作物を中心に、沿岸部から山間部にわたる標高差を生かしたりレー出荷や集出荷施設での貯蔵などによる供給期間の拡大や供給量の確保など、安定供給のための取組を推進します。
- 高齢者や小規模農家等による少量多品目農産物の生産、出荷を促進するため、野菜等の栽培技術指導の体制充実とともに、出荷者や商品コードの整理、統一化など農産物直売所等のネットワーク化を図り、巡回集荷体制の構築を推進します。
- 東広島市各地で生産されている有機農産物等については、生産者間連携によるロット確保、栽培方法や出荷管理等に係る取組、JAS表示の工夫等により消費者に対するPR等を強化し、また、実需者等に対して商談会等を開催するなど販路拡大を図るとともにブランド化を推進します。

(3) 畜産経営の収益性向上

■現状と課題

東広島市の畜産は、飼養頭羽数については、この10年間で一定程度の規模拡大が図られていますが、経営体数や産出額については減少傾向にあります。

肉用牛の生産については、子牛価格の高止まり等により肥育経営の環境は厳しい状況にあります。繁殖・肥育一貫経営や受精卵移植（ET）による優良和牛子牛生産や集落法人等との連携により、水田を活用した放牧にも取り組むなど先進的な経営が展開されています。

また、耕種農家との連携による堆肥供給にも取り組んでおり、東広島市集落法人連絡協議会の飼料稲部会によってWC S用イネの生産供給の仕組みも確立され、粗飼料の安定供給が図られており、需要拡大に伴い飼料用米の生産も増加しています。

酪農については、一部の経営体で規模拡大が進んでおり、体験交流型経営による都市住民との交流や、乳製品の加工販売によるブランド力向上など特徴的な経営が展開されています。

養鶏については、採卵鶏は、少数の比較的小規模な経営体によって生産されており、経営体数と飼養羽数ともに横ばいで推移しています。また、東広島市における新たなブランド商品の確立に向け、産学官連携により、東広島市独自の肉用鶏「（仮称）東広島ブランド地鶏」の開発と生産拡大に取り組んでいます。

今後は、耕畜連携をはじめとする地域資源の活用や生産規模の拡大等により生産性の向上を図るとともに、畜産のブランド力の強化等による収益性の向上を推進し、家畜伝染病等のリスクへの対応強化や後継者の確保等も含め、持続的で健全な畜産経営を図っていくことが必要となります。

図3-4-19 畜産の経営部門別農業経営体数の推移

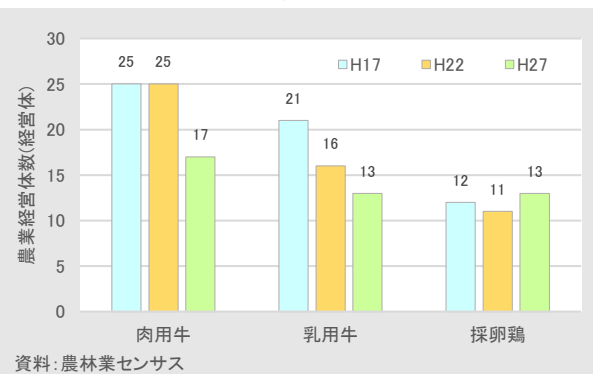


図3-4-20 肉用牛の飼養頭数及び経営体数

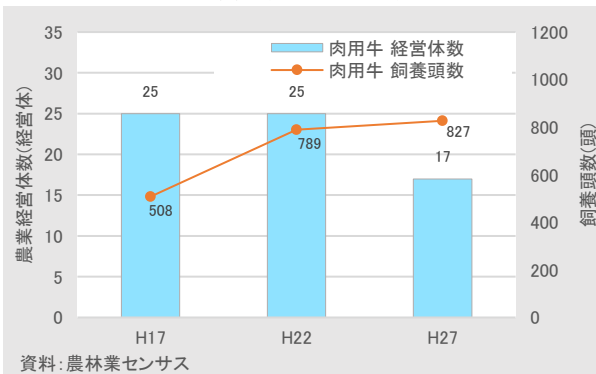


図3-4-21 乳用牛の飼養頭数及び経営体数

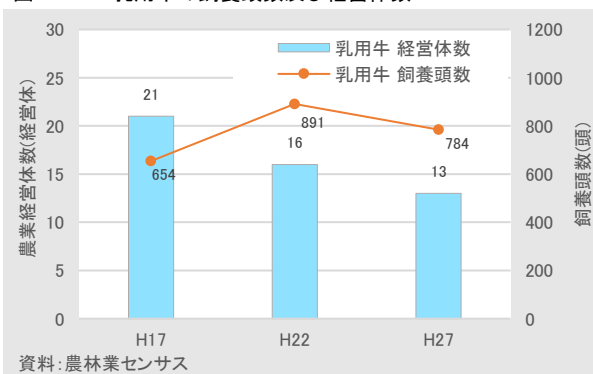
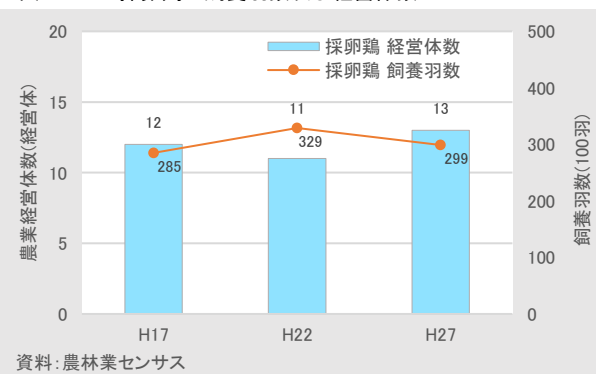


図3-4-22 採卵鶏の飼養羽数及び経営体数



■施策の目標

耕畜連携による生産コストの低減や畜産資源の有効活用による生産性向上と、飼養技術の向上等による経営の安定化を推進するとともに、肉用牛では優良系統への転換や多様な連携を通じた畜産のブランド力強化を推進し、収益性の向上を図ります。

また、家畜伝染病や家畜疾病の予防対策の徹底等飼養衛生管理の適正化を推進し、安定した畜産の営農基盤の確保を図ります。

■施策の方向

①多様な連携による収益性の高い畜産経営

○耕畜連携による酪農、肉用牛の生産基盤の強化

- ・ 畜産の生産性向上を図るため、耕種農家への堆肥の供給、集落法人等によるWC S用イネの生産と畜産農家への供給、集落法人による和牛放牧など、耕畜連携等による資源の有効利用を推進します。
- ・ 家畜排せつ物の適正な管理と有効利用を図るため、稲わらやもみ殻などを活用した良質な堆肥づくりを促進します。
- ・ 集落法人等新たな担い手による子牛の生産の維持、拡大を図るとともに、繁殖雌牛の確保や飼養管理技術の習得などの推進体制の構築を図ります。

○畜産のブランド化推進

- ・ 高品質な広島牛の安定生産を確立するため、地域内の繁殖経営と肥育経営との連携により、乳用種、交雑種の肥育牛から優良系統広島牛への転換を推進します。また、酪農家との連携を強化し、優良系統広島牛の受精卵移植を推進します。
- ・ 畜産の経営高度化とブランド力向上を図るため、道の駅や農産物直売所等を活用した情報発信や地元製品の振興を推進します。
- ・ 大学や研究機関、商工業者等の情報やノウハウを活用し、肉質に優れた地鶏の独自種「（仮称）東広島ブランド地鶏」のブランド確立と生産拡大を推進します。
- ・ 地鶏の飼養管理技術の確立と普及、ブランド化を推進するための協議会を設置し、集落法人等による試験飼養や商品化に向けたマーケティング等に取り組みます。

②飼養衛生管理の適正化による安定した営農基盤の確保

- ・ 畜産の経営基盤の安定化を図るため、飼養衛生管理の適正化を推進します。
- ・ 鳥インフルエンザ、口蹄疫、CSF等の家畜伝染病の予防対策の徹底や発生後の対応等については、県畜産課、畜産事務所等の関係機関、団体等が連携して徹底した対応、対策を講じます。
- ・ I o TやICT技術を活用し、家畜の体調変化の早期検出、健康管理の精度向上、家畜疾病の早期発見によるまん延防止、飼養管理の省力化、効率化を図ります。



【広島牛】

(4) 新たな技術の活用、普及による農業の省力化、低コスト化の推進

■現状と課題

高齢化の進展による労働力不足が深刻化する中、今後も持続的な農業の実現を図るためには、集落営農の組織化等と併せて、省力化等により作業の負担を軽減し、高齢者等が快適に農業に従事できる環境づくりも求められています。

また、農業の構造改革が進み、大規模な経営体が農業生産の多くを占め、大型産地の市場競争力が、ますます高まっていく状況下では、生産コストの低減とともに需要に応じた作物の生産が求められています。

さらに、鳥獣被害対策の活動をはじめ、道路・水路等の維持・保全作業や水田の畦畔管理等も含めて農業・農村を健全に維持するためには、農作業の効率化に向けた取組も必要となっています。

こうしたことから、全国的に農作業の省力化・軽労化が重要課題となっており、農林水産省において、ICTやロボット技術等の先端技術を活用し、省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業である、スマート農業の実現に向けた研究開発や実証等が進められています。

また、従来は、長年培われてきた生産技術や経営ノウハウは、熟練の農家や普及指導員等からの直接指導により、農家自身が経験を積み重ねることによって継承されてきましたが、現在は、AIやビッグデータの解析等による環境制御技術や労働配置も含めた作業や生産管理システムの実用化が進められ、経験の浅い農業者でも短期間に一定レベルの経営に取り組むことができる環境も整いつつあります。

こうした中、東広島市においても、畦畔管理作業の省力化やドローンを使った防除など、新たな技術の実証や導入が進められていますが、今後、担い手の経営高度化や規模拡大、法人間連携等の取組を進めていく上で、新たな技術導入の拡大は必須であり、導入体制の構築や普及・啓発等も含め、積極的に推進していく必要があります。

■施策の目標

AIやIoT、ロボット技術等の先端技術や新たな技法の普及と利活用を促進し、農作業の省力化と生産コストの低減を図り、農業の生産性向上を推進します。

■施策の方向

① 新たな技術の活用、普及による農業の省力化、低コスト化の推進

- ・ センサー技術を活用した灌水等の栽培環境の制御やドローン等による肥料・農薬の適期適量散布など、稲作や園芸作物生産の省力化に向けた技術導入、普及を推進します。
- ・ 家畜の体調変化の早期検出、健康管理の精度向上など、飼養管理の省力化・高精度化に向けた技術導入、普及を推進します。
- ・ 捕獲わなの遠隔監視やドローンによる空撮など鳥獣被害対策の省力化に向けた技術の導入、普及を推進します。
- ・ センチピードグラスを用いた畦畔管理や、密播疎植栽培や直播栽培等、新たな技法による農作業の省力化、低コスト化を推進します。

-
- 新たな技術の導入と普及等に向け、試験研究機関等の関係機関や団体等と連携し、情報提供や技術導入、実証や助言等の体制を構築します。
 - 先端技術やノウハウを有する企業等と農業者との連携を図るため、産学官連携や企業の農業参入を推進します。

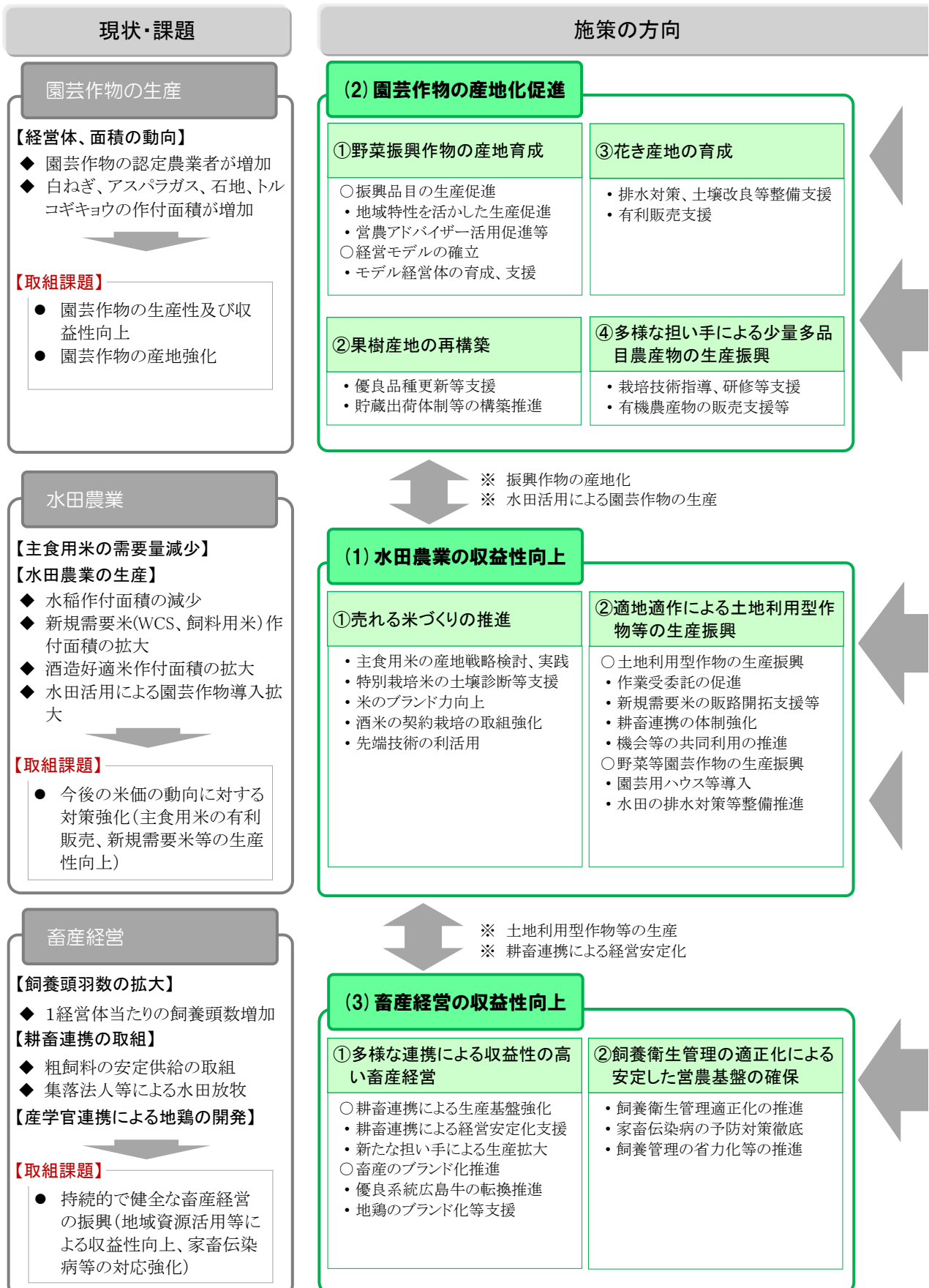


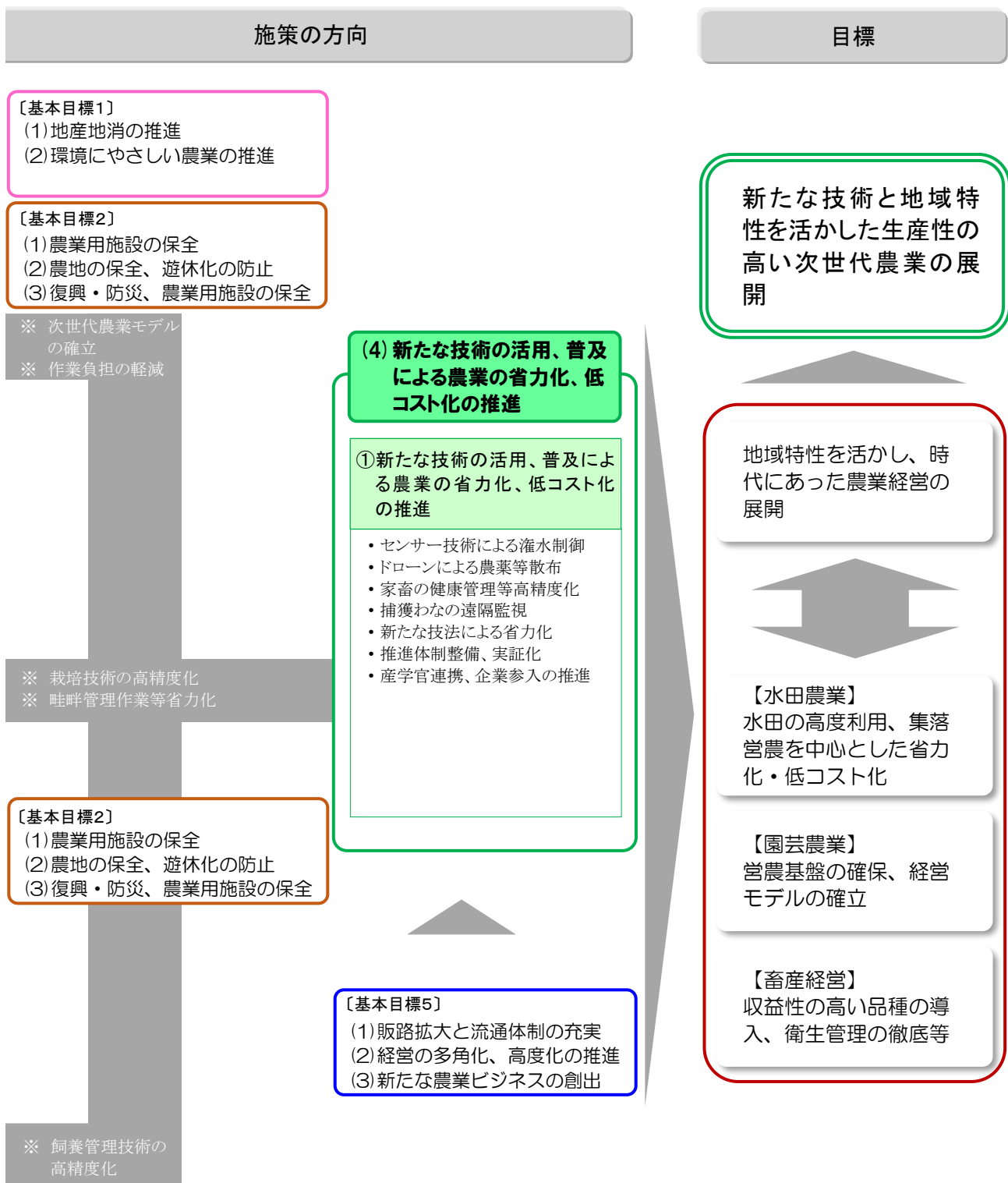
【ラジコン式草刈り機】



【農業用ドローン】

基本目標 4 新たな技術と地域特性を活かした生産性の高い次世代農業の展開 (概要図)





基本目標5 農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化の推進

(1) 販路拡大と流通体制の充実

■現状と課題

東広島市における食料支出額（家計消費）は600億円超と推定され、このうち米が約13億円、野菜が48億円、果物が25億円、生肉、牛乳、乳製品、卵等の畜産物が87億円で、これら主要農産物の消費額は約170億円、さらに菓子類、調理食品、外食などの支出を加えると農産物等の出荷対象となる市場規模は300億円に近い規模となります。

東広島市で生産された農産物は、J Aや卸売市場等を介しスーパー等で販売されるほか、農家が自ら搬入し直売所等で販売されたり、学校給食用に供給されたりしていますが、農産物直売所の販売額は年間約9億円、J A系統による卸売市場の主要野菜の出荷額は約3億円と推定され、出荷対象となる市場規模額に比して非常に少額となっており、地産地消の需要に応えきれていない状況にあります。

このような中で、生産と消費を結び付けるためには、多様な需要を把握する（マーケットイン）とともに、出荷期間の拡大や大小さまざまなロットサイズへの供給に対応することが課題となります。

消費者や食品事業者等のニーズが細分化、多様化していく中で、変化する需要に機敏に対応し、小ロットの生産と需要を結び付けることで、地産地消の潜在的な需要を掘り起こしていくことができます。

また、特定の品目に特化し、産地化を進める作物については、市内の需要は小さすぎるため、市外・県外の市場を視野に生産・販売戦略を検討していく必要があります、その実現に向けた具体的な取組が求められます。

今後は、様々な情報技術等も活用し、市内外の多様な需要の動向等を踏まえつつ、収益性の高い農業経営を支える販路の確保、拡大、流通、販売に向けた体制を構築していくことが課題です。

■施策の目標

市内の小売店に限らず、市外・県外の中食や外食等も含め、マーケットの多様な需要を把握し、新たな需要の掘り起こしによる農産物の販路拡大に取り組むとともに、需要に応じた流通体制の整備を推進し、農産物の有利販売の拡大を図ります。

■施策の方向

①多様な需要の掘り起こしと販路拡大

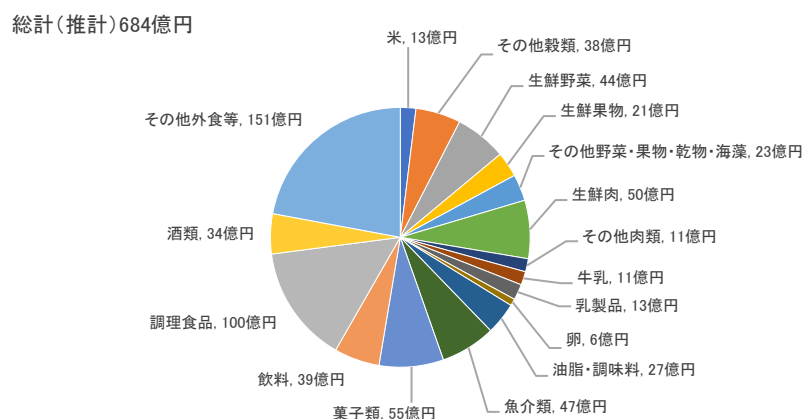
- 産地化を目指す振興作物等の販路拡大を図るため、県内外の需要の動向、流通販売の可能性等を調査するとともに、需要に応じたロットや出荷期間の拡大に向けたリレー出荷など生産体制の整備等を推進します。
- 余剰生産物や規格外農産物等の利活用を図るため、販売形態の多様化や加工・製造への活用等を促進します。
- 市内の特長的な農産物を、流通・加工・販売などの食品関連事業者幅広く周知するため、PRや情報提供に取り組むとともに、東広島市ブランド推奨制度の拡充等に取り組めます。

- ・ 医療法人・社会福祉法人や企業向け給食事業者、外食産業や中食事業者、贈答・ギフト商品取扱業者など市内の様々な需要の実態を把握し、地場産農産物の供給可能性を検討します。
- ・ I C Tの活用等による多様なニーズの収集・分析を通じて、地産地消の取組をより高度に展開していくため、直売施設等を販売拠点として活かした取組を推進します。
- ・ 多くの実需者や消費者から寄せられる要望やニーズを生産現場にフィードバックし、新たな作物・品種導入や栽培管理方法の改善に活かしていくため、関係機関、団体等と連携を図り、G A P 認証取得等も含めた技術指導等の支援を進めます。

②需要に即した流通体制の構築

- ・ 産地化を目指す振興作物について、鮮度等品質評価を高めるための予冷施設や出荷時期の調整、長期出荷に対応するための貯蔵施設等の整備を支援します。
- ・ 生産者、J A、市場、流通事業者による連携体制の強化により、市内の飲食店やスーパー等小売を通じて地場産農産物の供給拡大を図ります。
- ・ 飲食や医療・福祉等の小口需要に対する供給を拡大するため、直売施設の集出荷・販売機能の充実を図り、カット野菜等加工や予冷保存、電子商取引機能の導入等、多機能拠点としての利活用を検討します。
- ・ 直売施設間のネットワーク機能を強化し、巡回集荷体制の整備と併せて少量多品目の農産物の集荷力向上を図ります。

図3-5-1 東広島市の家計消費における食料支出金額【推計】



資料：平成29年家計調査(広島市)、国勢調査(東広島市の世帯数)

(2) 経営の多角化、高度化の推進

■現状と課題

今後、次世代農業経営の進展や集落営農組織の広域化等を図る上では、農産物の付加価値の向上や主体的な営業等による販路拡大、農産加工等を通じた事業の拡大、農業経営の高度化や多角化が一層求められることが想定されます。

国では、地域資源を活かした農林漁業者等による生産・加工・販売の一体化や、食品産業や観光業、医療・福祉など2次・3次産業との連携によって新たな商品やサービス等を創出し、農家所得の向上を図る取組について、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の法制化等によって推進しており、同法に基づく事業計画の認定件数は全国では2,460件に及んでいます。

東広島市においても、6つの農業者が認定を受けるとともに、他の多くの農業者を含め多様な形態で6次産業化に取り組まれています。しかしながら、一方では、商品等の販売不振や高コストなどによって農業経営を圧迫する状況も見られ、6次産業化による収益確保の難しさも指摘されています。

こうした中、東広島市では、平成30（2018）年に「東広島市農林水産物ブランド戦略プラン」を策定し、特産品等を全国的なブランドに押し上げ、農業者の所得向上を図るため、生産から加工、販売促進の各段階で施策を講じていくこととしています。

今後は、産地力の強化、経営規模の拡大等とともに農産物等の付加価値向上のためのブランド化や6次産業化を効果的かつ安定的に進めて行くことが課題となります。

■施策の目標

東広島市の特長的な農産物の認知度を高め、ブランド化の確立を図るとともに、加工品等の開発や6次産業化等を促進することにより、農業の収益性を向上し、経営の高度化と多角化を推進します。

■施策の方向

① 農産物の付加価値向上とブランド化の推進

○東広島市農林水産物ブランド戦略プランに基づく取組

- ・ 市内の地産地消需要や広島市の消費者をターゲットとした新たな商品、東広島市らしい特産品づくりを促進し、マスコミ等を通じた東広島の統一ブランドによるPRや販売促進等に取り組めます。
- ・ 「西条柿」や「マル赤馬鈴しょ」等を活用した商品づくりや贈答品開発等を推進します。
- ・ 農産物の付加価値向上を図るため、情報通信技術を活用し、産地、栽培、食べ方や機能性等に係る様々な情報を提供し、顧客獲得とブランド化に向けた取組を推進します。

○新たなブランド地鶏の生産拡大

- ・ 大学や試験研究機関、商工業者等の情報やノウハウを活用した新たな畜産経営部門として、地鶏の独自品種「（仮称）東広島ブランド地鶏」の生産拡大とブランド化を推進します。
- ・ 地鶏の飼養管理技術の確立と普及、ブランド化を推進するための協議会を設け、集落法人等による試験飼養や商品化に向けたマーケティング等に取り組めます。

○有機農産物等のブランド化

- ・ 環境保全型農業によって生産した農産物の有利販売を促進するため、有機 J A S や特別栽培農産物表示（安心！広島ブランド認証制度）、エコファーマー認定表示など、消費者に対して各種表示等を分かり易く伝える取組とともに、東広島ブランド推奨マークの奨励等によって市内産農産物の P R に取り組みます。
- ・ 有機農産物等のロット拡大を図るため、生産者間連携を促進するとともに、有利販売や販路拡大に向けた商談会や農産物の P R 等に取り組みます。

② 多様な需要を踏まえた6次産業化の促進

- ・ 個人、法人等の個々の経営体が自らの経営資源、地域資源等を活かした農産加工品の製造や農家レストラン、農家民宿等経営の多角化の取組を推進します。
- ・ 遵守すべき制度や法律、必要な専門的な知識について情報提供に取り組むとともに、専門家等による助言や講習会等の開催等を通じて6次産業化の取組を支援します。
- ・ 農業者が様々な形で6次産業化等に取り組むため、加工原料の調達、ペースト化、粉末化など一次加工の委託処理、専門的なノウハウを有した事業者との連携による商品の開発、販売等、関係機関との連携促進や情報提供等の取組を推進します。
- ・ ブランド戦略プランに基づき、「西条柿」や「マル赤馬鈴しょ」など特長的な地域産品を活用した商品づくり、贈答品の開発を推進します。
- ・ 捕獲獣の有効利用とともに地域特産品づくりによる地域主体の事業としての育成、発展に向け、ジビエの加工、販売等を支援します。
- ・ I C T を活用した観光農園、果樹オーナー、野菜オーナー、遠隔地で市民農園を管理するテレファームなど、新たな観光交流の取組を推進します。



【（仮称）東広島ブランド地鶏】



【東広島ブランド推奨マーク】

(3) 新たな農業ビジネスの創出

■現状と課題

農業は、農産物の生産以外にも、加工、流通、販売、資源の確保・活用など様々な過程が連関しており、これらの関連する事業を新たな技術や仕組みによって生産性を高めることで新たなビジネスの可能性を有する分野として関心が高まっています。

また、農村には、豊かな自然や歴史・文化、受け継がれてきた技術など様々な資源が賦存しており、こうした資源を活用した地域活動を主体とした事業は、所得向上のみならず、新たなコミュニティの醸成や健康・福祉分野の機能補完など、農村が抱える諸問題解決の糸口としても効果が期待されています。

こうした取組を進めるためには、ICTなど先端技術を活用したスマート農業の推進により、労力不足や地理的な課題等に対応しつつ產品の高付加価値化などを図る取組と、それらを推進するために地域資源の価値を評価・発掘し、先進的な発想や専門的な知見や情報等を提供する外部の人材、組織等の協力、支援が必要となります。

東広島市には、大学を始めとする多くの学術研究機関等があり、先端技術をリードする企業や事業所、伝統的な産業などが集積し、恵まれた条件、環境を備えていることから、こうした組織や産業との連携、協力を促進することで、新たな農業ビジネスを創出していく可能性がより高まるものと考えられます。

また東広島市では、企業と農業者の連携や、地域が主体となり様々な事業を立ち上げ、農業・農村の活性化に貢献している事例もあります。

今後は、都市と農村の交流をはじめ、産学官連携や農商工連携など多様な交流・連携を促進し、農業・農村に賦存する資源を活かした新たなビジネスを創出するとともに、技術の高度化や収益性の向上による次世代農業の確立・展開が期待されています。

■施策の目標

農業や農村に賦存する様々な資源を活かし、先端技術の活用と産学官連携や農商工連携等の体制構築により、農を起点とした新たなビジネスの展開を促進し、農業・農村の活力向上と農業経営の収益性向上を図ります。

■施策の方向

①地域資源の活用促進、地域特性を活かした農業ビジネスの創出

- ・ 農業の生産現場における課題、農村社会の抱える課題等をテーマとして、地域資源を活かし住民自治協議会等が中心となって地域が主体的に取り組む事業の創出を推進します。
- ・ 取組内容の実現性、波及効果等を踏まえ、実現のための助成や取組地域の広域化、企業等の参画、連携等に係る調整、コーディネート等を支援します。
- ・ 地域資源（農業や農村資源）の調査や実証実験、事業コーディネート等の効果的な実施に向け、産学官連携や農商工連携、関係機関との協力体制の構築を推進します。
- ・ 他産業の技術、ノウハウを活かした加工品、特産品づくりや地域資源を活かした事業を専門的な知見を取り入れながら展開していくため、大学や高校、研究機関、企業等との連携、農業者と商業者・工業者が連携した支援体制の構築を推進します。

②スマート農業の活用等による次世代農業の確立

- 農業者、関係機関、大学、研究機関、企業等と連携し、東広島市における次世代農業のあり方とスマート農業普及・促進の方向性等の検討を進めます。
- G A P 取得の促進や農産物の高付加価値化を図るため、I C TやI o T等を活用した生産工程の高精度化を促進します。
- 農産物の新たな需要の創出を図るため、収穫量予測情報の販売戦略への活用など、生産管理と販売を連動させる取組を推進します。
- 農業者や関係者のスマート農業への理解を促進し、着実に取組を推進するため、普及・啓発活動に取り組むとともに、推進体制の構築を図ります。

基本目標5 農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化 (概要図) の推進

現状・課題

販路拡大と流通体制の 充実

【地産地消需要への対応状況】

- ◆ 市内の食料消費額(主要農産物)に対して市内の農産物販売額は10%に留まる

【取組課題】

- 多様化する地産地消需要への対応、潜在需要の掘り起こし
- 振興作物の販売戦略の検討
- 販路の確保、拡大、流通、販売体制の構築

新たな農業ビジネスの 創出

【新ビジネスへの期待】

- ◆ コミュニティの醸成、健康・福祉分野の機能補完等農村が抱える諸問題解決の糸口

【多様な連携先】

- ◆ 大学等学術研究機関
- ◆ 先端技術をリードする企業

【取組課題】

- 地域資源の価値の評価、発掘
- 先進的な発想を得る外部人材、組織等の協力体制構築

経営の多角化、高度化

【経営の多角化、高度化の取組】

- ◆ 市内の6次産業化・地産地消法に基づく計画認定の増加

【ブランド強化体制の構築】

- ◆ 東広島市農林水産物ブランド戦略プラン策定

【取組課題】

- 農産物のブランド化、6次産業化の振興

施策の方向

(1) 販路拡大と流通体制の 充実

①多様な需要の掘り起こしと販路 拡大

- ・ リレー出荷体制の整備
- ・ 加工の取組促進
- ・ 東広島市ブランド推奨制度拡充
- ・ 地場産農産物の供給促進
- ・ 多様なニーズの収集・分析
- ・ ニーズに応じた品種導入等促進

②需要に即した流通体制の構築

- ・ 予冷、貯蔵施設等の整備
- ・ 流通事業者等との連携体制強化
- ・ 道の駅等の多機能拠点化
- ・ 直売所間の巡回集荷体制整備

〔基本目標1〕
(1) 地産地消の推進

〔基本目標3〕
(2) 多様な主体の農業参画

〔基本目標4〕
(1) 水田農業の収益性向上
(2) 園芸作物の産地化
(3) 畜産経営の収益性向上

(2) 経営の多角化、高度化 の推進

①農産物の付加価値向上とブラン ド化の推進

- ブランド戦略プランの取組推進
 - ・ 東広島市統一ブランドのPR
 - ・ 贈答品開発の推進
- 新たなブランド地鶏の生産拡大
 - ・ 地鶏のブランド化等推進
- 有機農産物等のブランド化
 - ・ 東広島ブランド推奨マーク奨励
 - ・ 有機農産物等のPR等

②多様な需要を踏まえた6次産 業化の促進

- ・ 加工品製造等の取組推進
- ・ 専門家派遣、講習会開催等
- ・ 関係機関の連携強化
- ・ 地域産品の活用推進
- ・ ジビエの加工、販売支援
- ・ 観光交流の取組推進

施策の方向

目標

(3) 新たな農業ビジネスの創出

① 地域資源の活用促進、地域特性を活かした農業ビジネスの創出

- ・住民自治協議会の取組支援
- ・連携、コーディネート等支援
- ・産学官連携、農商工連携等
- ・他産業の技術の活用推進

② スマート農業の活用等による次世代農業の確立

- ・関係機関等との連携
- ・生産工程の高精度化促進
- ・スマート農業の啓発、推進

〔基本目標2〕

- (1) 営農基盤の整備
- (2) 農地の保全、遊休化の防止

〔基本目標3〕

- (1) 持続的な集落営農
- (2) 多様な主体の農業参画促進
- (3) 次世代経営者の育成

〔基本目標4〕

- (1) 水田農業の収益性向上
- (2) 園芸作物の産地化
- (3) 畜産経営の収益性向上
- (4) 農業の省力化、低コスト化

マーケットインに基づく需要の創出、販路拡大の取組強化

地域製品のブランド化、6次産業化による経営の多角化

農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化の推進

農を起点とした多様なビジネス、地域産業の創出

第4章 特長ある地域農業の振興

■地域の概要

西条地域は、東広島市の中央部に位置し、東は竹原市、西は八本松町と広島市安芸区、北は高屋町、南は黒瀬町と安芸津町に接しています。

周囲は標高400～500mの丘陵山地に囲まれ、標高200～300mに広がる西条盆地の中央部に市街化区域が形成され、その周囲に平坦な農地が広がっています。また、J R山陽本線、J R山陽新幹線、山陽自動車道、東広島・呉自動車道など交通機能が充実しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は81,980人、世帯数は40,592世帯となっています。



■農業の現状

西条地域では、黒瀬川流域とその支流域の西条盆地一帯に平坦でまとまった農地が広く分布しており、南部の山間地には、急傾斜地に棚田状の農地が点在しています。ここでは、約825haの農地が農業振興地域の農用地区域（以下「農振農用地」という。）に設定されており、昭和30（1955）年代から50（1975）年代にかけて、川西（寺家地区）、下見地区、御菌宇地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

西条地域においては、集落法人が6法人あり、うち5法人は人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、県内最大の広域活動組織1組織を含む11組織が約461haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、8協定が約98haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、白ねぎ、れんこん、アスパラガス、トマト、西条柿等があります。また、整備予定の（仮称）道の駅西条をはじめJ Aの直売所、大型店舗等、販売施設が多く、交通機能も充実していることから、市内産農産物の消費・販売の中心地となっています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、西条地域における農業振興の課題として、「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(58%)」と回答した割合が最も多く、次いで「宅地と農地の混在化(41%)」となりました。

また、早くからは場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、ため池についても適正な保全を図る必要があります。さらに、組織的な営農や農業用施設等の保全体制が構築されていない地区もあります。

こうした中で、消費地に近接して展開する良好な水田環境と交通の利便性等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○良好なほ場環境を活かした都市近郊型農業の展開

良好なほ場環境を活かし、適地適作による水田での土地利用型作物の生産や園芸用ハウスの導入等による園芸作物の生産を促進し、都市近郊型農業の展開による収益性の向上を図ります。また、農業参入企業の誘致等の推進も含めて適正な土地利用による地域環境の維持・

形成を推進します。

○道の駅を中心とした地域産品の魅力向上

(仮称) 道の駅西条を活用し、地域産品の販売力強化と魅力向上を推進します。

○産学官連携等による特産品の振興

地元企業や大学等と連携し、新たなブランド品の開発や特産品を振興します。

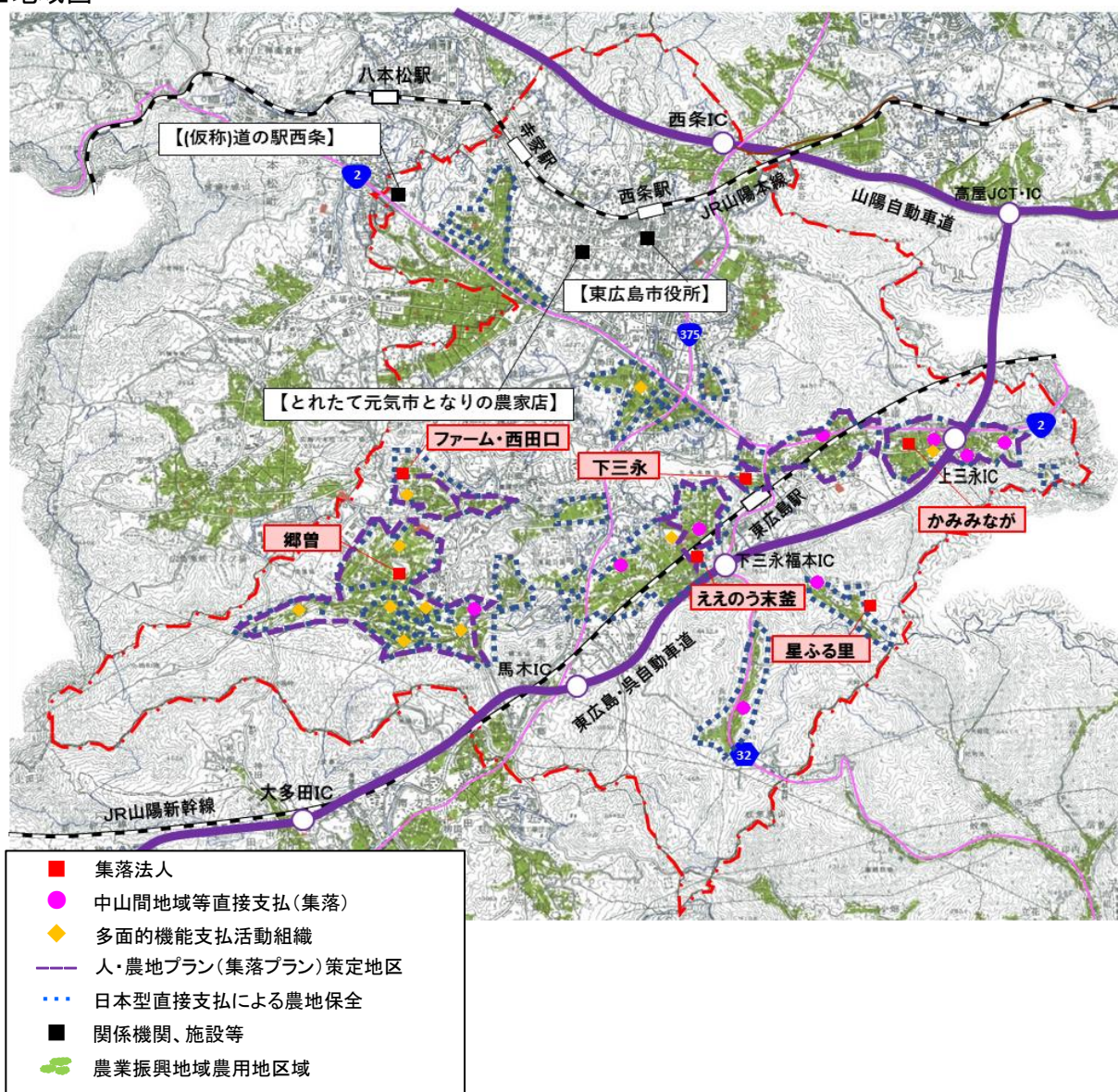
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全と農業用施設等の長寿命化を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備やため池等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落営農の組織化と安定化

集落法人の設立や人・農地プランの策定により集落営農の組織化を推進するとともに、人材育成研修の開催や農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積を促進し、集落法人の経営安定化を図ります。

■地域図



■地域の概要

八本松地域は、東広島市の南西部に位置し、東は西条町と高屋町、西は広島市安芸区、北は志和町に接しています。

周囲は標高400～600mの丘陵山地に囲まれ、西条盆地の西部に位置する吉川地区、原地区に平坦な水田地帯が広がり、J R山陽本線八本松駅と国道2号、国道486号沿いに市街化区域が形成されています。また、吉川地区の水田地帯に広がる農村景観は、農林水産省の「美しい日本のむら景観百選」に選出されています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は28,445人、世帯数は11,524世帯となっています。



■農業の現状

八本松地域では、戸石川、温井川流域に位置する原地区、吉川地区に平坦でまとまった農地が広く分布しており、山間の傾斜地に位置する篠地区では、棚田状の農地が形成されています。ここでは、約379haの農地が農振農用地に設定されており、昭和30（1950）年代から50（1975）年代にかけて、原地区や吉川地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

八本松地域においては、集落法人が1法人あり、人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、県内最大の広域活動組織1組織を含む3組織が約318haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、5協定が約146haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、白ねぎ、アスパラガス、かぼちゃ等があります。また、営農者への指導や先進的な農業技術研究の拠点である県立農業技術センターが立地しています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、八本松地域における農業振興の課題として、「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(56%)」と回答した割合が最も多く、次いで「有害鳥獣による農作物等への被害(38%)」となりました。

また、早くからほ場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要があります。さらに、集落営農が組織化されていない地区もあります。

こうした中で、豊かな自然環境や農村景観と良好な水田環境等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○集落営農の収益性向上と研究機関等と連携した技術高度化

集落営農による農業の生産性向上を図るとともに、水稻の販売力強化等により、収益性の高い稲作農業の展開を推進します。また、農業技術センター等研究機関との連携による農業技術の高度化と生産性の向上を図ります。

○良好なほ場環境を活かした都市近郊型農業の展開

良好なほ場環境を活かし、適地適作による水田での土地利用型作物の生産や園芸用ハウス

の導入等による園芸作物の生産を促進し、都市近郊型農業の展開による収益性の向上を図ります。また、農業参入企業の誘致等の推進も含めて、適正な土地利用による地域環境の維持・形成を推進します。

○農村資源を活かした農業ビジネスと「農」を通じた移住の促進

豊かな自然環境や農村景観等の農村資源を活かし、農泊や農業体験活動を中心とした農業ビジネスを推進します。また、空き家や農地の情報提供等により、「農」を通じた移住を促進します。

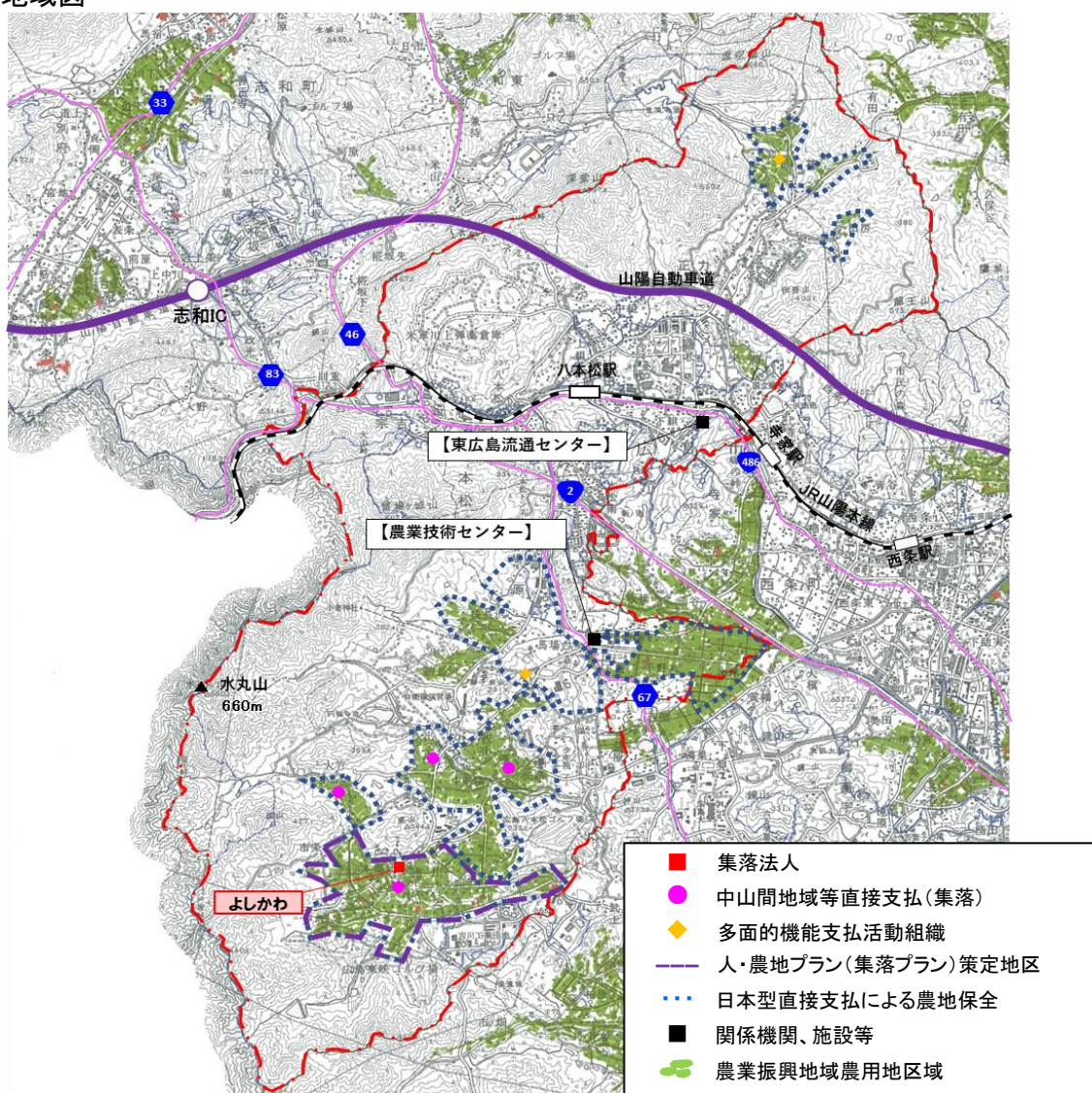
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落営農の組織化と安定化

集落法人の設立や人・農地プランの策定により集落営農の組織化を推進するとともに、人材育成研修の開催や中間管理機構を通じた担い手への農地集積を促進し、集落法人の経営安定化を図ります。

■地域図



■地域の概要

志和地域は、東広島市の北西部に位置し、西は広島市安芸区、東は高屋町と福富町、南は八本松町、北は広島市安佐北区に接しています。

周囲は標高500～700mの丘陵山地に囲まれ、太田川水系の関川流域に広がる標高200～300mの緩やかな河岸段丘を中心に集落が形成されており、志和堀地区は、茅葺^{かやぶき}屋根の民家が点在する伝統的な農村景観が保全されています。

また、志和 I C が設置され、広島都市圏に近接しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は6,578人、世帯数は2,504世帯となっています。



■農業の現状

志和地域では、関川流域一帯を中心に比較的平坦な農地が多く分布しており、山間の傾斜地に位置する内地区では、農地が棚田状に形成されています。ここでは、約375haの農地が農振農用地に設定されており、昭和50（1975）年代から平成初期にかけて、志和堀地区や内地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

志和地域においては、集落法人が3法人あり、うち2法人は人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、広域活動組織1組織を含む3組織が約255haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、3協定が約76haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、青ねぎ、れんこん、アスパラガス、こまつな、花き、生乳、肉用牛等があり、新規就農者の支援や園芸振興の拠点である園芸センターが立地しています。

また、県内で初めて農業法人の合併による集落法人が設立され、住民自治協議会による新規就農者の受入れ活動など特長的な取組があります。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、志和地域における農業振興の課題としては、「有害鳥獣による農作物被害(65%)」と回答した割合が最も多く、次いで「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(63%)」となりました。

また、早くからは場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要もあります。さらに、既存の集落法人についても、運営の安定化と将来を見据えた経営の高度化を図る必要があります。

こうした中で、広島都市圏との近接性や、豊かな自然環境や農村景観等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○都市圏との近接性等を活かした都市近郊型農業の展開

広島都市圏との近接性と良好なほ場環境を活かし、適地適作による水田での土地利用型作物の生産や園芸用ハウスの導入等による園芸作物の生産を促進し、都市近郊型農業の展開に

よる収益性の向上を図ります。また、農業参入企業の誘致等の推進も含めて適正な土地利用による地域環境の維持・形成を推進します。

○若手農業者等による「高付加価値農産物」の推進

販売体制の強化や市内産農産物のブランド認定等により、若手農業者等による有機農業等付加価値の高い農産物の取組を推進し、地域に活力をもたらし農業の実現を図ります。また、園芸センターを中心とした新規就農者の育成と園芸作物の振興を推進します。

○農村資源を活かした農業ビジネスと「農」を通じた移住の促進

豊かな自然環境や農村景観等の農村資源を活かし、農泊や農業体験活動を中心とした農業ビジネスを推進します。また、空き家や農地の情報提供等により、「農」を通じた移住を促進します。

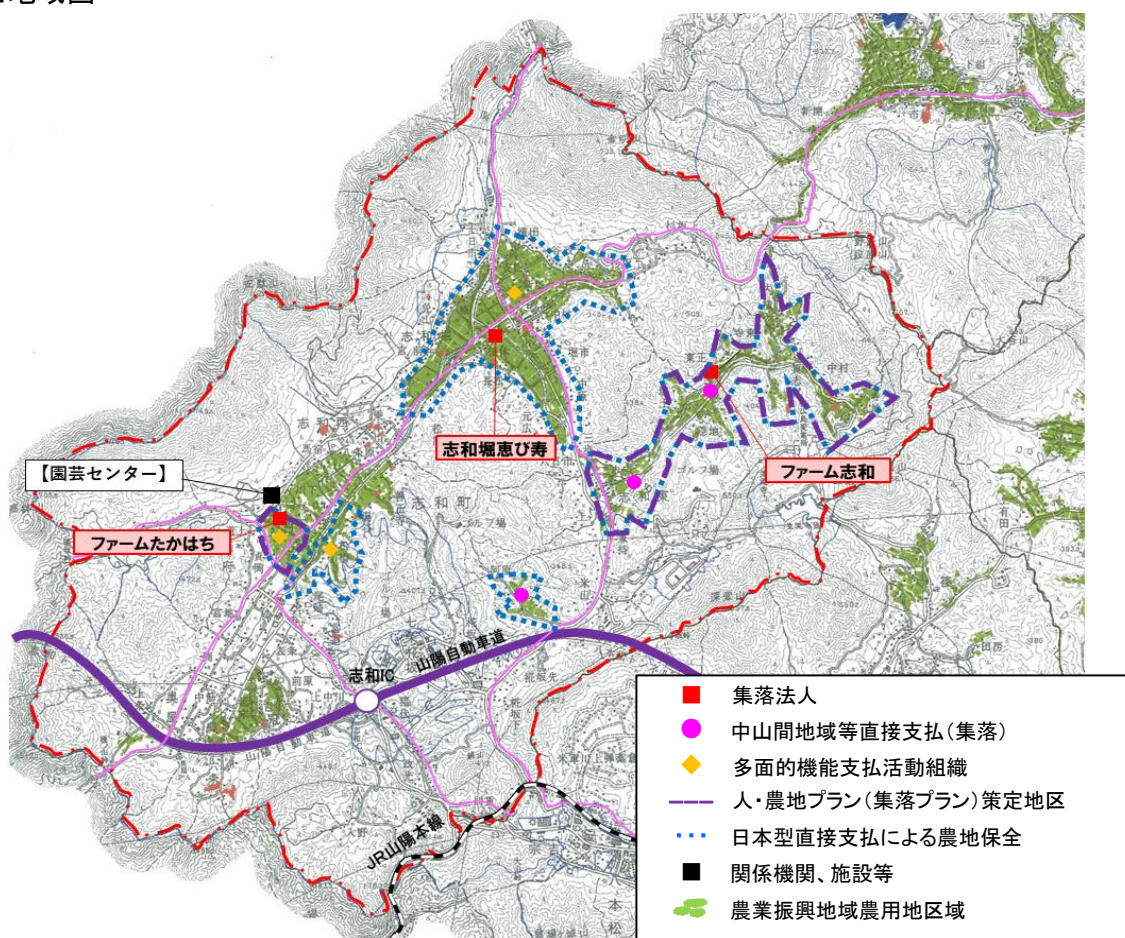
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落法人の経営高度化と生産性の向上

集落法人の経営の高度化を図るため、法人間の連携や新たな運営体制の構築等を促進します。また、個人・企業との連携促進や人材育成研修の開催により経営の安定化を図るとともに、新たな技術を活用した農作業の省力化等を推進し、生産性の向上を図ります。

■地域図



■地域の概要

高屋地域は、東広島市の中東部に位置し、東は河内町、西は西条町、八本松町、志和町、北は福富町、南は竹原市に接しています。

周囲は標高400～600mの丘陵山地に囲まれており、J R山陽本線西高屋駅周辺に市街化区域が形成され、J R山陽本線白市駅の北西部に住宅地や工業団地が集積されています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は30,638人、世帯数は11,652世帯となっています。



■農業の現状

高屋地域では、沼田川水系入野川や造賀川流域に位置する高屋盆地と造賀盆地に比較的平坦でまとまった農地が分布しており、北東部の山間地には、急傾斜地に棚田状の農地が点在しています。ここでは、約773haの農地が農振農用地に設定されており、昭和50（1975）年代から平成初期にかけて、造賀地区、稲木地区、貞重地区、重兼地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

高屋地域においては、集落法人が10法人あり、うち9法人は人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、広域活動組織1組織を含む4組織が約403haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、23協定が約377haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻（酒米を含む）、白ねぎ、なす、アスパラガス、花き等があります。また、県内で最初に集落法人が設立され、法人間の機械共同利用や作業受委託に取り組む株式会社ファームサポートが創設されるなど、集落営農が先進的に展開されています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、高屋地域における農業振興の課題としては、「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(55%)」と回答した割合が最も多く、次いで「有害鳥獣による農作物被害(47%)」となりました。

また、早くからほ場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要もあります。さらに、既存の集落法人についても、運営の安定化と将来を見据えた経営の高度化を図る必要があります。

こうした中で、先進的な集落営農の取組や良好な水田環境等の特長を活かし、地域農業の振興を図る必要があります。

■施策の方向

○酒米の産地振興

生産基盤の保全や知名度向上の取組を推進し、地域特性を活かした酒米の産地振興を図ります。

○集落営農を中心とした稲作農業の収益性向上

集落営農による農業の生産性向上を図るとともに、水稻の販売力強化等により、収益性の高い稲作農業の展開を推進します。

○水田の高度利用化

園芸作物の導入に向けた耕作条件の整備や土地利用型作物の生産振興など、水田の高度利用化による収益性の向上を推進します。

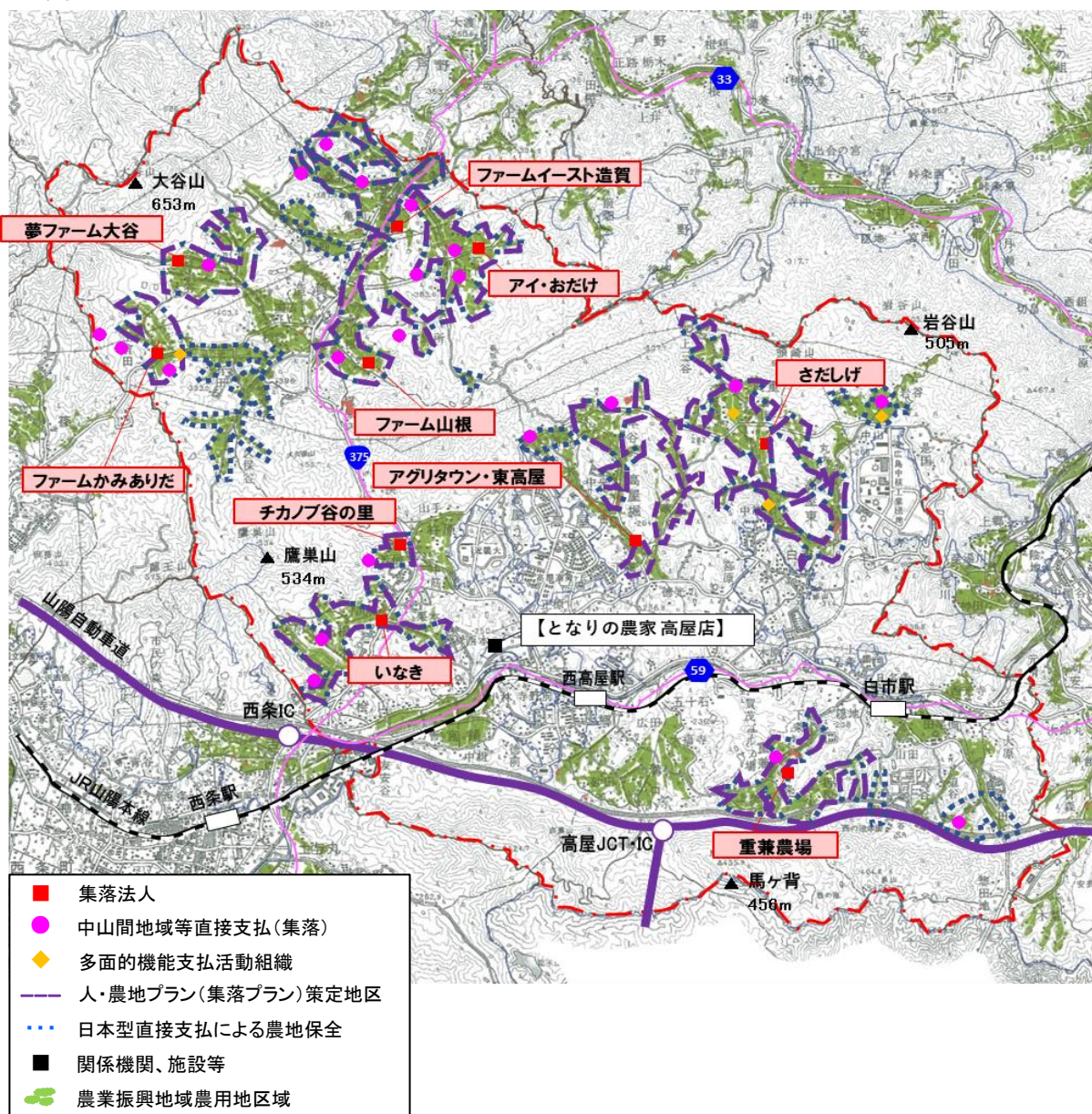
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落法人の経営高度化と生産性の向上

集落法人の経営の高度化を図るため、法人間の連携や新たな運営体制の構築等を促進します。また、個人・企業との連携促進や人材育成研修の開催により経営の安定化を図るとともに、新たな技術を活用した農作業の省力化等を推進し、生産性の向上を図ります。

■地域図



■地域の概要

黒瀬地域は、東広島市の南西部に位置し、西は安芸郡熊野町、南は呉市、北は西条町と広島市安芸区に接しています。

周囲は標高400～500mの丘陵山地に囲まれ、地域の中心を北東から南西方向に縦断する黒瀬川と国道375号沿いの盆地と支流域に集落が広がり、中黒瀬地区周辺には市街化区域が形成されています。

また、東広島・呉自動車道等幹線道路の整備により呉市や広島都市圏への近接性が向上しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は23,851人、世帯数は10,048世帯となっています。



■農業の現状

黒瀬地域では、黒瀬川沿いの盆地に比較的平坦でまとまった農地が分布し、津江地区や岩谷（宗近柳国地区）の急傾斜地には棚田状の農地が点在しています。ここでは、約522haの農地が農振農用地に設定されており、昭和50（1975）年代から平成初期にかけて、乃美尾地区や大多田地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

黒瀬地域においては、集落法人が1法人あり、人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、4組織が約92haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、2協定が約26haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、白ねぎ、なす、おおば、花き、肉用牛、鶏卵等があります。また、特長的な農産物を生産する農業参入企業等が立地しています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、黒瀬地域における農業振興の課題としては、「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(80%)」と回答した割合が最も多く、次いで「有害鳥獣による農作物等への被害(55%)」となりました。

また、早くからはほ場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要があります。さらに、組織的な営農や農業用施設等の保全体制が構築されていない地区もあります。

こうした中で、都市圏への近接性や良好な水田環境等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○都市圏との近接性等を活かした都市近郊型農業の展開

呉市や広島都市圏との近接性と良好なほ場環境を活かし、適地適作による水田での土地利用型作物の生産や園芸用ハウスの導入等による園芸作物の生産を促進し、都市近郊型農業の展開による収益性の向上を図ります。また、農業参入企業の誘致等の推進も含めて適正な土地利用による地域環境の維持・形成を推進します。

○畜産業の振興と生産性の向上

肉用牛のブランド力向上を中心とした畜産業の振興を図るとともに、地域内の耕種農家と畜産農家の連携体制の構築による生産性の向上を図ります。

○地域産品の情報発信と販路拡大による広域的な交流機会の創出

農業者と商工業者との連携による加工品づくり等を推進し、特長的な地域産品の情報発信と販路拡大による広域的な交流機会の創出を図ります。

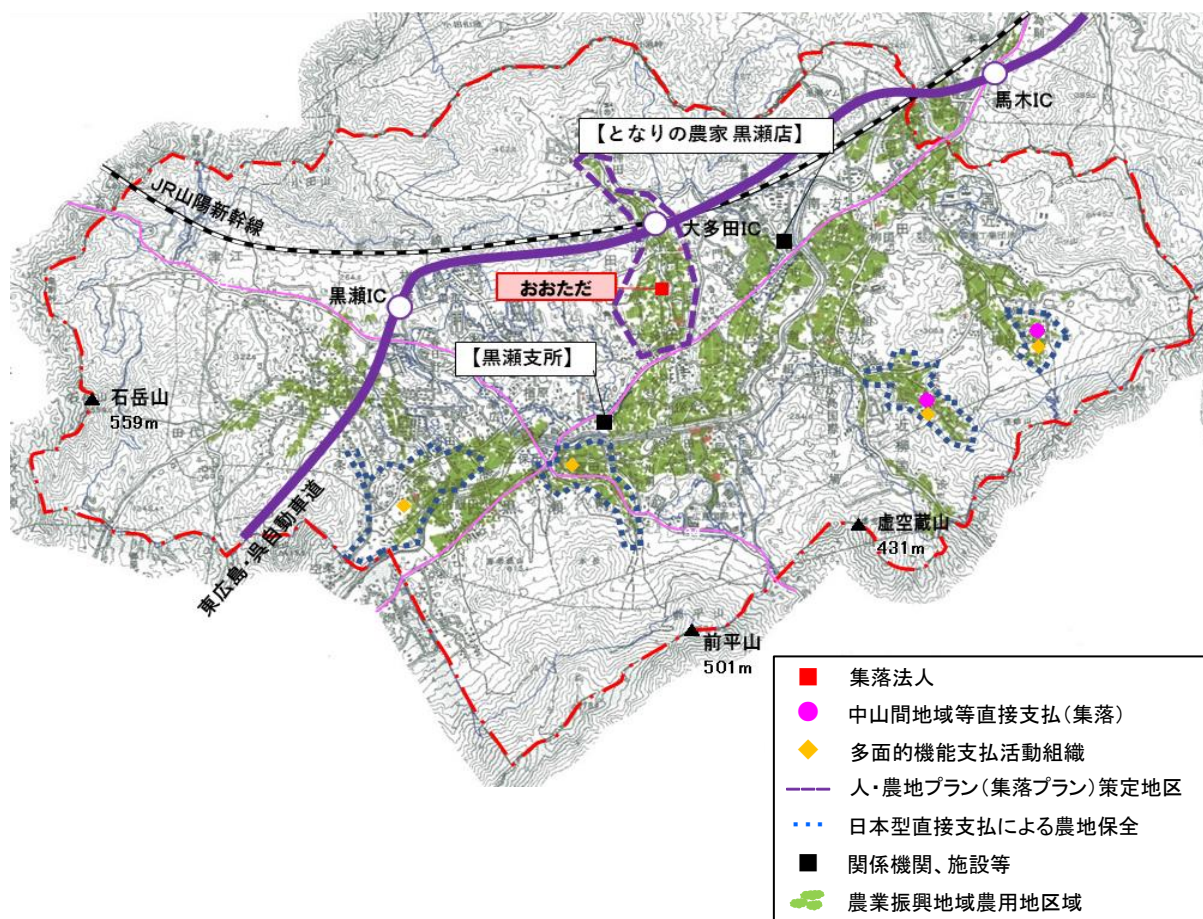
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落営農の組織化と安定化

集落法人の設立や人・農地プランの策定により集落営農の組織化を推進するとともに、人材育成研修の開催や農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積を促進し、集落法人の経営安定化を図ります。

■地域図



■地域の概要

福富地域は、東広島市の北中部に位置し、東は豊栄町と河内町、西は志和町、南は高屋町、北は安芸高田市と広島市安佐北区に接しています。

地域の北部は標高700～800mの山地に囲まれ、東部を南北に縦断する国道375号沿いに集落が形成され、福富ダムに近接する道の駅「湖畔の里福富」には、年間を通じて多くの都市住民が来訪しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は2,374人、世帯数は901世帯となっています。



■農業の現状

福富地域では、沼田川流域の竹仁地区に比較的平坦でまとまった農地が分布し、北部の山地南麓と南部の急傾斜地には棚田状の農地が点在しています。ここでは、約485haの農地が農振農用地に設定されており、昭和50（1975）年代から60（1985）年代にかけて竹仁地区や久芳地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

福富地域においては、集落法人が1法人あり、人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、5組織が約144aの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、25協定が約336haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、白ねぎ、なす、えごま、生乳、鶏卵等があります。また、道の駅湖畔の里福富をはじめ、直売・加工施設の福富物産しゃくなげ館や農業体験施設の福富ふれあい農園など都市との交流機能を有する多様な拠点施設が立地しています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、福富地域における農業振興の課題としては、「有害鳥獣による農作物被害(72%)」と回答した割合が最も多く、次いで「高齢化や担い手による農地の荒廃(60%)」となりました。

また、早くからほ場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要もあります。さらに、組織的な営農や農業用施設等の保全体制が構築されていない地区もあります。

こうした中、豊かな自然環境や農村景観と道の駅湖畔の里福富をはじめとする多様な施設等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○道の駅を中心とした地域産品の魅力向上と酪農の振興

道の駅湖畔の里福富や直売所等を活用し、地域産品の販売力強化と魅力向上を推進するとともに、農産物のブランド力向上による酪農の振興を図ります。

○若手農業者等による「高付加価値農産物」の推進

販売体制の強化や市内産農産物のブランド認定等により、若手農業者等による有機農業等付加価値の高い農産物の取組を推進し、地域に活力をもたらす農業の実現を図ります。

○農村資源を活かした農業ビジネスと「農」を通じた移住の促進

豊かな自然環境や農村景観等の農村資源を活かし、農泊や農業体験活動を中心とした農業ビジネスを推進します。また、空き家や農地の情報提供等により、「農」を通じた移住を促進します。

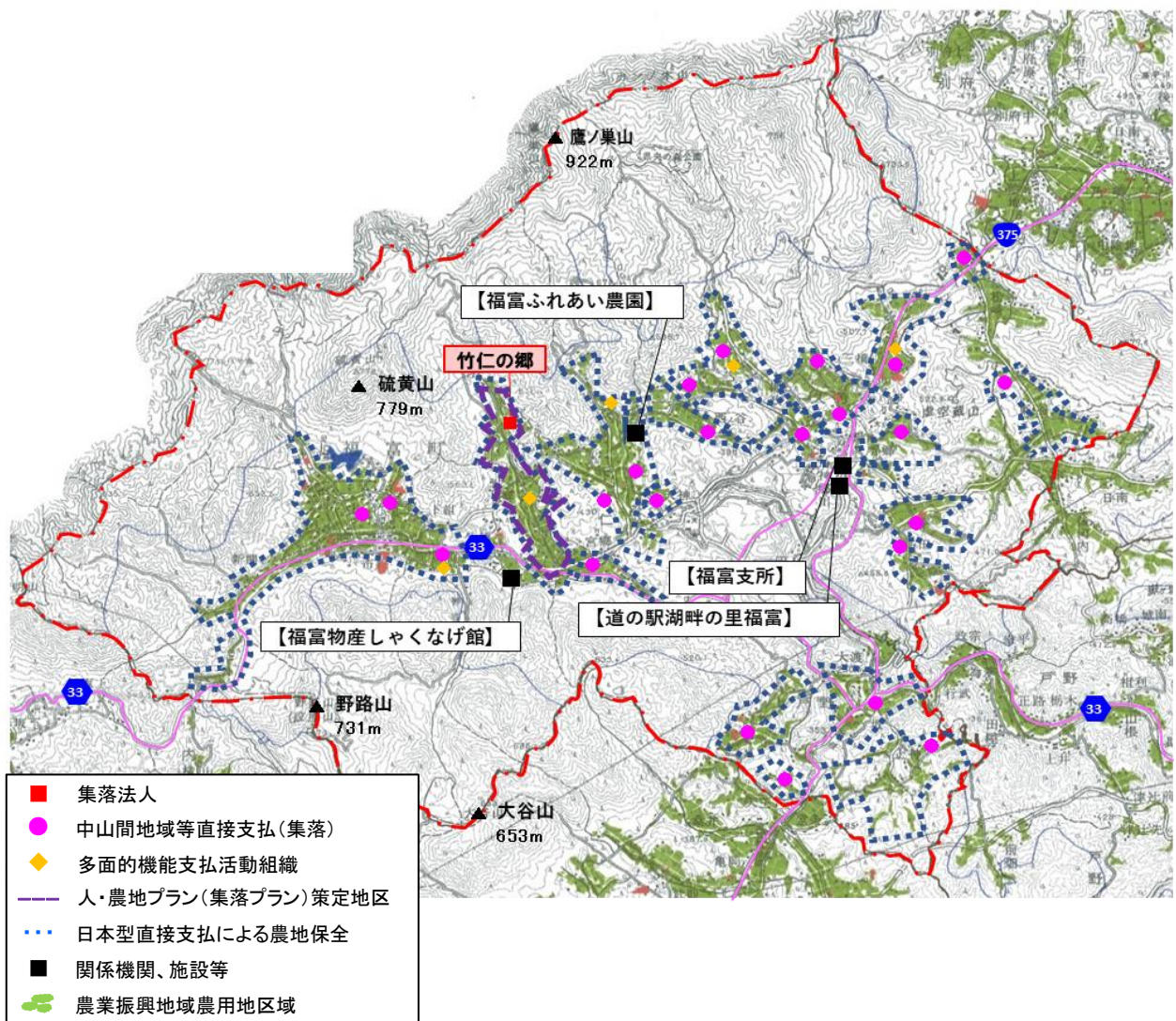
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落営農の組織化と安定化

集落法人の設立や人・農地プランの策定により集落営農の組織化を推進するとともに、人材育成研修の開催や農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積を促進し、集落法人の経営安定化を図ります。

■地域図



■地域の概要

豊栄地域は、東広島市の北東部に位置し、東は世羅町と三原市、西は安芸高田市と福富町、南は河内町、北は三次市に接しています。

周囲は標高600～700mの山地に囲まれ、地域を南北に縦断する国道375号沿いに集落が形成されています。中国山地の中心に位置し、周辺市町を結ぶ国道をはじめとする幹線道路が通う交通の要衝です。また、特別天然記念物オオサンショウウオが生息する豊かな自然環境を有しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は3,232人、世帯数は1,321世帯となっています。



■農業の現状

豊栄地域では、沼田川の支流である棕梨川流域の緩傾斜地に農地が広く分布しており、棕梨川沿いの乃美地区や安宿地区には比較的平坦でまとまった農地が展開しています。ここでは、約818haの農地が農振農用地に設定されており、昭和50（1975）年代から平成初期にかけて、乃美地区、能良地区、清武地区、吉原地区等で大規模なほ場整備が実施されています。

豊栄地域においては、集落法人が7法人あり、人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、7組織が約199haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、22協定が約430haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、白ねぎ、ほうれんそう、ミニトマト、ごぼう、生乳、肉用牛、鶏卵等があり、捕獲した有害獣の処理と地域資源としての活用を図るための有害獣処理加工施設や直売・加工施設のとよさか四季菜館が立地しています。

また、地元企業を中心とした産学官民連携事業により、農業の生産性向上を図る取組が展開されています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、豊栄地域における農業振興の課題としては、「有害鳥獣による農作物等への被害(88%)」と回答した割合が最も多く、次いで「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(61%)」となりました。

また、早くからは場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要もあります。さらに、既存の集落法人についても、運営の安定化と将来を見据えた経営の高度化を図る必要があります。

こうした中、豊かな自然環境や農村景観と先進的な集落営農の取組等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○地域産品のブランド力の向上

有害獣処理加工施設の活用や6次産業化等を推進し、ジビエ加工品や酪農など地域産品のブランド力の向上を図ります。

○若手農業者等による「高付加価値農産物」の推進

販売体制の強化や市内産農産物のブランド認定等により、若手農業者等による有機農業等付加価値の高い農産物の取組を推進し、地域に活力をもたらす農業の実現を図ります。

○農村資源を活かした農業ビジネスと「農」を通じた移住の促進

豊かな自然環境や農村景観等の農村資源を活かし、農泊や農業体験活動を中心とした農業ビジネスを推進します。また、空き家や農地の情報提供等により、「農」を通じた移住を促進します。

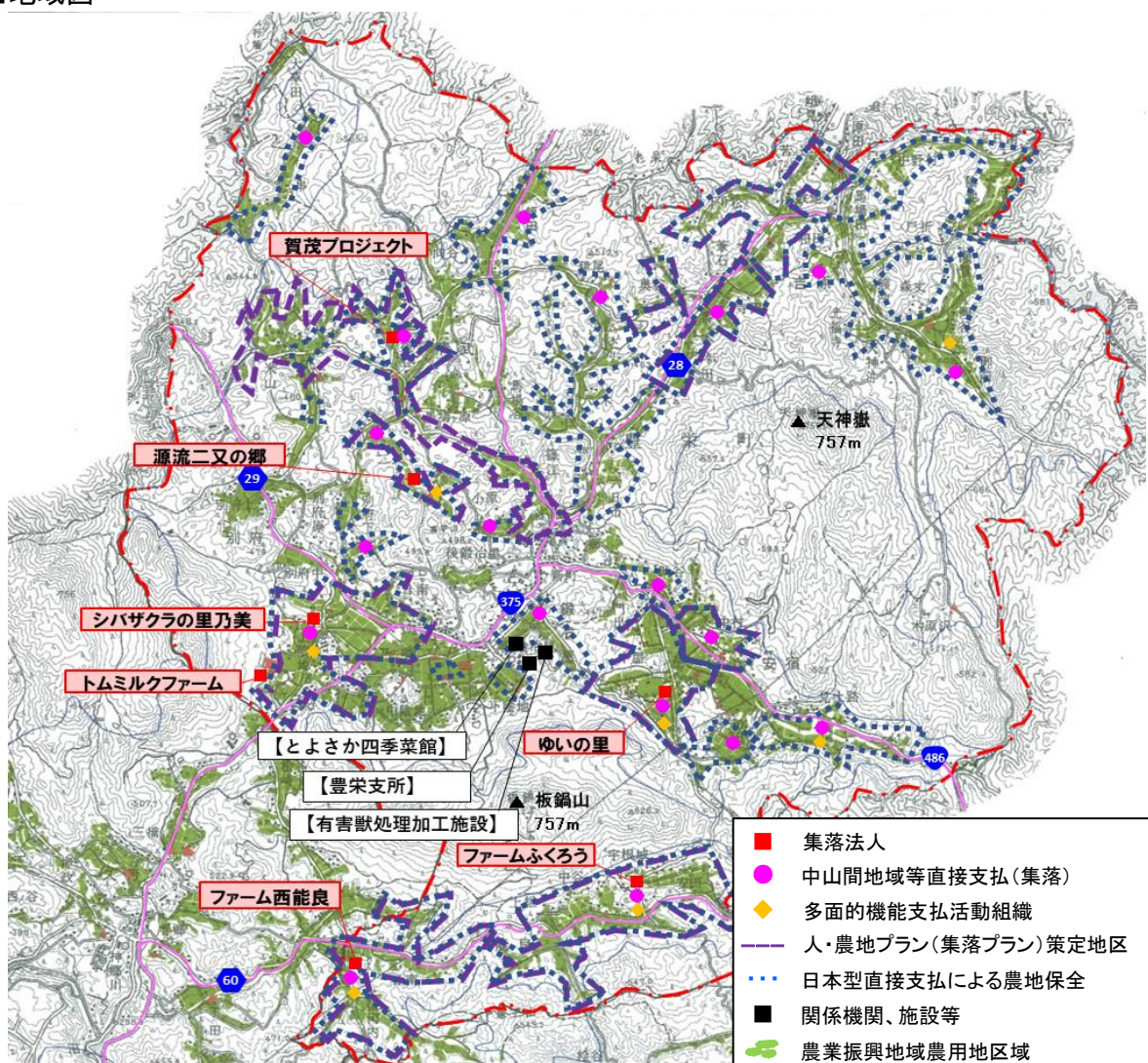
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落法人の経営高度化と生産性の向上

集落法人の経営の高度化を図るため、法人間の連携や新たな運営体制の構築等を促進します。また、個人・企業との連携促進や人材育成研修の開催により経営の安定化を図るとともに、新たな技術を活用した農作業の省力化等を推進し、生産性の向上を図ります。

■地域図



■地域の概要

河内地域は、東広島市の東部に位置し、東は三原市、西は高屋町と福富町、南は竹原市、北は豊栄町に接しています。

周囲は標高500mの山地に囲まれ、北西から南東に流れる沼田川沿いと、北部の山間地に集落が点在し、ＪＲ山陽本線河内駅周辺に市街地が形成されています。地域の中央をＪＲ山陽本線と山陽自動車道が横断し、広島空港に近接するなど、陸上、航空の交通機能が充実しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は5,928人、世帯数は2,256世帯となっています。



■農業の現状

河内地域では、標高100mの河川沿いから400m近い山間部まで農地が分布しており、沼田川と支流、宇山地区の急傾斜地に小規模な農地が点在し、小田地区と入野地区の傾斜が緩やかな盆地に比較的平坦でまとまった農地が分布しています。ここでは、約688haの農地が農振農用地に設定されており、昭和50（1975）年代から60（1985）年代にかけて、小田地区、宇山地区、入野地区を中心に大規模なほ場整備が実施されています。

河内地域においては、集落法人が4法人あり、うち3法人は、人・農地プランの中心経営体に位置付けられています。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、広域活動組織1組織を含む3組織が約381haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、21協定が約379haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、水稻、白ねぎ、アスパラガス、そば、ぶどう等があり、直売・加工施設のこうち寄りん菜屋が立地しています。

また、そば等の6次産業化やセンチピードグラスによる畦畔管理支援など、集落ぐるみの特長的な取組があります。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、河内地域における農業振興の課題としては、「有害鳥獣による農作物等への被害(61%)」と回答した割合が最も多く、次いで「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(57%)」となりました。

また、早くからは場整備を実施した地区を中心に、用水路など農業用施設の老朽化が進行しており、適正な保全を図る必要があります。さらに、組織的な営農や農業用施設等の保全体制が構築されていない地区もあります。

こうした中、豊かな自然環境や農村景観と交通の利便性等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○交通機能を活かした企業の農業参入の推進

空港、鉄道、高速道路など多様な交通機能の結節性を活かし、農業参入企業の誘致や企業の農業参画を促進します。

○若手農業者等による「高付加価値農産物」の推進

販売体制の強化や市内産農産物のブランド認定等により、若手農業者等による有機農業等付加価値の高い農産物の取組を推進し、地域に活力をもたらす農業の実現を図ります。

○農村資源を活かした農業ビジネスと「農」を通じた移住の促進

豊かな自然環境や景観等の農村資源を活かし、農泊や農業体験活動を中心とした農業ビジネスを推進します。また、空き家や農地の情報提供等により「農」を通じた移住を促進します。

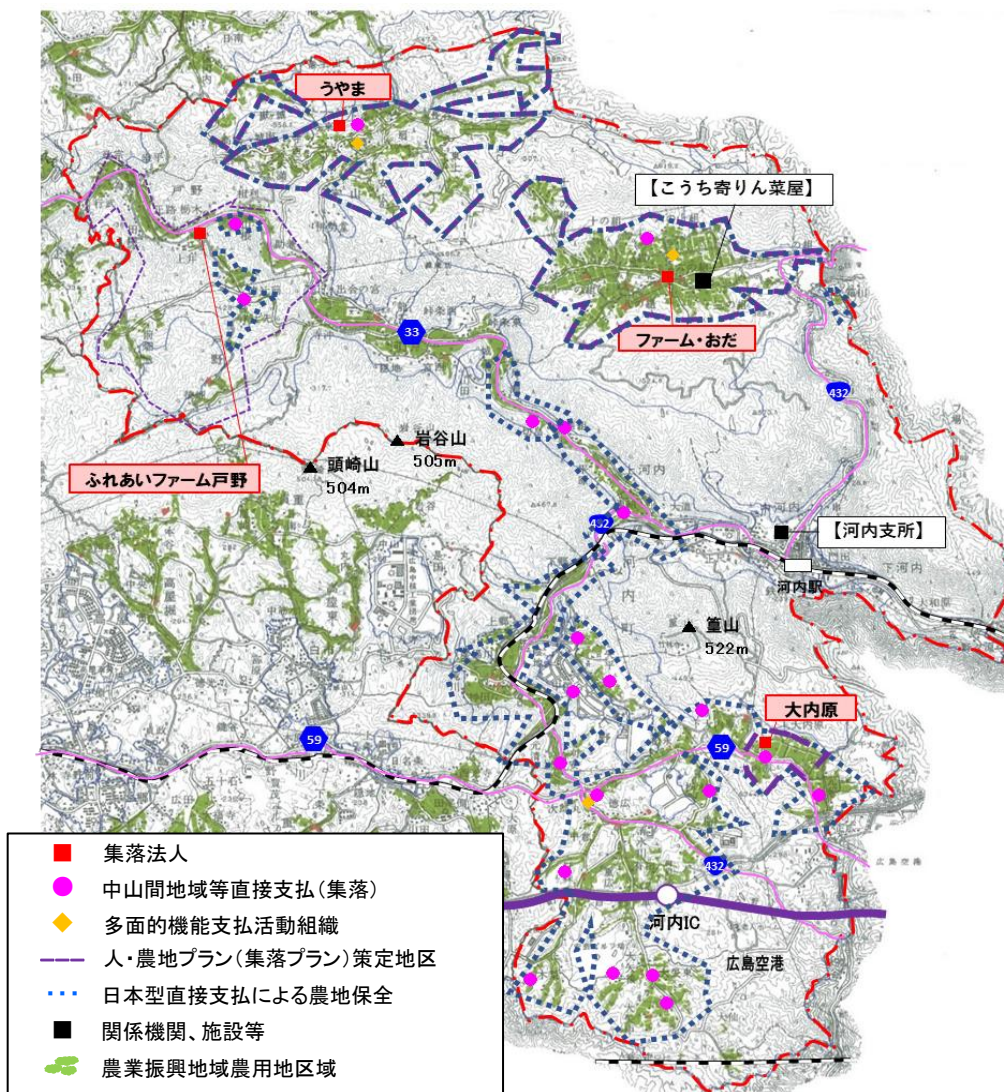
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や用水路等灌漑施設の適正な管理を推進します。

○集落法人の経営高度化と生産性の向上

集落法人を中心とした6次産業化を推進するとともに、経営の高度化を図るため、法人間の連携や新たな運営体制の構築等を促進します。また、個人・企業との連携促進や人材育成研修の開催により経営の安定化を図るとともに、スマート農業等新たな技術を活用した農作業の省力化等を推進し、生産性の向上を図ります。

■地域図



■地域の概要

安芸津地域は、東広島市の南部に位置し、東は竹原市、西は呉市、南は瀬戸内海を挟んで大崎上島町と接し、北は西条町と接しています。

地域の北部は標高300～500mの山地がそびえ、南部は、三津湾を望む丘陵地となっており、東西に横断するＪＲ呉線と国道185号沿いに市街地が形成され、大芝島をはじめ7つの島々が、瀬戸内海に面した島しょ部の景観を形成しています。

平成27（2015）年10月1日時点の人口は9,881人、世帯数は4,049世帯となっています。



■農業の現状

安芸津地域では、北部の河川沿いに小規模な水田が点在し、木谷地区の丘陵地や大芝地区に比較的まとまった畑地や樹園地が分布しており、東広島市で唯一の畑地卓越地域となっています。ここでは、約395haの農地が農振農用地に設定されており、大芝地区や赤崎(木谷地区)において畑地の小規模なほ場整備や樹園地の農地造成が実施されてきました。

安芸津地域には集落法人が無く、実質化された人・農地プランは策定されていません。また、農地の保全活動に関連し、多面的機能支払に係る取組では、広域組織1組織が約97haの農地を対象に活動を展開しており、中山間地域等直接支払では、14協定が約102haの農地で取り組んでいます。

主な農産物としては、県内一の産地であるばれいしょやびわをはじめ、かんきつ、生乳、肉用牛等があります。また、先進的な農業技術の研究拠点である県立農業技術センター果樹研究部が立地しています。

■農業振興の課題

農業者へのアンケート調査では、安芸津地域における農業振興の課題としては、「高齢化や担い手不足による農地の荒廃(76%)」と回答した割合が最も多く、次いで「有害鳥獣による農作物被害(73%)」となりました。

また、農作業用道路など農業用施設の老朽化や傾斜地の樹園など農地の荒廃化が進行しています。さらに、市内で唯一集落法人が設立されておらず、組織的な農業用施設等の保全体制が構築されていない地区も多いことから、集落ぐるみの農地の保全活動の組織化が課題となっています。

こうした中、瀬戸内海に面した温暖な環境や多彩な農産物等の特長を活かし、地域農業の活性化を図っていく必要があります。

■施策の方向

○地域製品のブランド力向上と研究機関等と連携した技術高度化

生産組織の強化や生産基盤の整備等により産地化を推進し、ばれいしょ・果樹・肉用牛等地域製品のブランド力の向上を図ります。また、農業技術センター果樹研究部等の研究機関等と連携し、新品種の導入やスマート農業による省力化等を推進し、生産性の向上を図ります。

○若手農業者等による「高付加価値農産物」の推進

販売体制の強化や市内産農産物のブランド認定等により、若手農業者等による有機農業等付加価値の高い農産物の取組を推進し、地域に活力をもたらす農業の実現を図ります。

○瀬戸内の自然環境を活かした農業ビジネスと「農」を通じた移住の促進

瀬戸内の温暖な気候と島しょ部の豊かな景観を活かし、農泊や農業体験活動を中心とした農業ビジネスを推進します。また、空き家や農地の情報提供等により、「農」を通じた移住を促進します。

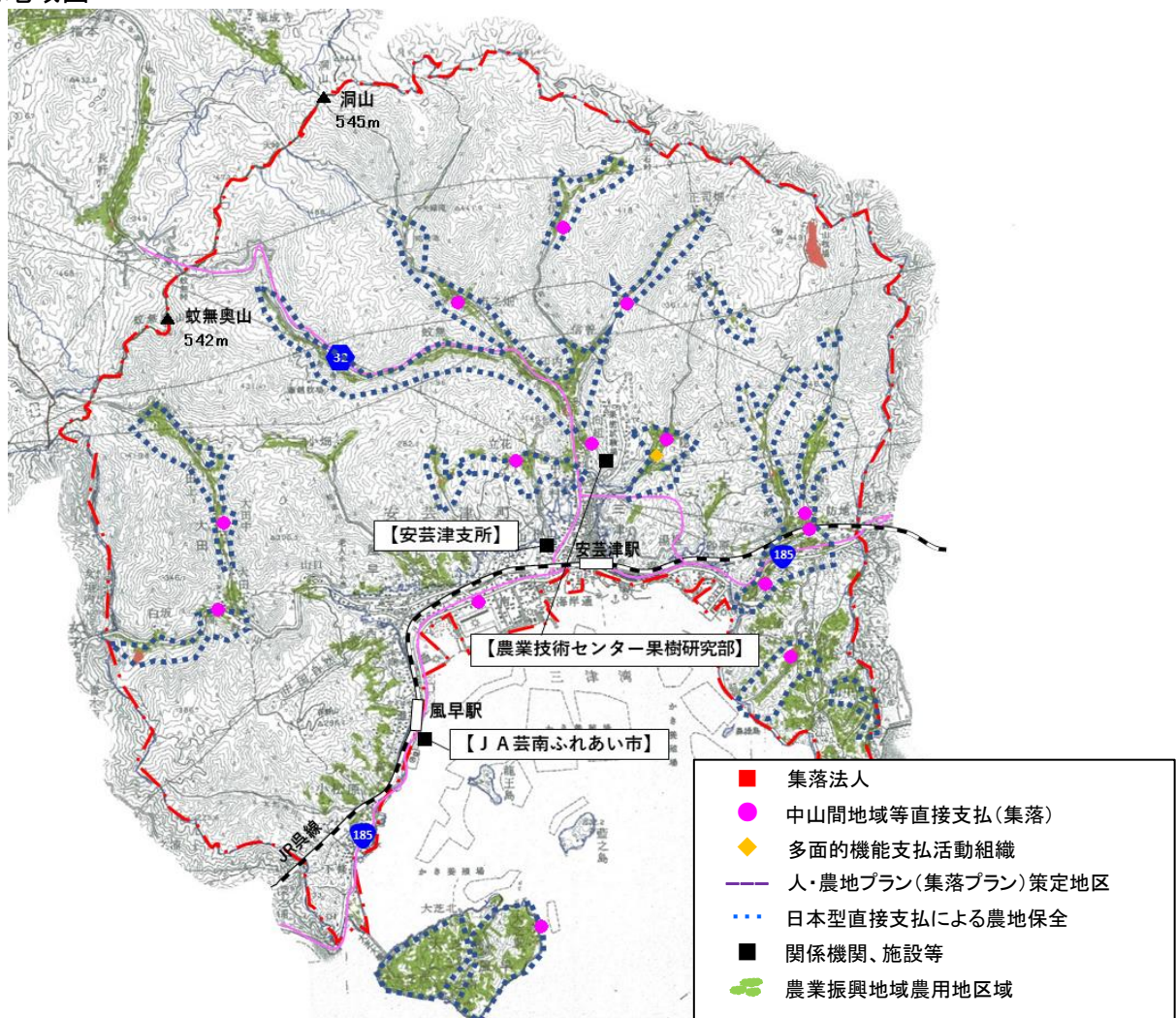
○集落ぐるみの活動による優良農地等の維持・保全

集落ぐるみの活動による農地の保全や農業用施設の長寿命化、捕獲や侵入防止とともに環境整備等の総合的な有害鳥獣対策を推進します。また、水田の排水対策等の生産性の高い農業生産基盤の整備や農作業用道路等の適正な管理を推進します。

○集落営農の組織化の推進

人材の育成や制度の周知等を推進し、集落法人の設立や人・農地プランの策定による集落営農の組織化を図ります。

■地域図



第5章 計画の実現に向けて

1 計画実現に向けた推進体制

(1) 計画実現に向けた関係者の役割

この計画を実現していくためには、農業者、消費者、農業団体、事業者、行政機関など各関係者が、共通認識のもと緊密に連携しながら、それぞれの役割に沿って主体的に行動することが重要です。

○農業者

農業者は、安全・安心な農産物を生産し、市民等に供給するとともに、農地を持続的に保全し、多面的機能の維持・発揮に寄与する役割を担います。また、これらの活動を通じて、農村集落の活性化と良好な農村環境の形成などに寄与する役割を担います。

○消費者

消費者は、農業のもつ役割や価値に対する理解を深めるとともに、東広島市で営まれる農業の重要性を認識し、地場産農産物の積極的な消費に努めます。また、農村環境を保全するための活動や農業生産活動への参画などを通じ、多様な主体として農業・農村を支える役割を担います。

○農業団体(JA等)

J Aなどの農業団体は、構成員や農業者、行政等の関係機関のみならず、広く消費者と連携し、消費者と農業者相互の信頼関係の構築に向けた橋渡しを行うとともに、営農指導や有利販売に向けた取組の推進によって農業者を支援する役割を担います。

○事業者

食品の加工、流通、販売に携わる事業者は、地場産農産物の使用や生産地情報などの提供を通じて、市民に安全・安心な農産物を提供し、地産地消の推進等に寄与する役割を担います。

○行政(市、県、関係機関)

市をはじめとする行政機関は、行政機関の相互連携はもとより、農業者、消費者、農業団体、事業者などと緊密に連携し、施策の推進に必要な組織体制や支援制度などを整備し、各種事業を着実に実施・推進し、農業・農村の振興に寄与する役割を担います。

(2) 計画の広報、啓発

計画実現を目指して、広く市民の理解と協力を得るために、あらゆる機会や媒体を通じて計画と施策の広報・啓発を推進します。

(3) 計画の推進体制

計画の実現を目指して、農業関係部署に留まらず、教育、定住、商工、福祉など様々な部署にわたって総合的な取組ができるよう、関係部署の連携強化を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、市が実施する施策・事業の進捗状況を定期的に検証し、「東広島市総合計画」等関連計画と連動した進行管理を行いながら効果的な施策の展開を図ります。

本計画の進捗状況は、県、市、JA等関係機関によって構成される「東広島市農業振興戦略会議」において報告・検証を行うとともに、農業者、消費者、学識経験者等から構成される「東広島市農林業振興審議会」を通して、市民の声を計画の推進に反映させ、必要に応じて適宜計画の見直しを図るなど、効果的な施策の実施に努めます。

資 料 編

I 東広島市の概要

(1) 気象

	年平均気温	最高気温	最低気温	年平均降水量	年平均日照時間
中 部	13.8度	35.9度	-12.6度	1,478mm	1,932時間
南 部	15.6度	34.8度	-4.7度	1,251mm	2,117時間

資料: 気象統計情報(気象庁)

注 : 中部: 東広島、南部: 竹原

(2) 人口、世帯

単位: 人

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
世帯数	45,787	60,497	67,911	76,018	80,986	84,847
人口	142,088	165,153	175,346	184,430	190,135	192,907
0～14歳	27,359	28,737	28,421	27,581	27,433	27,521
15～64歳	95,441	113,477	119,794	126,533	125,255	119,964
65歳以上	19,159	22,933	26,599	30,235	35,473	42,209

資料: 国勢調査

(3) 産業別生産及び就業者数

① 産業別市町内総生産(実額)の推移

単位: 百万円

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1次産業	5,162	4,762	4,666	4,505	4,629	4,439	4,270	4,688	5,134	4,825	4,570
うち農業	4,087	3,784	3,672	3,521	3,624	3,428	3,294	3,643	4,057	3,780	3,455
2次産業	301,854	366,937	464,320	458,764	369,653	358,400	357,740	350,232	318,605	314,979	320,892
3次産業	424,649	424,296	445,929	451,985	425,965	414,684	407,389	409,391	407,096	405,379	413,246
合計	728,962	793,227	914,045	912,960	799,571	777,114	769,966	765,717	732,677	726,426	738,607

資料: 広島県(統計課)

② 産業別就業人口の推移

単位: 人

	H7	H12	H17	H22	H27
1次産業	8,264	6,777	6,312	4,631	4,114
うち農業	7,986	6,518	6,099	4,402	3,883
2次産業	30,628	29,146	29,205	27,432	27,355
3次産業	43,665	49,413	53,588	54,374	55,482
総数	82,825	86,490	90,425	91,228	90,095

資料: 国勢調査

(4) 土地利用の状況

単位: ha

総面積											
	林野面積	農地	住宅用地	工業用地	商業用地	その他	農業振興地域	農用地区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
63,516	39,956	9,395	2,237	767	269	10,892	47,278	5,290	47,134	2,979	32,250
100.0%	62.9%	14.8%	3.5%	1.2%	0.4%	17.1%	74.4%	8.3%	74.2%	4.7%	50.8%

資料: 総面積は平成27(2015)年都市計画現況調査、農業振興地域及び都市計画区域は農林水産課調べ

注 : 総面積は平成27(2015)年3月時点、農業振興地域及び都市計画区域は令和元(2019)年12月時点

II 全国の農業の現状

(1) 農業構造の変化

① 農業経営体数の推移

単位:経営体、%

	H17	H22	H27	増減率 (H17-H27)
農業経営体	2,009,380	1,679,084	1,377,266	-31.5
家族経営体	1,981,283	1,648,076	1,344,287	-32.2
組織経営体	28,097	31,008	32,979	17.4

資料:農林業センサス

注1:農業経営体は、一定の基準を満たした家族経営体及び組織経営体

注2:家族経営体は、家族経営体は個人経営体及び一戸一法人

注3:組織経営体は、一戸一法人以外の法人経営体と非法人経営体

② 農産物販売金額規模別経営体数の推移

単位:経営体、%

	H17	H22	H27	増減率 (H17-H27)
1,000万円未満	1,608,887	1,373,593	1,119,685	-30.4
1,000～5,000万円	137,092	118,117	108,547	-20.8
5,000万円～3億円	13,594	13,482	15,273	11.6
3億円以上	1,182	1,384	1,827	54.6

資料:農林業センサス

注:販売なしの経営体は含まず。

③ 経営部門別の農産物販売金額規模別経営体の割合(平成26年度)

単位:%

	100万円 未満	100～300 万円	300～ 1,000万円	1,000～ 3,000万円	3,000万円 以上
稲作	73.4	18.3	6.2	1.7	0.4
果樹	39.3	28.3	26.3	5.6	0.5
露地野菜	35.8	26.5	22.4	12.5	2.8
肉用牛	17.2	30.3	26.5	12.6	13.4
施設野菜	6.5	17.6	38.8	32.5	4.6
酪農	0.7	1.3	9.2	37.1	51.7

資料:農林水産省「農業構造動態調査」

注:100万円未満は販売無しを含む

(2) 「田園回帰」の動き拡大

① 都市住民の農山漁村への定住願望の有無

単位:%

	男性		女性	
	H17	H26	H17	H26
合計	25.7	36.8	16.3	26.7
20歳代	34.6	47.4	25.5	29.7
30歳代	17.1	34.8	16.9	31.0
40歳代	18.3	39.0	14.1	31.2
50歳代	38.2	40.7	20.7	27.0
60歳代	25.0	37.8	14.6	28.8
70歳以上	18.8	28.3	9.5	17.3

資料:内閣府「農山漁村に関する世論調査」(平成26(2014)年8月公表)

注:平成26年は、居住地域が「都市地域」、「どちらかというと都市地域」と答えた1,147人から聴取、平成17年は975人から聴取

III 東広島市の農業

(1) 農家数等

① 農家数の推移

単位: 戸、%

	H17	H22	H27	増減率 (H17-H27)
総農家	8,665	7,701	6,526	-24.7
販売農家	6,224	5,049	3,995	-35.8
自給的農家	2,441	2,652	2,531	3.7
土地持ち非農家	2,329	2,923	3,327	42.9

資料: 農林業センサス

② 農家世帯の後継者の有無

	回答数	%
後継者がいる(農地、経営を継ぐ)	93	20.2
後継者はいるが農業は継がない	124	24.0
後継者はいない	138	30.0
わからない	100	21.7
その他	5	1.1
合計	460	100.0

資料: 平成29年度アンケート調査

(2) 認定農業者、新規就農者

① 認定農業者(経営部門別)の推移

単位: 経営体、ha

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認定農業者数	73	85	93	84	91	102	88	106	108	104	103
集落法人	14	16	19	20	21	23	24	30	30	31	31
集落法人以外	59	69	74	64	70	79	64	76	78	73	72
利用集積面積	823	869	937	938	993	1,186	1,130	1,458	1,553	1,434	1,444
集落法人	450	518	572	612	643	830	826	1,015	1,034	1,032	1,038
集落法人以外	373	351	364	326	350	355	304	443	519	402	406

資料: 農林水産課調べ

② 新規就農者数の推移(累計)

単位: 人

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自営就農(親元)	4	6	7	8	10	11	13	15	16	18	18
自営就農 (親元以外)	2	2	2	3	4	8	10	12	14	16	21
雇用就農	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2
合計	6	8	9	11	14	19	24	29	32	36	41

資料: 農林水産課調べ

(3) 集落法人

① 集落法人数及び集落法人の経営面積の推移

単位: 法人、ha

	H1	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H27	H29	H30
集落法人数	1	2	4	7	9	15	18	26	32	33	34
経営面積	33	119	204	379	446	589	666	932	1,015	1,074	1,078

資料: 農林水産課調べ

(4) 園芸作物

① 園芸作物の経営部門別農業経営体数の推移

単位:農業経営体、%

	H17	H22	H27	増減率 (H17-H27)
露地野菜	18	33	34	88.9
施設野菜	14	3	7	-50.0
果樹類	92	73	64	-30.4
花き・花木	23	22	20	-13.0

資料:農林業センサス

(5) 地産地消

① 市内の主要な農産物直売所の売上推移

単位:百万円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
福富物産しゃくなげ館	95	90	94	91	87	84	95	79	74	39
福富ふるさと産品直売所 わにぶち	20	21	22	20	20	21	20	20	-	-
とよさか四季菜館	47	43	37	35	32	31	31	27	25	22
こうち寄りん菜屋	31	31	30	35	27	27	27	15	14	13
道の駅湖畔の里福富	-	-	224	222	209	213	239	222	210	223
JA芸南 ふれあい市	-	-	-	138	146	155	160	155	166	153
JA広島中央 となりの農家 西条店	-	-	-	-	158	176	187	200	217	226
JA広島中央 となりの農家 高屋店	-	-	-	-	109	120	124	136	143	120
JA広島中央 となりの農家 黒瀬店	-	-	-	-	76	78	74	80	76	72
計	194	186	408	541	865	904	956	934	925	867

資料:農林水産課調べ

注:福富ふるさと産品直売所わにぶちは、平成28年度末に閉館。

② 学校給食への主要10品目の地場産農産物供給状況

単位:トン

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総使用量	205.0	272.8	288.7	300.8	320.1	303.3	305.7	314.3	306.0
市内産供給量	18.5	18.4	22.9	26.8	43.7	53.8	64.2	56.0	59.0
市内割合	9%	7%	8%	9%	14%	18%	21%	18%	19%

資料:農林水産課調べ

(6) 野生鳥獣による農作物被害

① 東広島市のイノシシ・シカ捕獲頭数及び農作物被害額の推移

単位:頭、万円

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
イノシシ捕獲頭数	1,016	1,345	1,348	1,370	1,831	1,840	2,043	2,099	2,181
シカ捕獲頭数	284	390	502	641	772	860	955	1,105	1,129
被害額	3,119	3,859	3,283	3,897	3,453	3,797	2,432	2,701	1,427

資料:広島県(農業技術課)

注:平成30年度の被害額の大幅な減少は、相当額が平成30年7月豪雨災害の被害額に含まれたことによる。

IV 用語集

五十音順

あ	
ICT(アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。農業におけるICTの主な活用例では、施設栽培における環境制御、熟練農家の生産管理情報のデータ化、トレーサビリティの管理等がある。
IoT(アイ・オー・ティー)	Internet of Thingsの略でモノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。
安心！広島ブランド認証制度(あんしん ひろしまブランドにんしょうせいど)	食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するための認証制度として、平成16(2004)年8月に創設。「広島県トレーサビリティシステム導入指針」に基づいたシステムを認証するトレーサビリティシステム認証と化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証がある。→「特別栽培農産物」を参照
EPA(イー・ピー・エー)	Economic Partnership Agreementの略で経済連携協定のこと。投資の促進、知的財産や競争政策等の分野での制度の調和、様々な分野での協力など幅広い分野を対象として経済上の連携を強化することを目的とした協定。
AI(エー・アイ)	Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。人間が持つ学習・推論・判断といった能力をコンピューターでも可能とする技術。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
SNS(エス・エヌ・エス)	Social Networking Serviceの略で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりなど、スマートフォンなどを使った身近で便利なコミュニケーション手段として多くの人に利用されている。
FTA(エフ・ティ・エー)	Free Trade Agreementの略で自由貿易協定のこと。ある国や地域との間で関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定。日本は、FTAを基礎としながら、これに加えて、より幅広い分野を対象としたEPAを推進している。
援農ボランティア(えんのうボランティア)	高齢化、担い手不足に悩む農家を支援する目的で、消費者がボランティア活動として農作業を手伝う仕組み。農家や産地を応援したい消費者と生産者を結ぶ交流、連携の一つの取組形態。障害保険の加入のみを生産者側が負担したり、交通費とともに報酬を支給する有償ボランティアなど様々な取組がある。
か	
化学合成農薬(かがくごうせいのうやく)	「農薬」のうち有効成分が化学的に合成されたものを指し、有機リン系殺虫剤・殺菌剤・除草剤、有機塩素系殺菌剤などがある。 なお、「農薬」とは、「農薬取締法」で規定されており、農作物等(樹木及び農林産物を含む。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤や農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる薬剤をいう。
家畜伝染病(かちくでんせんびょう)	家畜伝染病予防法に規定された家畜の伝染性疾患であり、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど、家畜とその伝染性疾患ごとに28の疾患を家畜伝染病として指定されている。また、家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾患の発生の防止やまん延の防止、社会的な影響を最小限にするための措置等が規定されている。
環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)	「環境保全型農業推進の基本的考え方」[平成6(1994)年4月農林水産省環境保全型農業推進本部]によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行(地域で従来から行われている方法)に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

か（つづき）	
経営耕地面積（けいえいこうちめんせき）	農家が経営する耕地の面積。
耕作放棄地（こうさくほうきち）	農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地をいう。なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。
耕種農家（こうしゅのうか）	耕地等を使用して農作物（稲、麦、豆類、野菜、果樹、花き等）を栽培する農家をいう。
耕畜連携（こうちくれんけい）	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種側と畜産側の連携を図ることをいう。
口蹄疫（こうていえき）	口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、めん羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気。感染すると、発熱したり、口の中やひづめの付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられ、幼獣では死亡することもある。り患した家畜は他の家畜への感染を防ぐため殺処分される。また、他地域の家畜への伝染を防ぐため、地域・国単位で家畜の移動制限がかけられることから、広い範囲で畜産物の輸出ができなくなる。
高病原性鳥インフルエンザ（こうびょうげんせいとりインフルエンザ）	鳥インフルエンザのうち、家きんに高致死性の病原性を示すもの等を高病原性鳥インフルエンザという。家きんにこれに感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡する。なお、鳥インフルエンザウイルスについては、生きた鳥との濃厚接触により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染した例は報告されていない。
高齢化率（こうれいかりつ）	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。老年化指数は、生産年齢人口（15～64歳）に対する幼年（0～14歳）及び高齢（65歳以上）の人口割合。
さ	
GAP（ジー・エイ・ピー）	Good Agricultural Practiceの略で「ギャップ」とも言う。農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。 GAP手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となる。日本では、農業生産工程管理手法の一つで、農林水産省が推奨する「GAP（ジェイ・ギャップ）」に取り組まれている例が多い。
CSF（シー・エス・エフ）	Classical swine feverの略で豚熱のこと。CSFウイルスの感染による豚とイノシシの病気。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。CSFが発生した農場では飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととされている。CSFは、豚とイノシシ特有の病気であって、人に感染することはない。また、感染した豚の肉が市場に出回ることもない。令和元(2019)年11月12日（農林水産省発表）に名称が「豚コレラ（とんコレラ）」からCSFに変更された。
地鶏（じどり）	日本農林規格（JAS）で定義づけられており、日本の在来種を親に持ち、飼育方法（平飼い方法や飼育密度など）及び飼育期間（ふ化日から80日以上）など一定の要件を満たしたもので、肉質、食味など固有の特徴をアピールポイントとして様々な地鶏がブランド化されている。在来種としては烏骨鶏、比内鶏、軍鶏など38種の鶏が定義されている。
集落営農（しゅうらくえいのう）	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
集落機能（しゅうらくきのう）	集落の構成員が、生活扶助、生産補完、資源管理等により集落を維持・管理していく機能。 ※農村集落調査（農水省）での集落機能の定義：農業集落において、農業生産の継続に不可欠な地域資源（農地、農業用排水路、ため池、農道等）の利用・維持・管理など何らかの合意形成のもとで行う、農業生産に係る活動。

さ (つづき)	
集落法人(しゅうらくほうじん)	集落(1～数集落)が1つの経営体となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う法人経営体をいう。 ※集落法人は、農地所有者である構成員が経営に参画する「全戸参加型法人」や大型稲作農家等に経営を委ねる「担い手中心型法人」などで区分されることもある。
受精卵移植(じゅせいらんいしょく)	胚移植(ET:Embryo Transfer)ともいい、和牛繁殖雌牛から受精卵(胚)を採取し、体外で受精、凍結等を行った後に、別の乳牛等の子宮内に移植して産子を得る技術。優良な雌牛から多くの卵子を確保し、枝肉成績等が優れた牛を生産することができる。
食育(しょくいく)	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、知識の教育、道德教育、体育教育とともに、生きるための基礎となるべきものと位置づけられ、平成17(2005)年に食育基本法が制定された。 ※本市では、「東広島市食育推進計画」(第2次)を策定し、地域における取組を推進している。 類似用語の「食農教育」とは、食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育等を通して行う全般的な活動をいう。
食の外部化(しょくのがいぶか)	共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況に伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、そう菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や市場の開拓等に進展がみられる。こういった動向を総称して「食の外部化」という。
食料自給率(しょくりょうじきゅうりつ)	国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標。 ○品目別自給率 各品目における自給率を重量ベースで算出。 ○総合食料自給率 食料全体における自給率を示す指標として、供給熱量ベース、生産額ベースの2通りの方法で算出。畜産物については、国産であっても輸入した飼料を使って生産された分は、国産には算入していない。
食料・農業・農村基本計画(しょくりょう・のうぎょう・のうそんきほんけいかく)	食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12(2000)年3月に初めて策定され、平成27(2015)年3月に新たな計画が閣議決定された。
飼料イネ(しりょうイネ)	水稻を家畜の飼料として利用するもので、稲わら、稲の青刈りなどがあるが、特に、イネ発酵粗飼料(稲WCS)としての利用が高まっている。WCSはWhole Crop Silageの略。稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。
飼料用米(しりょうようまい)	家畜の配合飼料原料として生産される米(稲の子実)のこと。
JAS(ジャス)	Japanese Agricultural Standardsの略で、食品・農林水産分野において農林水産大臣が定める国家規格のこと。従来は、国内市場に出回る食品・農林水産品の品質や仕様を一定の範囲・水準にそろえるための基準とされてきたが、市場ニーズの変化や海外への展開などを考慮し、平成29(2017)年6月に農林物資の規格化等に関する法律が改正され、食品・農林水産分野の競争力の強化に向けて、従来からの①製品の品質・仕様だけでなく、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤製品の試験方法など、多様な規格を制定することが可能となり、日本農林規格等に関する法律に名称が変更された。現在、官民連携で取組が進められている。
シェアリングエコノミー	個人が所有する資産(もの、ノウハウ、場所)を多くの人と共有、交換して利用する社会的な仕組み、または、その仲介サービス。
新規就農者(しんきしゅうのうしゃ)	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者(新規学卒就農者と離職就農者の合計)。

さ (つづき)	
新規需要米(しんきじゅようまい)	国の米政策(経営所得安定対策)に関連した米の生産区分の一つ。新規需要米とは、主食用米、加工用米(みそ、菓子原料など)、備蓄米以外の用途のために生産された米穀・稲で、WCS用イネや飼料用米、米粉用米など生産数量目標の外数として取り扱われる。
水田魚道(すいでんぎょどう)	淡水魚が水田に出入りできるよう、水田と水路をつなぐ人工的な水路のことで、水田を産卵・成育の場として利用する淡水魚を保全する目的で、ほ場整備等とともに整備される。
水田放牧(すいでんほうぼく)	永年牧草等が作付されている転作田に電気牧柵を張り巡らして牛を飼育する方法で、転作田の有効活用と、牛の省力管理が可能となる。
スマート農業(スマートのうぎょう)	ロボット技術やICTを活用した新たな農業を「スマート農業」とし、現在、農林水産省や民間企業等も含め、農作業の省力化、軽労化のための技術や、栽培管理の精密化、経営管理の見える化、流通・販売の効率化など様々な分野での研究開発、技術導入、実用化に係る取組が進められている。
生物多様性(せいぶつたようせい)	水田・畑等が適切かつ持続的に管理されることによって、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系をもつ二次的な自然が形成・維持され、生物の多様性が確保されること。また、その機能。
生分解性資材(せいぶんかいせいしざい)	農業用廃棄プラスチックの処理負担、環境負荷を軽減するため、農業用マルチ資材として活用されることが多い。通常の農業用マルチと同等の機能を有するが、収穫間際になると、土壌中の微生物により分解を始め、収穫後土壌中にすき込むと、最終的には水と二酸化炭素に分解する。国や製品メーカー等の普及活動によって利用は年々拡大している。
センチピードグラス	ムカデシバとも言われ、原産は東南アジアで、今でも広く野生している。耐干性、耐雪性、冠水抵抗性、耐病虫害性に優れ、ほふく茎によって土面を覆い尽くし、雑草を抑制する特徴を活かし、水田等畦畔の雑草抑制として植栽される。
促成栽培(そくせいさいばい)	野菜や花などを温室、温床、ビニールハウスなどの施設を使って加温、保温することで、露地栽培よりも早く収穫する栽培方法。収穫期を早めることで市場等での経済性を高めることが目的。
粗飼料(そしりょう)	繊維質を多く含む飼料のことで、乾草、生草、サイレージ(発酵貯蔵飼料)などがある。 ※家畜の飼料には、大別して粗飼料と濃厚飼料がある。濃厚飼料は、家畜に対してでんぷん、タンパク質等特定の栄養を与えるもので、でんぷん質飼料である穀類(トウモロコシ、こうりゃん、大麦など)、タンパク質飼料であるかす類などがある。
た	
多面的機能(ためんてききのう)	本来的な機能以外に有しているさまざまな機能のこと。農業・農村の有する多面的機能とは、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能をいう。
WCS(ダブルユ・シー・エス)	Whole Crop Silageの略で発酵粗飼料のこと。稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。水稻を家畜の飼料として利用するもので、稲わら、稲の青刈りなどがあるが、特に、イネ発酵粗飼料(稲WCS)としての利用が高まっている。
地域営農集団組合(ちいきえいのうしゅうだんくみあい)	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組合のことをいう。
地産地消(ちさんちしょう)	地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取組のこと。この取組を進めていくため平成22(2010)年に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化・地産地消法)が制定された。
直播栽培(ちよくはさいばい)	水稻の種籾を水田に直接播種する技術のこと。移植栽培に比べ育苗・移植作業が不要な分、労働時間の省力化、生産コストの低減が図られる。また、収穫期が1～2週間程度遅れることから、移植栽培と組み合わせることにより作業のピークを分散することができる。

た (つづき)	
中山間地域(ちゅうさんかんちいき)	山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。
中山間地域等直接支払制度(ちゅうさんかんちいきどうちよくせつしはらいせいど)	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として平成12(2000)年度から実施。5年を1期とし、現在4期対策[平成27(2015)年度～令和元(2019)年度]を実施中。農地の傾斜度によって対象農地を区分し、集落等によって協定を締結し、農地保全のための様々な活動に対して交付金が交付される。
鳥獣被害(ちょうじゅうひがい)	鳥類又は哺乳類に属する野生生物による農林産物への被害。 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19(2007)年12月、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)が公布され、さらに、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長等が加えられた改正法が平成28(2016)年12月に施行された。
低コスト耐候性ハウス(ていコストたいこうせいハウス)	一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等に比べ基礎部分や接合部分を強風・積雪に耐えられるように補強・改良し、かつ設置コストが同仕様の鉄骨ハウスの7割以下のものとされ、国の補助事業では交付対象施設とされている。一方で、オーバースペックにより高額となりがちで施設導入が進まない状況もある中で、国では強度等設計基準の緩和が検討されている。
定年帰農者(ていねんきのうしゃ)	定年退職をした後に農村に移住し、農業に従事する者のことをいう。
TMRセンター(ティー・エム・アールセンター)	TMRは、Total Mixed Rations の略で混合飼料のこと。乳牛の養分要求量に合うように粗飼料・濃厚飼料・ミネラル・ビタミンなどをすべて混合し給餌させる方式のことをいう。TMRセンターは、混合した餌を生産、供給するための拠点施設で、近隣では三次市三和町に広島県酪農協みわTMRセンターがある。
テレファーム	遠隔地の農園と月々課金する契約によって野菜栽培を疑似体験するバーチャル農園。農園管理者とコミュニケーションを通じて栽培方法を指定し、日々の作業や野菜などの成長過程はIT技術を使ってスマートフォンなどで見る事ができる新しいタイプのオーナーズ菜園または市民農園。
冬季湛水(とうきたんすい)	冬季において水田に水を張っておくこと。冬季に水を張ることで湿地を好む多様な生物の生息地が確保され、冬季に日本に渡ってくる水鳥の生息環境としても重要な役割があるなど、農業生産と生態系保全の両立を図ることが期待される。
特別栽培農産物(とくべつさいばいのうさんぶつ)	生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと)に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。
土地利用型作物(とちりようがたさくもつ)	広い面積の農地を利用して生産される作物を土地利用型作物といい、水稻、麦、大豆、飼料作物などが挙げられる。
土地利用型農業(とちりようがたのうぎょう)	水稻・麦・大豆・飼料イネ、キャベツ、たまねぎ等、土地を大規模に利用して行う農業のこと。一方、ハウスや畜舎等の施設で行う農業のことを施設型農業という。
トレーサビリティ	食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。食品の生産から消費にわたり、各自取り扱う商品(食品)の移動に関する記録を作成・保存することにより、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つ。
ドローン	マルチローター式小型無人航空機のこと。農林水産業の現場では、農薬散布や作物の生育状況の把握(撮影)など様々な目的で利活用が進んでいる。特に零細ほ場や傾斜地など、日本の農業が抱える課題に対応し、作業効率性を高めると期待されている。散布作業の実施に際しては関係機関に対する申請等が必要となるが、規制緩和に向けた検討も進められている。

な	
中食(なかしょく)	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理することなく)食すること。これら食品(日持ちをしない食品)の総称としても用いられる。
日本型直接支払(にほんがたちよくせつしはらい)	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能を発揮するための地域活動や営農の継続等に対して国等が支援する制度で、次の取組に対して支援を行う。 ・多面的機能支払: 農地、農業用施設等の保全のための地域の共同活動 ・中山間地域等直接支払: 中山間地域等における農業生産活動 ・環境保全型農業直接支払: 自然環境の保全に資する農業生産活動
認定新規就農者(にんていしんきしゅうのうしや)	農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想を踏まえ、就農から5年目までの青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けた新規就農者。対象者は18歳以上45歳未満の青年等。認定を受けた者(認定新規就農者)は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、青年等就農資金等の支援を受けることができる。
認定農業者(にんていのうぎょうしや)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者(認定農業者)に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。
農業産出額(のうぎょうさんしゅつがく)	1年に生産されたそれぞれの農産物の生産量(自家消費を含む)から、種子、飼料等の再び農業に仕向けられる中間生産物を控除した各農産物数量に、それぞれの農家庭先価格(農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加味)を乗じて算出された額のことをいう。
農業参入企業(のうぎょうさんにゅうきぎょう)	異業種から、農業に参入する企業のこと。なお、各種支援の条件は、①農地の権利取得(所有権または利用権)②事業計画の策定(農業参入計画または経営改善計画)③3,000万円程度の売上規模(通常の認定農業者3人分)、なお、事業計画上で目標設定し、それを目指す取組を含む。
農業集落(のうぎょうしゅうらく)	市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理、農器具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭、その他生活面に及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。
農業生産法人(のうぎょうせいさんほうじん)	農地等の権利を取得することができる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。平成27(2015)年の農地法一部改正により、「農業生産法人」という呼称は、「農地所有適格法人」に変更された。[平成28(2016)年4月1日]
農業総産出額(のうぎょうそうさんしゅつがく)	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したものである。
農業体験農園(のうぎょうたいけんのうえん)	農家自らが開設し、都市住民に利用してもらう農園。市民農園は市町や農協、農家から区画を借りて市民が自由に作物を栽培するのに対して、農業体験農園は農家が経営する農園で園主のきめ細かい指導の下で作物を栽培するため、初心者でも技術を学びながら生産できる。
農事組合法人(のうじくみあいほうじん)	「農業協同組合法」に基づき3人以上の農民が発起人となって設立される、組合員の農業生産の協業を図りその共同の利益の増進を目的とする法人。農事組合法人には、機械・施設等の共同利用施設の設置または農作業の共同化を行う法人と、法人自体が耕作等農業経営を行う法人、これらを両方とも行う法人がある。
農地所有適格法人(のうちしょゆうてきかくほうじん)	農業の成長産業化を図るため、6次産業化や農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する観点から、農地法が一部改正され、従来の「農業生産法人」という呼称から「農地所有適格法人」に変更された。[平成28(2016)年4月1日] 変更によって、役員の農作業従事要件(役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事すればよい)や議決権要件(農業者以外の者の議決権が、総議決権の2分の1未満までよい)などが緩和される。

な（つづき）	
農商工連携（のうしょうこうれんけい）	農林漁業者と商工業者等が協力・連携し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであり、平成20(2008)年7月に、農商工等連携関連2法「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（企業立地促進法改正法）」が施行され、各種支援策が実施されている。
農村資源（のうそんしげん）	農村には、農地・農業用水、有機性資源（家畜排せつ物、集落排水汚泥、食品廃棄物等）、農村の環境と景観（自然環境、多様な生態系、美しい農村景観）、農村コミュニティ（集落共同作業の主体、伝統文化の継承の主体）などの様々な地域資源が存在し、特に、農地・農業用水等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。これらを総称して農村資源という。
農地利用集積（のうちりようしゅうせき）	農地を効率的に利用するため「所有」、「借入」、「農作業受託」により集積することをいう。
農地中間管理機構（のうちちゅうかんかんりきこう）	平成25(2013)年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、平成26(2014)年度において全国各都道府県に農地中間管理機構を設置。 農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織として事業を実施している。
農地利用最適化推進委員（のうちりようさいてきかすいしんいいん）	農業委員会改革の一環として、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を強力に進めていくために農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進するため、市町が農業委員会内に農業委員とは別に委嘱する推進委員。
農地流動化（のうちりゅうどうか）	農地の権利移動のこと。貸借（賃借権、利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による移動のこと。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるよう農地の権利移動を促進すること。
農福連携（のうふくれんけい）	農業分野における労働力不足の解消という問題と、福祉分野における障害者の社会参加や工賃向上に係る問題について、農業分野と福祉分野の連携によって解決しようという取組として「農福連携」が注目されている。連携の形態としては、障害者福祉施設が農作業を農家等から受託し、これを「施設外就労」として行う方法や障害者福祉施設が自ら農業を始めたり、農家等が直接障害者を雇用する方法があるが、労働力不足が顕著な農業分野において「施設外就労」への期待が高まっており、取組事例も拡大している。
農薬取締法（のうやくとりしまりほう）	農薬の販売と使用の規制等を行い、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用を確保し、農業生産の安定と国民の健康の保護、生活環境の保全に寄与することを目的として制定された。また、再登録制度に代え一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入し、農薬登録に係る安全性審査の充実及びジェネリック農薬の申請の簡素化等図るため、平成30(2018)年6月に法律の一部が改正された。
は	
バイオマス資源（バイオマスしげん）	一般的に再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマス資源を燃焼させることなどにより放出される二酸化炭素は、生物が成長過程に光合成によって吸収した二酸化炭素であり、温室効果ガスの削減に貢献する資源である。
繁殖経営（はんしよくけいえい）	肉用牛経営のうち、雌牛に子牛を産ませ、子牛を8か月程度育てた後、子牛市場等で販売する経営をいう。
肥育経営（ひいくけいえい）	肉用牛経営のうち、子牛市場等から購入した子牛を食肉用に出荷するため、一定期間飼育して太らせた後に、食肉市場等で販売する経営をいう。
BSE（ビー・エス・イー）	Bovine Spongiform Encephalopathyの略で牛海綿状脳症のこと。異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。国内では、平成13(2001)年秋に初めてBSE感染牛が確認された。

は (つづき)	
人・農地プラン(ひと・のうちプラン)	農地中間管理事業の推進に関する法律に位置付けられた農地利用の最適化を図るための中心的な手段。農業者等がアンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握等を行った上で、地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の集約に向けた将来方針等を作成し、市町村が公表するもの。人・農地プランの作成とともに、農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けた地域や個々の出し手に対しては、地域集積協力金等の支援を受けることができる。
広島県農林水産業チャレンジプラン(ひろしまけんのもんすいさんぎょうチャレンジプラン)	令和2(2020)年を目標年度とする広島県長期総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」における農林水産分野行政の基本指針として平成22(2010)年12月に策定され、産業として自立できる農林水産業を目指し、生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立を主要課題として施策の展開方向が掲げられている。
複合経営(ふくごうけいえい)	農産物販売金額が一番多い部門の販売金額が、全販売金額の8割未満の経営。 このうち、農産物販売金額が一番多い部門の販売金額が、全販売金額の6割以上8割未満の経営を準単一複合経営という。
ポリオレフィンフィルム	塩化ビニールフィルム(以下「塩化ビニール」という。)とともに園芸用ハウスや農業用マルチ資材としてよく利用され、農PO(または農POフィルム)と表記される場合もある。塩化ビニールよりも薄くて軽い作業労力の負担が軽く利用が拡大したが、塩化ビニールはマテリアルリサイクル(再生利用)が可能であるのに対して、ポリオレフィンフィルムはサーマルリサイクル(焼却による熱回収)となるため、二酸化炭素排出による地球温暖化への影響が指摘される。こうした状況を背景に、最近では生分解性資材への転換も徐々に進んでいる。
ま	
マーケットイン	企業等が生産・販売活動をする際に、消費者ニーズを満足する製品であることを最優先する考え方。逆の用語で、企業が作りたいもの、作れるものを生産してから、どのように販売していくかを考える方法をプロダクトアウトが対比される。
密播疎植(みっばそしょく)	稲作の低コスト化に向けて、育苗箱の種もみを通常より高い密度で播種することにより育苗数を減らすことができる技術。育苗に係るコストの削減に加え、育苗管理・運搬労力を省力化することができる。
や	
有機農業(ゆうきのうぎょう)	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業である旨、有機農業の推進に関する法律で定義されている。
優良系統広島牛(ゆうりょうけいとうひろしまぎゅう)	広島県において古くから増体や肉質などが優れた特性を持つ牛を優良系統牛として、交配、改良されてきた。比婆とその他系(神石・双三・高田)の2つの系統が古くから有名で、現在はその2系統の交配、さらに他県の系統を導入して広島牛が造成されている。
抑制栽培(よくせいさいばい)	野菜や花などをビニールハウスなどの施設を使って、人工的な低温・乾燥・日照時間等を調整することで、花芽や生長を抑制し収穫期を遅らせる栽培方法。
ら	
リレー出荷(リレーしゅつかい)	同一品目を複数産地が連携して、市場への出荷を途切れなくリレーすることをいう。農産物の端境期を作らないこと(供給の安定)で市場の信頼が高まり、価格の安定が図られる。
老年化指数(ろうねんかしすう)	生産年齢人口(15～64歳)に対する幼年(0～14歳)及び高齢(65歳以上)の人口割合。高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
6次産業化(ろくじさんぎょうか)	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を総合的かつ一体的な事業として推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。 この取組を促進するため平成22(2010)年11月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化・地産地消法)が制定された。

〔統計用語〕

(1) 農林業経営体分類

用 語	定 義
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者 (1)経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 (ア)露地野菜作付面積 15a (ク)豚飼養頭数 15頭 (イ)施設野菜栽培面積 350平方メートル (ケ)採卵鶏飼養羽数 150羽 (ウ)果樹栽培面積 10a (コ)ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 (エ)露地花き栽培面積 10a (サ)その他 (オ)施設花き栽培面積 250平方メートル 調査期日前1年間における農業生産物の (カ)搾乳牛飼養頭数 1頭 総販売額50万円に相当する事業の規模 (キ)肥育牛飼養頭数 1頭 (3)権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。) (4)農作業の受託の事業 (5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者

(2) 農家等分類

用 語	定 義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員の中に兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

(3) 農家人口等

用 語	定 義
農家人口	農家を構成する世帯員の総数
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者
農業経営者	その世帯の農業経営に責任を持つ者

策 定 経 過

1 主な策定経過

年月日	内 容
平成29年 5 月31日	第1回東広島市農林業振興審議会
平成29年 8 月24日	第2回東広島市農林業振興審議会
平成29年 9 月25日～ 平成29年11月27日	東広島市の農業振興に関するアンケート調査
平成29年11月 2 日	第3回東広島市農林業振興審議会
平成30年 3 月13日	第4回東広島市農林業振興審議会
平成30年11月19日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る将来戦略ワーキング
平成31年 2 月 6 日	第5回東広島市農林業振興審議会
平成31年 3 月26日	第6回東広島市農林業振興審議会
令和元年 8 月21日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(豊栄地域)
〃	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(福富地域)
令和元年 8 月22日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(安芸津地域)
〃	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(河内地域)
令和元年 8 月23日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(黒瀬地域)
令和元年 8 月27日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(八本松地域)
〃	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(西条地域)
令和元年 8 月28日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(高屋地域)
令和元年 8 月29日	第3次東広島市農業振興基本計画の策定に係る意見交換会(志和地域)
令和元年10月31日	第7回東広島市農林業振興審議会
令和元年11月20日～ 令和元年12月17日	第3次東広島市農業振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施
令和 2 年 1 月16日	第8回東広島市農林業振興審議会
令和 2 年 1 月30日	第3次東広島市農業振興基本計画答申

2 パブリックコメント実施結果

(1) 目的

第3次東広島市農業振興基本計画の策定にあたり、広く市民からご意見を伺い、計画に反映させるため、次のとおり意見公募（パブリックコメント）を実施。

(2) 実施期間

令和元年11月20日（水曜日）から12月17日（火曜日）まで

(3) 実施方法

農林水産課（市役所本庁舎本館8階）、各支所（地域振興課）、各出張所、各地域センター、各生涯学習（支援）センター、各図書館、市ホームページで公開

(4) 意見提出者数

意見提出者数：6（個人3、団体3）

地域別：福富町1、豊栄町3、河内町2

年齢別：40歳代2、50歳代1、60歳代1、70歳代2

性別：男性5、女性1

(5) 意見の内容

意見数：21件

計画の内容に関する意見【2件】

計画の実現に向けた具体的な方法等に関する意見【17件】

その他参考意見【2件】

3 東広島市農林業振興審議会規則（昭和49年11月27日規則第66号）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市農林業振興審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）農業振興地域整備計画の策定及び重要な変更に関する事項
- （2）農林業振興事業計画の樹立及び実施に関する事項
- （3）その他農林業の振興のため必要な事項

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）農業協同組合、土地改良区、森林組合、農業委員会その他農林業関係団体の代表者又は当該代表者が推薦した者
- （2）農家代表又は認定農業者
- （3）東広島市都市計画審議会委員
- （4）学識経験を有する者
- （5）消費者代表
- （6）流通関係事業者

2 委員は、第2条の規定による市長の諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

第6条 審議会の委員の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

2 総会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、総会の議決により、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつて、これを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会の会議及び総会と部会との関係)

第8条 総会の決議により、部会の所掌に属せられた事項については、その部会の議決をもつて、この審議会の決定とすることができる。

2 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会の委員の会議（以下「総会」という。）」及び「総会」とあるのは、「部会の会議」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(顧問)

第9条 審議会に顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 顧問は、会長の要請に応じ、会務に関し必要な助言を行う。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、産業部農林水産課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成19年12月25日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 東広島市農林業振興審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
農業協同組合、土地改良区、森林組合、農業委員会その他農林業関係団体の代表者又は当該代表者が推薦した者	石井 修二	賀茂地域酪農団体連絡協議会 会長
	檜垣 義雄（前任）	賀茂地域酪農団体連絡協議会 会長
	仲伏 英雄	東広島市土地改良区 理事長
	小池 智慧登（前任）	東広島市土地改良区 理事長
	吉田 忠治	賀茂地方森林組合 業務課長兼大和支所長
	加栗 建男	東広島市農業委員会 会長
	高藤 秀信	広島中央農業協同組合 代表理事常務
	高木 昭夫	東広島市集落法人連絡協議会 会長
	山中 斉昭	芸南農業協同組合 代表理事専務
	竹本 文紀（前任）	芸南農業協同組合 代表理事組合長
農家代表又は認定農業者	古川 みどり	農地利用最適化推進委員
	木下 久恵	認定農業者
	住井 正美	認定農業者
	田辺 寿孝	認定農業者
	本山 博文	農事組合法人重兼農場 理事
	西本 昌子	農事組合法人ええのう末釜 理事
	三宅 祐二	ベジスタイル株式会社 代表取締役
	梶森 久史	株式会社賀茂プロジェクト 副社長
東広島市都市計画審議会委員	渡橋 誠	東広島市都市計画審議会委員
学識経験を有する者	◎田中 秀樹	広島大学大学院統合生命科学研究科 教授
消費者代表	草野 みどり	生活協同組合ひろしま 理事
	渡辺 寿子	東広島地域活動栄養士会 代表
流通関係事業者	蔵田 亮	西條商事株式会社 常務取締役

※区分は東広島市農林業振興審議会規則第4条第1項各号の規定による

◎は会長

前任の委員の所属等は在任時のもの

第3次東広島市農業振興基本計画

発 行 東広島市

編 集 東広島市 産業部 農林水産課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL 082-420-0939

FAX 082-422-5144

E-mail : hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp

